

戦国の忍者を追う

―忍器認定過程と忍器からみた忍びの正体―

岩田明広

はじめに

国際忍者学会、甲賀流忍者調査団、三重大学等による忍び(註1)の研究は、「忍者」に多くの人々の注意を惹きつけ、今や戦国人気を牽引する動カ源になっている。

忍びに対する一般的なイメージは、戦国期の戦場で疾風のように活動する謎めいた者たちで、その様相は中近世の軍記に基づいてきた。これに対し、近年の研究では、各地で発見・確認されるようになった幕藩体制下の史料に基づき、實在の定役の忍びの姿を浮かび上がらせている。しかし、戦場を生きた戦国の忍びたちの姿は、相変わらず霧の中に沈んだままだ。信用できる戦国期の記録が限られる中で、忍びは当時の軍が用いた多様な戦術と混同され、最近まで、存在そのものを疑う見方さえあった。手裏剣に代表される戦国期の忍器に至っては、実物資料が皆無という状態だ(註2)。

二〇一八年、私は戦国期の軍の総合的な理解を念頭に、埼玉県立嵐山史跡の博物館において、戦国の軍の一部を構成する別動隊としての忍びを扱う企画展を立案し、戦国の忍びに関する調査を開始した。その過程で、戦国の忍びの情報を一次史料から得ると同時に、戦国の忍器(註3)と考えられる複数の特殊武器を確認した。

本稿は、それらを戦国期の忍器として認定する過程を明らかにし、その様相を公にするとともに、近世の忍器の在り方についても論じるものだ。同時に、戦国期の忍びの実態を追及した前稿(註4)を補完する位置

付けにもある。

本稿の内容は、二〇二一年度埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「実相忍びの者」及び関連の記述・発表等と凡そ一致するが、忍器についてはどの公開情報より本稿が優先する。

また、本稿で挙げる文献史料については、極力原典またはその写真によったが、掲載された刊本がある場合はそこに示された史料番号を付して便に供するよう配慮した。特に『戦国遺文』については、戦国十大名氏名＋史料番号と略して表記した。忍術伝書のうち、『萬川集海』を引く際は、中島篤巳註訳 二〇一五『完本 萬川集海』国書刊行会に、『忍秘伝』を引く際は、中島篤巳註訳 二〇一九『完本 忍秘伝』国書刊行会に、それぞれしたがっている。

他に、各戦国大名や国衆の表記については、事典類の項目になっている名称に統一し、その時々々の仮名・諱の使用は避けた。城郭名については、遺跡として扱うため、周知の埋蔵文化財包蔵地名を主に用いた。

一 本稿の基本的な考え方

(一) 本稿の基本的な考え方

本稿における資史料の比較検討や史料からの歴史事象の抽出・判断は、前稿同様、次のような認知科学的理論(註5)に基づく。

人は外界から刺激Ⅱ情報を受容すると、共通の特徴ごとに体制化し、まとまりとして貯蔵Ⅱ記憶する。体制化した情報は一つの知識をなすが、それらの知識をさらに類似の特徴ごとに体制化し、上位のまとまった知識として貯蔵する。この知識も、より上位の共通の特徴で体制化する。人は、こうして階層化された知識体系としての記憶Ⅱ認知構造を形成する。その後人は、受容する刺激とこの認知構造を照合し、それが何であ

るかを認知する。

階層化された知識の体系 認知構造は、さらに次のような特徴をもつ。家族のような基礎的集団の間では、共通の環境と頻繁なコミュニケーションがあり、やりとりされる情報が細部まで共有されるため、形成される認知構造も細部まで共通する。一方、村のような地域共同体では、共同体構成員として生活するのに必要なだけの情報交流で済むため、構成員全体の認知構造でみると、細部は共有されず、上位のまとまった抽象的な部分が共有されることになる。さらに上位の地方集団等では、周囲の環境も異なり情報伝達の頻度が低いため、より上位の概念的部分のみが共有される。

また、情報は重要な部分ほど注意され、頻繁かつ正確に交流される。つまり、正確に保存された情報は重要性も高いことになる。人の認知構造は記憶を俯瞰すると、上位階層に体制化された概念的知識ほど、情報量は少ないが重要な知識(誰もが知る常識などがその例)として保存(記憶)され、下位に体制化された個別の知識ほど、具体的で情報量は多いが、小規模な集団でしか共有されない重要度の低い知識として保持されている(ただし、個別の知識も小規模集団内での重要性は高い場合がある)。

さて、時間の経過等により環境が大きく変化することがある。すると、環境から受容する刺激や集団構成員同士の情報交流の内容が変わる。これにより認知構造は記憶はまとり方を変え、再構造化される。時代により精神・文化が異なり、新制度や新支配機構に適応しているのはこのためだ。しかし、人はどのような情報でも取り込み、認知構造は記憶を再構造化させるわけではない。人が積極的に受容する情報は、認知構造として貯蔵されている知識と適度なズレのある情報であり、現況の認知構造は記憶からかけ離れ、理解の範疇を越えるような情報はエピソード

記憶として残ることはあるが、体制化されず認知構造の再構造化は生じない。

ところで、認知構造が再構造化されても、頻繁かつ正確に情報交流される知識の重要な中核部分が長く維持されることがある。これは、一人の人生における環境変化に基づく認知構造の変化でも、世代交代に基づく認知構造の変化でも同様で、頻繁・正確に伝達される重要な知識は保持されうる。このとき、変化しない部分の知識に着目した認知構造の通時的なつながりを、私は「系統」と呼んでいる(註6)。

前稿では、戦国の忍び戦術を担う者たちが、一般の武士とは異なる、夜間の軍事行動に対応した特殊な鍛錬を積む特殊武装集団から選ばれ任命されていたことを明らかにした。これを認知科学的に解釈すれば、忍びを擁する(忍び戦術実行に対応できる)特殊武装集団には、一般の武士から独立した、彼ら独自の武術や技術の習得・伝達システムがあったということになる。戦国大名は彼らの特殊な武術や技術を評価して自軍に召集しており、このシステムは彼ら特殊武装集団の存在意義の中核をなす重要部分になっていたとしてよい。こうした重要部分は、厳しい鍛錬という情報交流により、当時の忍びの間で頻繁に情報として交流され、堅固に長期にわたり維持されたと理解できる。より実態に即した言葉を選べば、忍びの役に就く者たちや母体となった特殊武装集団では「忍びの系統」として、師弟関係を通じて、彼らにとって非常に重要な夜の技の伝授を行っていたということになる。

(二)忍び独自の忍器開発・改良・伝達システム

冒頭に記したとおり、本稿は考古資料中に確認した特殊武器を戦国の忍器として認定する過程を公にするものだが、戦国の忍器は今日まで未

発見で手掛かりさえつかめずに来た。

忍器については、最大の忍術伝書といわれ、寛政元年（一七八九）に甲賀二十一家総代の大原数馬らから、寺社奉行松平右京亮を通じて幕府に献上されたとされる、『萬川集海』に詳しい。同書には、潜入時に堀や城壁等を登るために用いる道具「登器」、水上・水中の移動や作業に用いる道具「水器」、潜入時に扉等を破るために用いる道具「開器」、照明や合図に火を用いるための「火器」など、様々な用途や役割を備えた多くの忍器が材料・製作方法とともに紹介され、忍器制作のシステムに関わる記述もみられる（註7）。

『萬川集海』巻第二「萬川集海凡例」には、「一 忍器ハ陰忍ノ階梯也ト云共、器物制作ノ傳授ニテ忍之理ハナキ故、第六ニ記ス忍器ハ、自ラ為覺ヘテ其可否ヲ可試、若シ不試シテ行フ支ナカレ、免角一器ヲ以テ多用ニ應スル様ニ專ラ簡要ニ制作スルヲ善トス」とある。忍器は忍び自ら発案・試作して、使用に耐えるか否か確認すべきものとされている。

同様の記述は、藤堂藩に伊賀者として仕えた木津家に伝わる『木津家文書』のうち、【史料一】に挙げた正徳六年（一七一六）五月三日付「敬白天罰靈社起請文前書」にも認められる。伊賀者長井又兵衛から忍術を伝授された木津伊之助が師弟の約定を神仏に誓ったもので、忍術や忍器の悪用を禁じ、伝来の忍器や『萬川集海』に掲載されている忍器の他に、新しい忍器を考案した場合は、師に報告するなど記されている。

【史料一】「敬白天罰靈社起請文前書」（木津家文書）

敬白天罰靈社起請文前書

- 一 今度御流儀忍術御伝授忝奉存候、然者御相伝之忍術忍器共ニ、喩親子兄弟たりと

いふ共、他見他言仕間敷候、尤知ぬ躰ニもてなし、人二写させ申間敷候、

一 萬川集海之内、序、正心、忍宝之章ハ君命ハ

不及申、家老、出頭人見申度と御申候ハ、懸御目ニ

申答ニ御免も下候事、

一 此迄持来候忍器、火器之外、萬川集海之外、

珍敷方便、忍器、火器考出シ候ハ、御知を可申候、

一 若師と不通之義出来申候ハ、書写御書物返進

可申候、跡ニ而書写置申間敷候、

一 萬川集海之秘術、外之書ニ書ましへ申間敷候、

一 御相伝之忍術、忍器、為盜賊少も用間敷候、但シ

何ニよらす君命ハ各別之事、

右之通、少も相背申間敷候、若少ニ而も於相背者、日本國中

六十余州大小之神祇、殊ニ氏神之御罰子々孫々

身上深厚ニ可蒙罷者也、仍而如件、

正徳六丙申年五月三日 木津伊之助

（保本力）（花押）

長井又兵衛様

この起請文によって、一八世紀初頭頃の伊賀に、戦国の忍びと同じ、忍び独自の武術・技術の習得・伝達システムがあり、その中に忍器の開発・制作等の情報を師弟間で共有・伝達していくシステムが成立していたことが把握できる。これは、当時の剣術等の武術と同様の傾向だ（註8）。

『萬川集海』が幕府に献上されて近世の忍びに普及し、【史料一】第二条の



図1 忍術伝書の忍器

1～6：『萬川集海』に掲載されたよく知られた忍器
7～11：『忍秘伝』に掲載されたよく知られた忍器
引用元は、「はじめに」に示した。

ように忍術のテキストとして使用されていたことを勘案すると、近世には、各地の忍びに師弟関係に基づく独自の忍術伝達経路があり、忍器も独自のシステムの中で開発され、改良され、伝達されており、そうした隠されたシステムの存在が、広く忍びを使う幕府や各藩に許容されていたことになる。様々な忍術伝書に同じような忍器が記載されている一方で、武術伝書や『和漢三才図会』等の辞典類に掲載されないのは、このシステムが一般に開かれたものではなかったことを傍証している(図1)。

『和漢三才図会』には、巻二十一「兵器」にある「龍吒」や巻二十四「百工



図2 『和漢三才図会』(国会図書館所蔵)に掲載された一般的な道具

忍器としての武器・武具・道具は掲載されていない。図のように、忍器に近い形状のものもあるが、用途・構造が異なる。

具」にある「鋸」(図2、文政七年(一八二四)版本)のように、少数ながら忍
器の鉤縄・鋸と同じ機能の道具も掲載されている。忍器の情報が閉じた
システムから漏れていたと考えられなくもないが、『和漢三才図会』の龍吒
は、登るための道具ではなく捕縛の道具であり、鋸は木・竹用の両刃で
はなく、片刃で木材切断の道具と書かれている。その用途・形状・呼称は、
忍術伝書の忍器とは異なる。

忍器開発・改良・伝達システムは、史料上は近世の忍びに確認できる
システムではあるが、『萬川集海』が各地の忍びの技を集大成したものと
して成立していること、戦国の忍びの母体となった特殊武装集団に忍び独
自の武術・技術の習得・伝達システムという上位のシステムが存在して
いたことから、戦国から近世まで一つの「系統」をなす「忍び」の認知構造の
重要部分の一部として、維持・共有されていたものと推定できる。

二 実在する近世の忍器たち

手裏剣・苦無と呼ばれる忍器がある。漫画・テレビアニメ・実写映画
に登場する頬被り筒袖等の黒装束の「忍者」が使う象徴的な「武器」だ。そ
他、良く知られた忍器には撒菱、鉤縄、忍び刀、水蜘蛛などがあり、各
地の資料館や展示施設に飾られている。これらの忍器は伝世品のように
説明され、見る者に一定の歴史的根拠に基づく資料であるとの誤った印
象を与えていることがある。一方、研究者は、それらの多くについて現
代の創作であると考え、近年では「忍者は手裏剣を投げなかった」をキャッ
チフレーズにした書籍も出版されている(註9)。

しかし、俄に偽作と断ぜられない「忍器」が存在することも事実だ。前
節に示した忍び独自の忍器開発・改良・伝達システムの存在を手掛かり
に実在の忍器を辿っていくことで、戦国期の忍器に遡る手がかりを見い

だせる可能性がある。回り道かも知れないが、戦国の忍器に接近するため、
まずは現存する忍器の様相を概観しておこう。

関東平野中西部、川越城下にある私設博物館の川越歴史博物館は、信
頼できる来歴をもつ忍器コレクションを所蔵している。近世の所産を証
する資料を含む、最も重要な忍器コレクションだといつてよい。

川越歴史博物館は、現埼玉県川越市、川越城跡の旧本丸南側に所在する。
戦国から近世の武器・武具の収集で知られている。希少な歴史資料を当
時の状態のまま保存する方針で収蔵展示し、一般に公開している。

現館長西山浩市氏によると、同館の忍器群は川越城東の農村地帯にあ
る伊佐沼近隣(旧伊佐沼村)の民家に江戸時代の忍器群として伝わってい
たもので、西山氏の父忠夫氏が複数回訪ねて少しずつ寄贈を依頼し、譲
り受けたものだという。『新編武蔵風土記稿』によれば、近世の伊佐沼村は、
川越城の東一五町の距離にあり、戸数四〇戸の農村とされている。水田
稲作のほか、関東地方では印旛沼に次ぐ広さの溜池「伊佐沼」で、鮒・鯉
を漁獲し蓮根をとって城下に出荷していた。

それらは一括性の高い資料群だが、忠夫氏が長期に渡り他の忍器の収
集を心がけていたことを否定できず、また、複数の民家から得た可能性
もあり、完全な一括の資料群と評価することは難しい。しかし、現段階
では、一つの城下の一定地域から得られた一定のまとまりのある忍器群
と評価すべき希少な資料だ。

また、現在の川越には「忍者」の伝承がなく、過去に「忍者」の娯楽興行
等が行われた形跡もない。少なくとも明治以後の忍者ブームの際の創作
を疑う必要もない。

コレクションには忍術伝書にない武器が多くみられ、手裏剣、鎖鎌、
鎖分銅、縄分銅付鎌、仕込み煙管、仕込み柄杓、どのような刀にも取り



図3 川越歴史博物館所蔵の忍器械群

付けられる万能鐔などのほか、籠手と草摺のつく鎖帷子、木刀、特殊小刀、火器にあたる忍びがんだうなどがある。他に、忍術伝書に記載がある登器の苦無、鉤縄、開器の小鎌、鋸に加え、鉄菱(鉄製撒菱)等もある(図3)。

忍術伝書に記載のないものから概観していく。

最も数が多いのは手裏剣だ。本稿では、その形状を記述するにあたり、二〇一六年に日本科学未来館等で開催された企画展の関連書籍『The NINJA 忍者ってナンジャ? 同公式ブック』(角川書店)に従い、棒型手裏剣・平型手裏剣の区分と刃部の数・形状による呼称を用いる。また、昭和三九年(一九六四)に刊行された藤田西湖著『図解手裏剣術』による呼称も便宜的に併用する(註10)。

資料群には、棒型手裏剣と平型手裏剣がみられる。棒型手裏剣は、五本一組となっており、これを収める皮袋が付属するものもある(同図の11)。いずれも断面正方形の火箸状のもので、柄尻に穂を付ける孔があるものもみられる。長さは一五センチメートル程度だ。棒型手裏剣は、今日の認知度は高くないが、最も一般的な手裏剣として古くから用いられてきた。藤田によれば、元部分を持ち、先を敵に向けて投げる直打法か、先を持ち半回転させて敵に投げつける反転打法によって投擲するとされる。

他方の平型手裏剣は十字手裏剣が中心で、刃部が三角形の通常のもの(同図の3)、鏃を四本接合した形状の逆えりがつく刃部をもつもの(同図の6)、柳葉状に刃部が膨らむ十字形のもの(同図の5)、大型の馬十字手裏剣などがある。他に万字手裏剣(同図の8)、流れ万字手裏剣(同図の7)、折畳式十字手裏剣(同図の1・2)、四角形で各辺が内湾する四方手裏剣(同図の9・10)も認められる。組をなすものは、棒型手裏剣同様、五枚一組となっているようだ。縦横一〇センチメートル程のものが主体だ。

藤田によれば、投擲の際、十字手裏剣はふつう縦持ちとし、一つの刃を握り、前方に突き出た刃に人差し指を添えて回転させて投げるか、下部の刃を親指と人差し指付け根で挟み持ち、回転させて投げるものとされている。十字手裏剣が投げ出されると四本の刃部が回転して安定して飛行し、常にいずれかの刃部が敵を刺突する原理だ。以下、本稿では、安定した飛行と正確な狙い・確実な打刺突を目的に、回転させて敵に投げつける武器を「回転系投擲武器」と呼称する。

回転系投擲武器には、手裏剣の他に鉄つぶてがある。鉄つぶては、鉄素材を扁平な餅状に鍛え、八角形または各辺が内湾する八角形等に成形したもので、後者には鋭利な尖端部をもつものもある(同図の12・13)。

平型手裏剣と鉄つぶては厚く重い印象が特徴で、平型手裏剣には、刀剣のように鎬状の稜線が認められるものが多い。鍛造せず鉄板を割り貫いたような作りで縦横九センチメートル程の小さいものは、昭和の偽作の可能性を考えるべきだ。

鎖鎌は通常の農業用の鎌に鎖分銅が付いた形で、刃渡りは一〇センチメートル程度だ。一間ほどの鎖の端に分銅がつく。柄には持ち手が離れるのを防ぐため鉄製のガイドが付いている(同図の21)。また、鎖部分を縄で代用した縄分銅付鎌もあり、訓練用と思われる。

武器では他に、反りのない忍び刀があり、同様に反りのない木刀もある(同図の27)。木刀は訓練用であることが明らかで、この忍器群の使われ方に一定の手がかりを与えてくれる。

仕込み武器には、刃渡り一〇センチメートル程度の仕込み扇(同図の28)・仕込み煙管(同図の29)・仕込み柄杓があるが、武器としてではなく、潜行時の開器等に用いるものかも知れない。

火器で夜間の潜行の際に用いる照明具の「忍びがんどろ」は、小型のも

のと中型のものがある。小型のものは、内部のからくりが三つの可動部からなり、自由自在な角度の変化に対して常に垂直・水平を保つよう工夫されている(同図の25)。中型のものは、二つの可動部によって火種の角度を保つ一般的な構造だ。

一方、忍術伝書にみられるものは以下のとおりだ。

登器の苦無は、断面三角形の両刃で(同図の14・16)、柄尻に孔をもつ。長さ四五センチメートルを超える棒状のものもある(同図の17)。

直刃の刃紋が美しい同図の14の柄部分には「水野正国作」の銘がある。水野松次郎正国は、千代鶴是秀が書き記した名工一覽に名が見える細川正義門下、尾張出身江戸在住の刀工だ。天保年間(一八三一―一八四五)から文久年間(二八六一―一八六四)にかけて作刀したようだ。愛刀家の間では、川越城下の蔵造りの街並みに所在する刃物店まちかん(町勘)の所蔵品に「東京府住 水野正國嫡子 武寶郷正照」の銘があることでも知られる。最近福岡県の個人がオークションに出品した刀には、表に「天保十四年八月日」、裏に「於武府尾州産水野正國作」の銘があった。川越歴史博物館所蔵資料の忍器群が幕末(天保―文久の頃)に使用されていたこと、川越藩の忍びが江戸在住の刀工に忍器の製作を依頼していたことがうかがえる。また、この苦無は剣と同じ両刃の造りとなっていて、幕末には「武器」として作られていたことを物語る。

鉤縄は、川船の碇と同型で、三本の湾曲した鉤を溶着したものがある(同図の26)。先端には逆えりが見られる。『忍秘伝』では碇として掲載されているもので、浮橋を引き留めたり、高い所に上ったり、敵船を引き寄せ転覆させたりするのに用いるとされている(図1の7)。

開器の小鎌は、刃渡り四センチメートル程度の刃部に、長さ一五センチメートル程度の柄がつき、柄の端部には紐通しの孔が認められる(図3

の20)。鋸は細身で、『萬川集海』の掲載図に近い(同図の19・図1の5)。

鉄菱(鉄製撒菱)は、一枚の鉄板に切れ目を入れて四本の和釘状の針を造り、針先を結ぶ線がアルキメデスの正三角錐(正四面体だが、製作者は錐を意図しているため錐として表現した。以下はこれを前提に正四面体とする。)をなすように折り曲げ、投げて転がしても必ず一本の針の尖端が真上を向く構造にしたもので、大きさには尖端間が四・五センチメートルのものと一〇・六センチメートルのものの大小二種類がある。各針には逆えりが付されている(図3の22・23)。近いものに、鉄毬がある(同図の24)。幅広の鉄板二枚を直角に重ねて溶着し球形にまとめ、鉄板の各所に均等な間隔で一四本の刺突針を付けている。

注意しておきたいのは、現代の廻し挽き鋸に似た小型の鋸だ(同図の18)。開器にあたると思われる。地部には「江州佐和山住國廣」の銘が刻まれている。堀川國廣(佐和山住國廣)は、天正年間(一五七三～一五九二)から慶長年間(一五九六～一六一五)に活動した信濃の著名な刀工で、新刀の祖といわれる埋忠明寿に比肩するとされる。古刀の相州正宗、新刀の國廣、新々刀の水心子正秀と並び称され、中興の三傑と呼ばれることもある。真作であれば、鋸というより特殊小刀というべきかも知れない。中世末期に遡る可能性がある。川越歴史博物館所蔵の忍器群の形成開始の上限は、思いのほか早いのかも知れない。

川越歴史博物館所蔵資料には、五本・枚セットの手裏剣、木刀、縄分銅付鎌がみられ、明らかに訓練用の道具の様相をなしている。同時に、潜行用の開器や照明具もみられ、夜間の軍事行動の訓練が行われていたことも想像させる。

さて、他に把握しておくべき現存の忍器群には、世界最多の忍器コレクションといわれる群馬県の中之条町歴史と民俗の博物館所蔵資料があ

る。中之条町は三国山脈南西部を隔てて長野県に近く、隣接する東吾妻町とともに、戦国期真田氏の「忍者」伝承がある地域だ。同館では、精力的に忍びの情報を収集し、事業を実施してきた。

同館のコレクションは、群馬県前橋市在住であった故山岸賢司氏が収集したもので、山岸氏が逝去された二〇二〇年に遺族の御意向により同館に寄贈されたものだ。生前の山岸氏にうかがったところによると、江戸時代に製作されたと考えられる忍器を全国の骨董商等から購入して収集したもので、他に忍者映画のポスターや近代以後の伊賀で生産された薬の外箱などがある(註11)。実際には現代に製作された忍器も含まれているとみられ、総合的な評価は難しいが、その一部に岐阜県旧徳山村の旧家で発見された忍器の一群が含まれているらしいことは注意すべきだ(註12)。

徳山村は岐阜県揖斐郡の揖斐川上流にあった村で、徳山ダム建設のため昭和六二年(一九八七)に廃止され、現在はダムの湖底に沈んでいる。村民は昭和五九年(一九八四)に離村を開始し、当時のテレビ番組などで、その様子が紹介された。昭和五七年(一九八二)には、離村が決まるまでの過程を、認知症の高齢者と親戚の少年の交流を通じて描いた『じいと山のコボたち』(童心社)が、当時の分教場教師だった平方浩介によって執筆された。この物語は、翌年には神山征二郎監督・加藤嘉主演の映画『ふるさと』として制作・上演されている。山岸氏が亡くなり詳細は不明だが、忍器群は離村のための引越し作業などにもない発見されたものではないかと思われる(図4)。

当時は昭和の忍者ブーム末期にあたるが、旧徳山村には忍術流派を名乗る者もなく、社会状況とは無縁の資料群とみよてい。ただし、コレクションの中のどの資料が旧徳山村の資料かを特定することができず、一括資



図4 中之条町歴史と民俗の博物館所蔵の忍器群

3のような鉄板を切り抜いた造りの手裏剣や12の手鉤（手甲）・鉄拳・角指、13の鉄板から製作したような苦無、15のような鑿状の棒型手裏剣等は、現代の創作の可能性が高い。旧徳山村資料を特定するのは難しい。

料としての忍器の種類や傾向、製作方法の特徴を把握することはできない。

資料群中には、登器の苦無、水器の水蜘蛛、曲げた二本の針金を中央で接合した鉄菱など、『萬川集海』や『忍秘伝』に示された忍器を忠実に実体化した形状・作りのものが存在するほか、手裏剣・鎖鎌・鉄菱等の著名な武器、開器の枢輪（くろろかぎ）に鎖と分銅を付けたもの、精巧な忍びがندوق等、忍術伝書になく、独自に開発したり改良したりしたとみられるものも存在する。今後、全体の中から旧徳山村の忍器を特定することができれば、川越歴史博物館所蔵資料同様、重要なコレクションになるものとみられる。

さて、実在する忍器を確認した上で忍術伝書に記載された忍器をみると、鎌・鋸・苦無など、単純な構造で単純な機能をもつものが主体であることや火器の種類が多いことが目に付く。また、使用法が不明なものも認められる。本稿は、江戸時代の個々の忍器の構造や機能を考察するものではないため、大まかな傾向としての把握でしかないが、こうした忍術伝書に掲載された忍器の傾向の一方で、川越歴史博物館所蔵資料には、鎖鎌・忍びがندوق・仕込み武器のような精巧な構造をもつものが含まれる。それらは一般の武士の用いるものとは異なり、武術伝書や一般の文献には登場しない。川越歴史博物館所蔵資料は、忍び独自の忍器開発・改良・伝達システムにより次第に新しい忍器が加わり、高度化していった忍器群の最終的な状況を示す姿だと考えたい。同時に、忍術伝書に忠実な忍器の存在は、古い忍器の伝世の他、忍器製作者が忍術伝書に忠実に回帰していた様子を示しているのかも知れない。

三 近世の忍びと忍術鍛錬

(一) 川越藩の忍びの記録

川越歴史博物館の忍器械が近世の所産であり、忍術鍛錬に用いられたとみられることがわかってきた。ここでは、戦国期の忍器械の検討に備え、文献記録に残る川越藩の忍び事情を概観し、近世の忍びと忍器械との関係をもう一步追及することで、予備知識を蓄えておきたい。

かつて江戸を支える重要拠点として栄えた川越は、明治中頃に建築された蔵造りの街並や江戸情緒を残す寺社・建造物群を中心に、川越伝統的建造物群保存地区として人気を集め、関東有数の観光地になっている。近年は、官民とも近世の歴史を前面に観光事業を展開し、小江戸の愛称が定着している。しかし、近世の川越藩を治めた松平大和守家に出雲出身の忍びが仕え、継続的に各地の農民騒動等の情報収集を行っていたことはほとんど知られていない。

川越藩は、現埼玉県川越市にあった川越城を藩庁としていた。立藩は、天正一八年(一五九〇)の酒井重忠の入封で、一万石を領した。以後、重忠の弟で徳川家康の再従弟でもある酒井忠利、堀田正盛、松平信綱、柳沢吉保らの幕府重臣が領した。

明和四年(一七六七)四月、松平大和守家が治める前橋藩で城下の五七七軒を焼失する大火があった。前橋藩では藩庁の前橋城が、前領主酒井家時代以来の利根川の浸食により大きな被害を受けており、財政危機による家中の貧困もあつて問題が山積していた。

財政が逼迫した松平家は、藩主松平朝矩が前橋城放棄を決め、この年のうちに窮状を汲んだ幕府の許可を得て、川越城に移転した。前橋には陣屋を置き、川越藩の分領として統治することになった。

前橋藩・川越藩時代の松平大和守家の忍びの記録は、藩政を詳細に記録した『前橋藩松平家記録』(前橋市立図書館所蔵)に残されている。現在のところ、二〇二一年段階で、五件の忍びの活動記録を確認している。

このうち最も古い宝暦四年(一七五四)閏二月の記録には、姫路藩時代の松平家が寛文年間(一六六一～一六七三)に出雲の忍びの者「井山勘兵衛」を仕官させ、忍びの任に就かせていたことが記されている(史料二、註13)。

【史料二】『前橋藩松平家記録』宝暦四年閏二月

一 忍之者共勤向之義左之通、以書付井内源右衛門・永田内蔵丞相伺候二付、老中江申達之處、尤二ハ其通為相勤候様可申付之旨差図二付、兩人より申聞書左記之、

忍之者勤方内之廻勤も仕候得共、夫二付前々より言上かましき義一向不仕義心得二付、如何之申心得三而廻勤等仕候哉与相尋候へハ、忍之者之義寛文中於姫路御所柄之訳二而、当井山勘兵衛祖父勤兵衛、始而自雲州被遣候、其節之趣御軍場之御用并他所御用・御道中御用等を相勤候

のミニ候、其後山形二而初而廻勤被仰付候得共、目付役と申義被之仰聞者意申候、(郷力)内姫路以来其(類力)二而勤来候、乍去尤承義ハ申出候了簡三罷在候旨申候故、承義者申、不承義者何尔から心を不用様二候故、只今迄一向勤之筋も不相立事二存候間、以来ハ別紙之通、相勤可然旨(奉力)処御「請之上、彼ノモの共仲真不殘得心仕候、乍左不輕訳も有申事故、拙者共上二て取斗難相極候条、各様江申上、御下知候うへ、可申聞と申聞置候、但右之趣二相勤候共目付役之勤方二ハ違、上ハ被仰付候義者勿論、下ハ申出候事も仮令同役之内とも不相洩義之心遣候、(尋力)此趣二て事二より有て、御調法之筋もや、被存候、但武家被召仕者どもとも申内、願申忍之者之義ハ根本変之、時有之御用心向二被召抱置候訳ゆへ、平日之勤二ハ故有から

力入不申、一統別段したて故、只今迄年来其(類カ)ニ勤来候義と相見へ而等閑候訳とハ相聞不申候、

別紙

忍之者勤方之義只今迄年来別紙之趣ニ而勤来候得共、今度

委細申請以來之義者常変内外之差別なく、世間之是悲善惡

見聞思慮之及ニ申候之義申出候様心懸、相勤可申旨申付、可然奉存候、依之

申上候、以上、

壬二月

井内源右衛門

永田内蔵丞

俸給を得ていたにも関わらず、藩への進言を行っていなかった忍びに
対し、家老らがこれを問題視し、井内源右衛門と永田内蔵丞が聞き取り
調査をして、忍びたちの弁明を書面で報告した。忍びたちは、当代忍び
の井山勘兵衛の祖父で出雲出身の勘兵衛が姫路で雇用されて以来、軍用
の御用と他所への道中の御用(註14)しか拝命していなかったと申し開き
し、別紙で、以後は「常変内外之差別なく、世間之是悲善惡見聞思慮之及
ニ候へし義申出候様心懸」と、平時・変時、内外の区別なく、世間の色々
な状況について気付いたことがあれば申し出るようにすると回答したと
記されている。

出雲に残された記録をみると、天正期から江戸前期にかけて出雲を領
した毛利氏の分限帳に井山姓はみられない。しかし、旧尼子領を領した
松江藩松平家の家臣の勤務・昇進状況等を家別に記録した『松江藩列士録』
(享保年間に記録開始)には、「井山」家が記載されている。

松江藩の井山家は、元祖を井山新五兵衛とし、「本国不知、生国出雲」と
ある。松江藩士としての働きが認められるのは、文化一〇年(一八一三)

六月二六日に「来實丁ニ相勤付而、御取立拾八石五人扶持、被下之新番組
江組入」られた井山瀧尾が初めだ。瀧尾は、その後、八十石御扨従となっ
ている。父は井山新助といい、享保から明和の人、祖父は里右衛門で延
宝から享保の人であったとされ、ともに生国は出雲となっている。寛文
年間に遡ると井山家に関する記載はなく、その役に忍びがあったか否か
についての手がかりもない。

現状では、松平大和守家に仕えた忍びと出雲を繋ぐ確実な証拠は認め
られない。しかし、井山姓の武士が存在していた松江藩は、寛永一五年
(一六三八)以後、結城秀康の三男で越前松平家分家の松平直政が治めて
いた。同じく越前松平家の分家で、松平直政の異母弟だった松平直基(結
城秀康五男)を初代とする松平大和守家とは、近い関係にあったことがう
かがえる。松江藩には、立藩当初の堀尾家時代、伊賀者が忍びとして仕
えており、彼らは出雲出身を自称していた(註15)。堀尾家が無嗣改易と
なり、大部分の忍びは他藩に移ったとされているが、松江藩に残った忍
びもあったようだ。井山家一門の中に寛文年間以前に忍びとして活動し
ていた者がおり、越前松平家系との関係の中で、松平大和守家に招かれ
た可能性は検討に値する。

また、延宝二年(一六七四)に、結城秀康の孫 松平光長が治める越後
国高田藩で御家騒動(越後騒動)が起こると、光長の従兄弟で当時姫路藩
にあった松平大和守家直矩が、松江藩松平直政の子で出雲国広瀬藩主の
松平近栄と協力して裁定に当たった。後に裁定が覆り、直矩はこの不手
際で減封となり、天和二年(一六八二)に豊後国日田藩に国替となった。
松平大和守家には、松江藩領外の出雲地方との関係も認められるのだ。【史
料二】にあるとおり、川越藩を治めた松平大和守家が藩政に忍びを導入し
たのは姫路藩時代のこのようだ。今後、松平大和守家の忍びの変遷を

知る上で、姫路藩時代の研究が重要だ。

さて、次に古い記録以後のものが、川越藩時代の記録に当たる。【史料三】は、安永二年（一七七三）十一月、幕府領飛騨国高山で大規模な農民一揆「安永騒動」が起きたときのものである。川越藩松平家は、幕府からの命により、その情報収集を配下の忍之者に命じている。忍びは百姓の強訴の様子を次のとおり報告した。

【史料三】『前橋藩松平家記録』安永二年十一月廿五日

十一月廿五日

- 一、昨廿四日江戸へ御用状出来、
- 一、飛騨国高山二而百姓及騒動、従 公儀人数出等之義被仰付旨、右二付忍之者差遣様子を承候様ニ 御意有之候段申出之、
- 一、右二付、忍者申付遣候様井内源右衛門江聞之、
- 一、右忍之者雑用金として 両相渡候様、御勘定奉行江及差図置候二付、受取相渡候様、井内源右衛門被申聞之、
- 一、高山百姓騒動二付、御留守居差出二付左記之、
 - 此度飛騨国高山二而百姓及騒動、大勢相集、致嗽訴、高山御陣屋江之通路被切罷有候由、右之起り者高山加州之御願所二而在之候処、御取上御代官所大原彦四郎殿御支配所二相成候処、御益之筋御申立二而此度新竿を入可申趣之処、百姓共承之、高山之義者古来戸田采女正殿御先祖之御竿二而相極、数百年二相成候義、此度新竿を入候義、難渋之趣相願候得共、無之御取上、弥新竿入候積二而御勘定組頭・御勘定衆杯茂、右為御用飛騨国高山江被遣候処、依之百姓及騒動、大勢相集、新竿を入候義被相止候□□無左申て大原彦四郎殿曾可申受と申之、未鎮不申候由、

一、去十七日、松平右近将監殿御宅江松平出雲守殿・松平能登守殿・戸田

采女正殿・青山大和守殿、留守居被招呼、被仰渡候趣者、大原彦四郎

御代官所飛騨国高山二而百姓大勢相集及嗽訴二付、人数差

遣被鎮可申旨、尤如何様之理不度候義難斗候、其節者

打払セ候義茂、可有之候間、鉄炮・大筒等差出候様二被仰渡候由、

右三付出雲守殿へ者、人数五百人斗茂被差出候由及承申候、

四番 弥五八倅 六番 源左衛門倅 五兵衛倅

原 甚之助 手塚初之助 六番 奥澤市藏

伴五左衛門倅

四番 山本 惣八

右之面々五人扶持宛被下、御雇御番二被差加候、此任親之被可申聞旨、多賀谷

（伊織力）・石渡八郎進・三上嘉門兵衛方被申遣候、

但、右之趣右人（番力）ニハ番頭ヲ勘定奉行被申遣候

強訴の発端は、代官所の大原彦四郎による御願所取上と長年続いた検地のための間竿の変更にあったとある。新竿導入を受け入れないとする農民に対し、意見の採り上げはなく、導入が強行されることになった。農民たちは大挙して集まり、高山陣屋への通路を遮断したという。その後、銃砲を用いた五百人の部隊による鎮圧方針が示された。

派遣された八名の忍びは具体的な聞き込みを行い、帰藩後、詳細を報告した。実際の鎮圧には、苗木・大垣・郡上・岩村・富山の五藩から二千人が出兵し、死者・処罰者が多く出た事件だった。

安永八年（一七七九）には、阿部豊後守が治める隣藩忍藩領で起こった農民騒動の情報収集に、やはり忍之者を派遣している。忍びは、忍藩の

措置とそれに対する農民の要求などを、【史料四】のとおり事細かく報告した。冗長になるが、現在のところ他に翻刻がないため、前記史料同様、全文を掲載しておく。

【史料四】『前橋藩松平家記録』安永八年十一月十二日

一、阿部豊後守殿御領分行田百姓騒動致候付、右様子同年忍之者、

差法候處別紙帳面差出候付、左記申候、但右渡り勤等之義ハ大目付

御勘定奉行江対請者可申候也、

阿部豊後守殿御城下忍江罷越様子承合候處、

豊後守殿先年大坂御城代・京都諸司代御勤已来、過分

之御物入多、其上矢矧橋御手伝後之御物入差法とい候付

御勝手向必至二而、御難儀被成候二付、御家中知行取之分

半知被仰付候、然連共、切米取・給金取・扶持方取・小身之

者共江者御借上無御座候、其後、当御役被仰付候、已後、

半知御用捨之上、扶持方掛作百石二付拾貳人、扶持之

積りを以被下置候二付、年々之御借上二付御家中皆之

難儀仕候由、相聞申候、

一、当御役被蒙仰候節、在町勝手宜敷者共江、御用金

被仰付、毎年元利御返済之上二而元金御借上壹割

半之利足被下置候處、五六ヶ年已前江戸用人

矢田源蔵与申者、御国元江罷越右御用金年之利済

之処、上御不如意二而、返済不被約成候段、銀主共江申渡

右之證文共上江差上、可然旨申渡、證文不殘御取上

有之候、其節町在公事等已前、役人江賄賂等二而

理非不相分打捨り居申候、諸公事共之分も源蔵

相捌帰申候由、沙汰仕候、

一、前々御勝手向御不如意之上、京・大坂御用御勤之

度毎御領分中高掛り茂、度々被仰付候、御領分中

百姓共積年難儀仕候處、在年中、於江戸儉約奉行旨

申候而、桑山勘兵衛被召抱、又当年水野勇蔵与申者

被召抱候、右両人之者御勝手繰上さいばい仕候由、

一、忍御城付高六万石を四組二相分ケ、一組二代官貳人割元と

申大庄屋鉢之者帶刀御免二而壹人ヅ、御座候由、村方御用

右之割元共江被仰付候由、

一、郡中納米之儀古来壹俵四斗入二而納来候處、三四拾年も

已前、めこぼれ利米と申し壹俵二式升ヅ、増を入レ、納申候處、

当七月中儉約奉行兩人、江戸表へ罷越候而御領分中

見分致、御取稼一反二付式升増申付候處、百姓共難渋之旨

申立、古来之通二相願罷出候得共、左候者地方江柵を入、

年々之出来を見取二可成由申付候程、以難儀至極二御座候而

迷惑なりて右之一反二付式升増を御請申上候、乍去御取稼

強被仰付甚難渋仕候由、郷中之儀ハ、矢郷組・持田組・皿尾組・

佐間組と申四組二相分シ申候由、当年御領分惣体田畑

不作、別而田方一向不出来二付、検見相願候處、定免之場所ハ

検見不被仰付候、矢郷組之儀、別而不作二付、又候相願候得とも

役人中之上二而検見被仰付候而ハ、御取稼二相障申候二付、不

被仰付候、四組之内、佐間組ハ田畑半々之場所故、苅取申候、

皿尾組・持田組ハ佐間組同様二苅取申候、半分ハ矢郷組同様二

一向苅取不申候、右之矢郷組并持田組・皿尾組之三分半分

御検見不被仰付候旨、江戸表江罷出相願可申由、十月末

利根川原江相集り申合候処、四組割元役人共承百姓共江

異見差加へ、我等上二而何分爲宜様二扱可申候由、様々申なだめ

取扱申候処、百姓共納得仕引取申候由、右之様子相聞候二付

当月五日郡奉行堀越久内郷中吟味方役人大音太

江戸表江罷出候由、未罷帰不申候、矢郷組之儀ハ御城

西少シ北之方ニ御座候、此組田斗之所ニ而畑無御座、当年不作仕

別而困窮仕候由、夫二付相続、持田組・皿尾組ハ田方七分ニ

畑三分之場所ニ付、矢郷組程ニ者無御座候得とも、銘々七分之

不作ニ而矢郷組ニ続キ是茂同様ニ難儀仕候由、此度矢郷組之

百姓共右之新法式榊増被仰付、迷惑至極之上当年

別而之不作ニ候得者半分も上納不相成候二付、檢見相願候処、

不被仰付、定免之通ニ相納可申候由被仰付候、矢郷組之儀ハ

亦々押返相願申候、持田組・皿尾組之内ニ茂別而田方斗

之所ハ矢郷組同様ニ相願申候由、佐間組ハ田畑当分之所故、

重而御願不申上候由、

一、矢郷組之百姓共申候者、江戸表ハ罷越候両人之儉約奉行

地方功者之由ニ而、ケ様之儀共申付候得共、永々生得之百姓

勢力を尽し仕候得とも、時節悪敷候得者、不作之義

勿論ニ候、定而両人之衆、能作方存可被申候へハ、此方江申請

伝授請可申候由、相願申見度之由、何茂申候由下説仕候、

一、忍御領四五年已前御用金證文御取上之後、御城下熊谷宿

勝手中通り者ハ上江式三百両御用金被仰付候、右御用金

其者之身上相応ニ金式三分ハ五両位迄壹人分取集

金高二合差出申候、年々利足被下候處、当秋、儉約奉行

参候節、是等茂明年ハ利足被下間敷之旨申渡候由、

一、忍領畑万金之儀、郡中列年八月ハ納来候処、三四年も

已前ハ八月納之分四月、九月納之分七月迄二相納候様ニ

被仰付候、皆渡之時分、右之御借り越之月利分式割半之

割を以被下置候由、是又当年儉約奉行申渡候ハ、八月

納ハ四月朔日迄二相納メ、九月納之分ハ七月五日迄二相納候様

申付、来年ハ利足之儀不被下候由、申渡候様沙汰仕候、

一、当御役御勤ニ付候而ハ、諸家ハ之御付届ケ御音信も御座候

事ニ有之候得とも、不殘御賄江、御納メ表江ハ一向御出し不被成

其上御能好被遊女中杯数多被召抱候ニ付、江戸表江物入

年々多、御国元別而御難儀之様、下説仕候、

一、忍御家中積年困窮罷在候所、当御役被仰付候、後段々

御勝手向茂相直り、御借上茂ゆるみ可申候、果々罷在候所、

今更御同様之事故、殊之外迷惑仕候由、沙汰仕候、

一、当月六日百姓共之内、名主組頭百姓代之者、役所江被召呼

田方苅取不申候村々江、被仰渡候者御鷹場之儀ニ有之候

得者、早く苅取候様可及候、追而ハ拝借等も可被下之旨

被申渡候由、右二付、願所矢郷組杯只今最中苅取申候、

一、川越御領分中、奈良村・今井村・上川上村・忍御城下

上、騎西領之内、村々忍御城下ハ下川越御仕置等、善悪

一切沙汰不仕候、忍領之中ニ御座候得共、静澄ニ罷在候

城代

家老

同

同

阿部勘解由

甲斐外記

富加須庄兵衛

加藤安五郎

中老

鈴木内蔵

平田孫右衛門

平田治部右衛門

町奉行

郡奉行

岡崎惣兵衛

丹羽幸助

成越久内

永尾伝兵衛

郷中吟味役

熊岡太左衛門

今村源之丞

大音太

近藤嘉左衛門

大目付

市川久米右衛門

錦織九右衛門

相原大八

友嶋新左衛門

宗旨奉行

代官

成田仁左衛門

渡下八郎左衛門

辻丈左衛門

高橋銀左衛門

宝田平治右衛門

吉田茂助

小沢平太夫

小沢平左衛門

富沢甚内

本保郡左衛門

竹内甚右衛門

右之外相替儀不承旨、飛(亀力)岡源市郎・三田八左衛門書付差出之、

十一月十四日

忍藩主阿部豊後守が大坂城代と京都所司代を務め、西三河の拠点で矢矧川水運の基地でもあった矢矧橋普請の補助の幕命を果たしたため、忍藩は財政難に陥った。対応策として、藩士の給与を借り上げとして半減させ、町衆には御用金として年一割半の利息で借入金と課し、後に返済を反古にしたとある。農民には三十年前から年貢納米に割増分が課せられており、それ以前に戻すよう要求があったが、江戸から儉約奉行が派遣され、農民の要求を認めないばかりか、一反に対して二升増にしたという。この年不作だった農村では、検見による年貢の賦課を要求したが、聞き入れられず、定免の通りとされた。農民たちは上位の役人に訴え、検見の判断を得られたため、抗議のために刈り取りを中断していた村々で、随時刈り取りが再開されたという。飛岡源市郎、三田八左衛門によ

る報告書の写しとされている。

藩側の措置が非常に詳しく列記されており、忍藩藩士らへの直接の聞き取りで把握したものと思われるが、各農村の作業再開の様子は現地の実見によるものと思われる。隠密の情報収集ではあったが、協力者があったことを想像させる。

さらに天保十一年(一八四〇)一〇月には、【史料五】のように、出羽庄内に忍び三人を差し向けた記録がある。

当時、財政が極度に逼迫していた川越藩松平家は、殖産興業や農政改革の成功で財政が豊かだった出羽国庄内藩に目を付けた。藩主松平齊典は実子の後継から廃し、前將軍徳川家斉の子紀五郎(齊省)を養子に迎えることで、幕府に庄内への転封を要求した。老中水野忠邦らは、庄内藩主酒井忠器に越後長岡藩への転封を命じ、川越の松平家を庄内へ、長岡藩の牧野忠雅を川越へ移す「三方領地替え」を画策した。川越藩の忍びは、転封先の庄内で急ぎ情報収集を行い、特に重要な事項は、一人が早々に報告に戻るよう命じられた。残念ながら、報告書の写しであるためか、調査内容については書かれていない。ただし、報告は隠密とある。調査地では、飛騨高山や忍藩の例からみて、かなり目立った聞き込みを行ったとみられる。

【史料五】前橋藩松平家記録「天保十一年十月晦日」(群馬県史資料編一四近世六「八八」)

- 一 昨日申来候御内沙汰之趣、為心得態立宿継を以前橋表江申遣之
- 一 此度御内沙汰申越候二付而者、忍之内三人庄内江差遣ケ条之件々取調申出候様可申付旨、且又右ケ条之内丸印之件々者、早々取調調付寄次第者人ハ早々罷帰、其段申出候様申含、即刻発足

可被致旨、尤江戸表江立寄内蜜に右筆共江、其段申出同処ニお
ゐて猶又得差図発足致候様可申聞旨、大御目付猿木十郎右衛門
江申聞之

但本文忍差遣候義ハ、先月中大凡御模様方申来候節、早速忍
差遣可然与申合之上、件々申合其段江戸へ申遣候処、未御
所替御場処駈与取極兼候ニ付、先ッ見合置候様同処へ申越
候ニ付、見合罷在候処、此度之御内沙汰ニ付、本文之通申
付遣也、

一 右ニ付諸雜用見込百金差向候場ハ、御貯金金子為差出先ッ可被

渡置、

布沢 大兵衛

有田 幾助

山下領右衛門

一 庄内御領分拾四万石余者、同処ニ不残円り居候哉之事

但何れ之方御取箇宜いつれ之方ハ不宜与申、大凡之模様方
も可有之哉之事、

一 御収納米大凡何程位ニ候哉之事、

但何斗俵ニ有之哉之事、

一 金納右同断之事、

一 海運上右同断之事、

但御城下より舟着迄里数之事、

一 御国益之品有無之事

但有之上者運上等大凡何程位ニ候哉之事、

一 町在人氣善惡模様之事、

一 御城内外模様之事、

但御家中屋敷ハ 御城内ニ多く有之哉、又者御城外ニ多く
有之哉之事、

一 御家中奉公人、男女共給金等如何様之振合ニ有之哉之事、

但御領中夫人を召仕候哉之事、

一 海岸御固場有之哉之事、

但御固場有之候ハ、如何様之御振合ニ候哉、且御入用

大凡御程合之事、

一 米価并大麦・大豆価之事、

一 味噌・塩・炭・薪等価之事、

一 呉服類并諸式大凡右同断之事、

一 庄内の大坂迄通船模様方之事、

但庄内米を他国江廻米出来候哉之事、

一 江戸の省内舟着迄、荷物運賃大凡何程ニ候哉之事、

但右舟着より御城下迄駄賃右同断之事、

一 江戸の庄内迄人馬錢右同断之事、

一 庄内寒暖時候之事、

一 庄内領東西南北何程之里数ニ有之哉之事、

但海辺附里数右同断之事、

一 水損場何与申処ニ多く有之哉之事、

一 旱損場右同断之事、

一 湿地右同断之事、

一 津出し場不宜場処何方ニ有之哉之事、

一 田勝ニ有之哉、畑多く有之哉之事、

一 檜山松山杉山何与申処宜く有之哉之事、

一 湊坂田之外今壱ヶ処あり之様及承候、其外も有之哉否之事、

一 田川郡・飽海郡之内御代官処有之哉、諸侯方御領分其外知行処、有之哉否之事、

一 庄内領一二之富家ハ何と申もの二有之哉否之事、

一 別紙絵図面二庄内領外領分印を附持帰るへき事、

但絵図面ハ於江戸表相渡之事、

一 從江戸表酉之刻出、三時切御飛脚丑刻参着、左之趣申来之、

御用番土井大炊頭殿江御呼出ニ付罷出候処、別紙御書付壱通

御用人菊池間左衛門を以御渡被成候、

右之通御座候、已上、

十月晦日

小笠原源次

減封を仕掛けられた庄内藩酒井忠器であったが、農政の成功で農民からの信頼が厚く、翌天保十二年（一八四一）、庄内藩領民が幕府への越訴に及び、藩政に落ち度のない酒井氏の減封を擁護した。幕府はこれを褒め、同年七月には徳川家斉が死去したこともあり、三方領地替えは撤回された（註16）。

本稿では略すが、他に文政九年（一八二六）正月の記録を確認している。二〇二一年秋現在、私の調査はここまでだが、『前橋藩松平家記録』は幕末まで続く。川越藩松平家の忍びの記録は、以後の年次にも複数存在するとみられる。調査は今後も継続したい。

さて、以上の藩政記録に残る忍びの活動は、正規の報告書を書写したもので、信頼性に問題はない。これらは、忍術伝書にあるとおり、近世の忍びによる他国等での情報収集活動が、長期にわたる上、非常に詳細

であったことを示している。

人の移動が自由ではなかった当時、こうした情報収集を完全な隠密活動として成し得たとは想像しがたい。忍術伝書が伝えるように、変装し他者の風体となつて方言を使いこなし、誰かの親類縁者を騙ったとしても、余所者がいれば常に目立ったはずだ。報告内容は為政者側の措置の調査が主だ。よそ者であることが明白になりやすい町方や地方での聞き込みよりも、為政者側の協力を得た情報収集の比重が大きかったのかも知れない。

（二）史料に残る近世の忍びが用いた忍器の手がかり

前節のような詳細な忍びの記録を見渡しても、そこに忍器に関する記述はみられない。川越には伝来の忍器が実在するにも関わらず、文献記録に忍びの活動と忍器の直接的な関係は残されていないようだ。しかし、他藩の忍びが残した記録の中には、わずかだが忍器の手がかりを認めることができる。

熊本藩細川家が抱えた忍びには、忍びの諸道具の発注記録が確認されている（註17）。宝暦五年（一七〇八）七月一九日付「忍之諸道具代付之事」（『綿考輯録』）に、一般的な道具のほうで「包丁・かま（鎌）・はさみ、火術・砲術の消耗品としての鉄炮薬・えんしやう（硝石）・いわう（硫黄）・はい（灰）などとともに、忍び独自の忍器で開器にあたる「のべかき（延鍵）」や登器にあたる「くない（苦無）」を、忍び自身が製作せず、鍛冶屋に値段交渉の上、まとめて発注したことが記録されている。

また、『史料六』に挙げる尾張藩に仕えた忍びの「願書」には、江戸時代最後の慶応四年（一八六八）六月、列藩同盟軍兵站地の新潟に出陣する新政府軍に加わった甲賀者が、忍術に必要な物品調達のための一時帰郷を要

望する様子が詳しく記されている。

「忍術江付而ハ品欠難調品多、右ハ不残買調へ候訳ニハ不行届、十二月ニ至り不申候半而ハ難入手品等も御座候付、」とあり、忍術で用いる品には、簡単に購入できないものや冬季には入手できない欠くべからざるものがあつたことが伺える。

【史料六】「願書」(滋賀県甲賀市『渡辺俊経家文書―尾張藩甲賀者関係資料―』一二六)

今般家業江付候、諸品調度江付、
御手当分被下方之儀奉願上候處、
今般限右為御手当、忝人江金拾三両、
宛被下置、以御蔭志願相届難有、
仕合奉存候、付而ハ、此節者越後
地江罷越、勤向之儀ハ千賀与八郎殿
御指揮ニ随ひ可相勤旨、業前実行
相立候様被仰渡奉畏候、然處最早も
奉申上候通り、忍術江付而ハ品欠難調
品多、右ハ不残買調へ候訳ニハ不行届、
十二月ニ至り不申候半而ハ難入手品等も
御座候付、早々越後表罷越候様
御談ニハ御座候へ共、前頭之次第二付、
右調度不行届内は御用難相働
候二付、一先御暇帰宅被仰付
被下置候様仕度、左候ハ、買調
方行届品々ハ夫々手分き買

調江、十二月ニ至り手入候品調へ、全備

之上、御達可奉申上候間、来正月

迄之處、御用捨被成下置候様

仕度奉願上候、以上、

辰六月 渡辺捨三郎

木村栄三郎

熊本藩の忍びや尾張藩兵の甲賀者の在り方からみて、川越藩の忍びについて、何らかの忍び独特の道具・忍器や物資を調べ、その活動に用いていたことは十分想定できる。

(三)川越城下の忍びと鍛錬

それでは、川越藩の忍びと忍器の關係に迫る別の術はないか。

二〇二〇年、三重大学国際忍者研究センターの高尾善希氏の御教示により、東北大学附属図書館所蔵の狩野文庫にある「川越城下圖」(図5・6)に、川越藩が抱えていた忍方足輕の屋敷地とその人数が表記されていることを知った。この絵図は、埼玉県内で文化財に携わる者にとつては著名なものだが、忍びの存在が明記されていることは、ほとんど知られていない。川越歴史博物館の忍器の存在意義に重要な手がかりになると考え、詳細に検討を加えてみた。

描かれた忍方足輕屋敷地は、現在の川越市南通町・新富町の一角で、川越八幡宮隣接地の三区画にあたる。連続する二区画には「此町忍方足輕二十二人居敷ナリ」とあり、その南の鉄炮組の屋敷地を挟んだ区画には「此町作事方足輕三人 町方掛足輕六人 武具方足輕三人 忍方足輕六人 十八人居敷ナリ」と記されている(註18)。一区画に異なる役の足輕屋敷

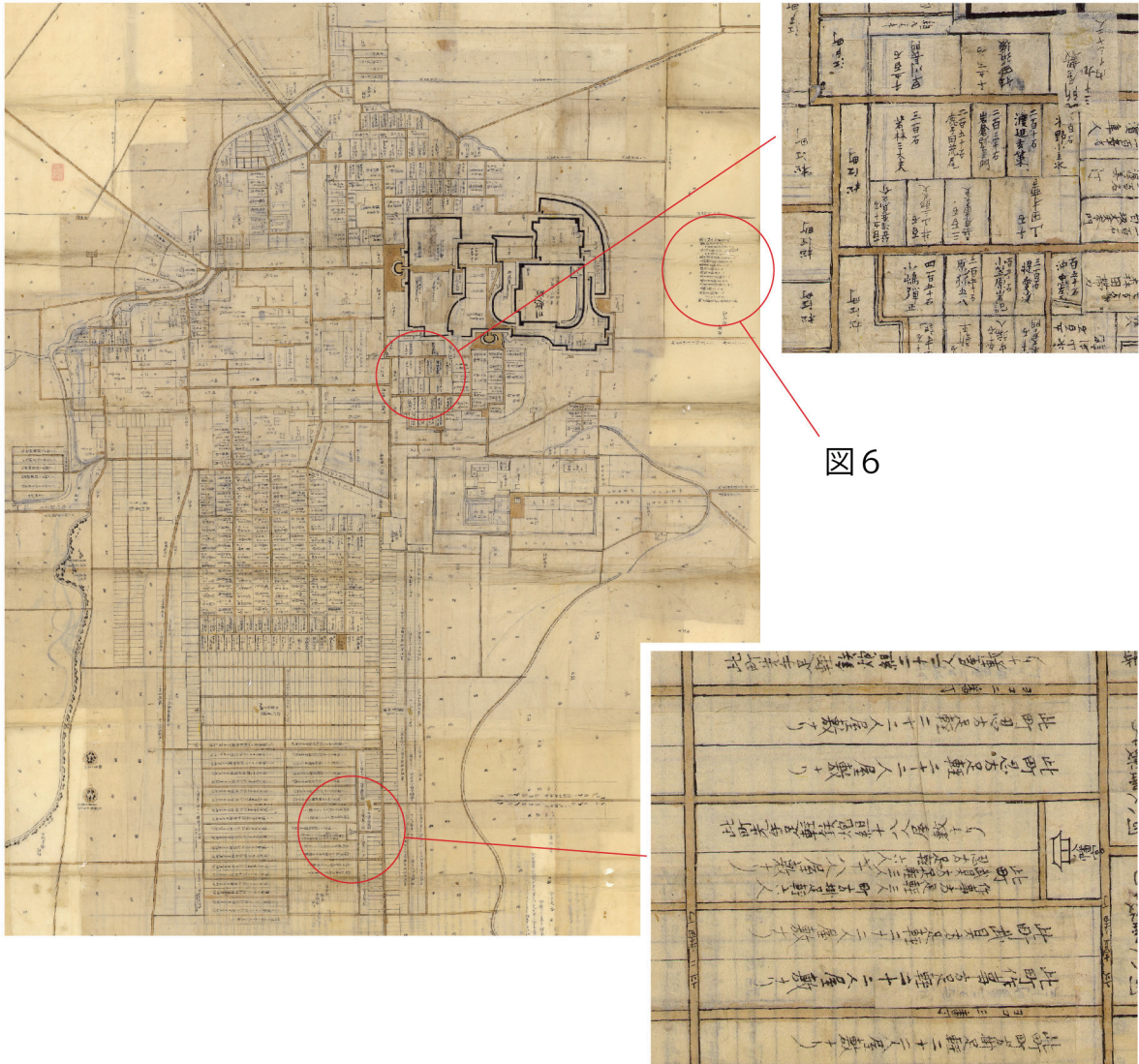


図6

図5 『川越城下圖』（東北大学附属図書館所蔵）にみえる忍方足軽屋敷地と忍び指揮官とみられる井山家屋敷地
註1の図録より引用。

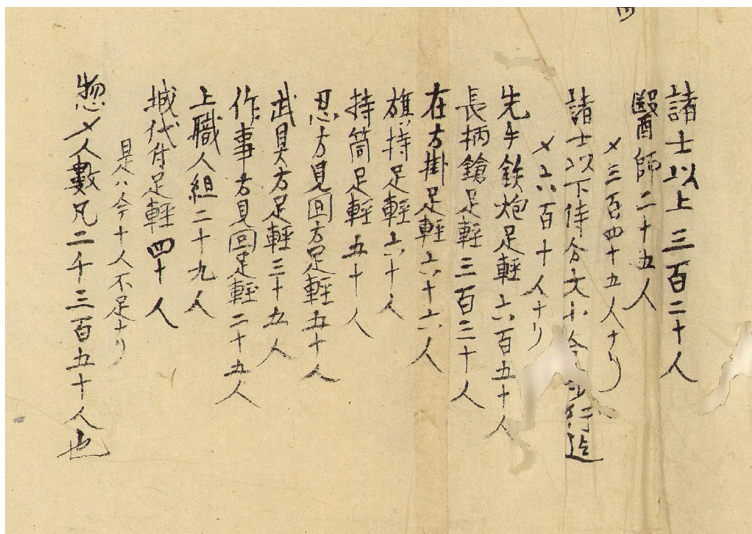


図6 『川越城下圖』（東北大学附属図書館所蔵）に書かれた幕末川越藩の忍方足軽の組織人数
註1の図録より引用。

があることから、屋敷の構造は戸建てであったと考えられる。余白には藩士以下の諸士として、「忍方見回方足軽五十人」と付記されている。先述した『前橋藩松平家記録』に残る川越藩の忍びの動きと合わせ、五〇人規模の忍方足軽を抱えていたことから、川越藩では、相当広範な情報収集を行わせていたことがうかがえる。

他に、川越城本丸の南西に位置する武家屋敷群中に、「百石 井山三郎太夫」の屋敷地が描かれている

ことを確認した。寛文年間以後に松平大和守家に仕えた忍びを統括した、井山勘兵衛の系譜を引く者の可能性が高い。

「井山三郎太夫」の名は、文久三年（一八六三）六月の「松平氏家中分限帳」（『群馬県史資料編一四近世六三三五』）の「御使番」に「高百石 井山三郎右衛門様」とある。「御使番」は、一般に戦地での伝令や使者・目付役として将兵の見張などを行う役で、川越藩でも目付け役を統括しており、近世の忍びの指揮監督者には相応しい役どころだ。

この絵図は、古い絵図全体に上紙を貼って更新訂正されているが、記載されている家臣が同分限帳とほぼ重なり、同時期のものと考えられる。同分限帳の「御年寄」に「山形以来 高三百石 安福要人」とあるが、安福要人の屋敷が城下図下紙にみえ、上紙では「六百五十石 安福宇右衛門」に訂正されている。代替わりがあったことがわかる。また、同分限帳で「御年寄 高千二百石」の下川又左衛門が、同図上紙では千五百石の家老となっている。これらのことからみて、訂正前の「川越城下圖」下紙の図が描かれた年代は文久三年を含むそれ以前となり、上紙による訂正図は文久三年より後で、前橋城の修築が成り川越藩主松平直克が前橋藩に復帰した慶應三年（一八六七）までの三年間だと限定できる。図らずも、これまで詳細な年代がわからなかった同絵図の年代が特定できた訳だが、この年代は川越歴史博物館所蔵忍武器群が使用されていた推定年代と一致する。

当時、日本周辺には外国船が頻繁に出没するようになっていた。文化五年（一八〇八）のイギリス軍艦フェートン号の長崎港侵入事件、文政七年（一八二四）の大津浜事件（イギリス人上陸事件）、宝島事件など、外国船に関わるトラブルが立て続けに発生した。幕府は、文政八年（一八二五）に異国船打ち払い令を發布するなど、緊張感のある外交姿勢をとった。川越藩では、天保八年（一八三七）のモリソン号事件と弘化三年（一八四六）のアメ

リカ東インド艦隊所属の二艦来航の処理にあたった。嘉永六年（一八五三）にはペリー率いるアメリカ艦隊が来航し、翌年の再来に備え、品川台場の警固にも就いてカノン砲を鑄造、設置した。こうした対外危機に対して、福井藩・藤堂藩・佐賀藩等が忍びの活動を活発化させた様子が伝えられている（註19）。

寛文年間以来、継続的に忍びを活用してきた川越藩松平大和守家が五〇人の忍方足輕を組織した理由も、緊迫した対外情勢に対応するためだったと思われる。

また、この頃、幕府や各藩では、外圧の高まりに対して軍制改革・武術振興を進めていた。川越藩でも藩士に対する武術・軍学の教育を実施した。天保一四年（一八四三）には、蔵町に武術の総合稽古場が建設され、作事奉行配下に蔵町諸稽古掛杖方三名がおかれ、稽古場の見回りを行ったとされている。「川越城下圖」が描かれた頃にあたる文久三年（一八六三）には、筆算役の下級藩士も軍事に携わるよう通達し、元治元年（一八六四）に大砲組を設置、翌慶応元年には、その拡充と洋式銃を採用、以後も銃砲関係の拡充をはかった（註20）。川越藩の忍方足輕の組織は、こうした動きの中の施策と思われる。他藩の忍びが鉄砲隊に関わったように、川越藩の忍方足輕も鉄砲隊を担うために組織されたのかも知れない。鉄砲組足輕と屋敷地が近接しており、同区画に武具方足輕の屋敷があることも気になるところだ。藩ではさらに、補助金や道具を交付し、藩の委嘱を受けた様々な武術の師範たちが、藩士に宅稽古を行った。一般の武士の武術とは異なる忍びの鍛錬には、藩設置の稽古場より、こうした場所が選ばれたのかも知れない。

年代は遡るが、寛延二年（一七四九）以前の『川越索麴』（『新編埼玉県史資料編10 近世I』）には、川越城下に常時設置されていた鉄砲場の

場(弓術稽古場)がみられる。城下では、継続的に藩士らの武術訓練が行われていたことがわかる。「川越城下圖」に描かれた忍方足軽たちも、藩が抱える定役の雑兵として、さらに忍びとして、日常的に鍛錬を行っていたはずだ。現在のところ直接の記録は見つかっていないが、士分ではなため、城下に設置された藩士の稽古場とは異なる場所で開催されたと思われる。

近世の忍び独自の鍛錬内容については、近年、研究が進む越前国福井藩の状況に手がかりを求めることができる。越前松平家宗家の説がある福井藩の忍びについては、すでに昭和の忍者ブームの折、「義経流忍術」として紹介された経緯があり(註21)、福井県立図書館が保管する「松平文庫」に幕末の記録が残されていることも知られているが、十分な研究は行われて来なかった。

福井藩の忍び研究に取り組む長野栄俊によれば、福井藩松平家は、足軽等を組に組織して雇用しており、忍びは「忍者(しのびのもの)・忍之者」と呼称されていたという。史料としては、寛文十一年(一六七二)以後、藩士の姓名・給録・属する組織・役職を記載した給帳が複数残されており、福井藩で最も早く忍之者の指揮をとる「忍之者預り」を務めた井原番右衛門頼文が、慶安二年(一六四九)、四代藩主光通の命によって、江戸やその周辺で忍之者二〇人を取り立て、情報収集に当たらせていたことが確認されている(註22)。福井藩主の松平忠直は、松平大和守家初代の松平直基の実兄で、直基が忠直から偏諱を受けるなど、両家の関係は密接だった。松平大和守家の越前松平家からの分家は、寛永元年(一六二四)六月の直基の越前国勝山藩主拝命によるもので、福井藩の忍組(忍之者)立ち上げよりは早い。しかし、寛文年間(一六六一―一六七三)の松平大和守家の忍び雇用と、それ以後の制度設計について、先に記した松江藩と

もに福井藩をモデルにしたことも想定しておかねばならない。

さて、福井藩松平家の忍びは、上役・下役に一〇人ずつ組織されており、明治以後の史料も合わせると、制度・役目・身分格式・俸給・居住地など多くのことが把握されている。本稿にとって重要なのは、「福井藩役々勤務雑誌」に「忍之者預り」を務めた井原家が「軍学師井原家ハ義経流御講義杯ニ罷出、御武具ノ取締ヲ為ス、忍組ヲ預リ支配ス」とあり、「井原家伝来ノ兵学」によって「半弓等稽古ス」と書かれていることだ(註23)。福井藩松平家の忍之者は、井原家に伝わる義経流軍学に基づき、忍び独自の鍛錬を行っていたことがわかる。

長野は、義経流軍学の稽古内容は判然としないが、この軍学体系に忍術が含まれていたことは確かだとし、忍びの心構えを説いた「當流忍衆覺悟之抄」や戦時・平時の職務を説いた「隱密秘事忍大意」、夜討や潜入の技術・火薬の調合等を記した「義経流陰忍伝」等の義経流忍術の伝書の内容を前提に、義経流軍学の稽古とは義経流忍術の稽古だと想定している。福井藩松平家の忍組が、預りの職にあつた指揮官井原家に伝わる一般の武士の武術とは異なる独自の忍術を鍛錬していたことを明らかにしたとしてよい。このことは、先に想定した川越藩の忍びの鍛錬の在り方を補強する材料になる。

他に、『江戸小咄集 一』にある「華えくぼ」も手掛かりになる。忍の指南所に弟子入りし、二週間の稽古を経て、師匠にどこに潜入しても見つかることはないといわれ柿を盗んだところ、簡単に見つかってしまうという逸話だ。忍術道場は、宅稽古の場として、あるいは庶民も通える道場として、存外多く存在したのかも知れない。ただし今のところ、各藩で忍びの役にあつた者たちが、忍術道場で鍛錬していたことを示す直接的な証拠はない。今後の研究を待ちたい。

ところで、松平大和守家が前橋に帰った後、川越藩は松井松平家の統治となった。明治元年（一八六八）の松井松平家中「分限帳」〔川越市史資料編 近世〕^六には、下監察（下横目役・下目付役）下の徒士銃小長并（徒横目並・徒銃隊目付并）として「伊賀役」が置かれている。市郷社寺調役・物価取調掛と並んで記されており、情報収集役だったと思われる。旧伊佐沼村に伝わった川越歴史博物館所蔵忍器械群は、松井松平家時代の伊賀役配下が用いた可能性も考慮すべきかも知れない。

しかし、松井松平家の分限帳に忍之者や忍方足輕の記述はなく、忍び独自の武術・技術の習得・伝達システムが維持されていたとは限らない。現代に残る多くの証拠は、川越歴史博物館所蔵忍器械群が文久年間に用いられていたことを示している。松平大和守家時代の忍方足輕が、松井松平家時代にも川越在住の在郷足輕として旧伊佐沼村に残り、城下にあった忍術道場や宅稽古場等から忍器械群を受け継いだ可能性を考える方が合理的だ。

さて、ここまで幕末の忍びたちが忍術道場等で武士の武術とは異なる鍛錬を受けていた可能性を見通してきた。総合的に判断すると、現在のところ、川越歴史博物館所蔵忍器械群は、文久年間頃に川越藩に仕えた忍方足輕たちが、一般の武士たちとは異なる独自の鍛錬に使用していたものと判断できる。残念ながら、その鍛錬の内容に迫る手がかりは得られていないが、幕末川越藩の忍びは、平型手裏剣を投げたとみてよいだろう。

さらに、川越歴史博物館所蔵資料は（中之条町歴史と民俗の博物館所蔵資料も同様だが）、潜入時に重要な火器や水器にあたるものが非常に少ない傾向にある。このことも、幕末の武術振興の一環としての訓練用武器であるとするなら説明がつく。夜間に活動する忍びにとって火器は最も重要な道具であり、伝書の記述でも火術の扱いは文量が多い（註24）。実

戦に用いられたものとするれば、火器が多くあるのが本来の姿であろう。

幕末、各藩は、藩士の訓練として砲術を重視しており（註25）、情報収集を主な任務とする各藩の忍びにとっても、既に火器・開器を多用する敵城乗取等のための夜間戦闘の鍛錬は不要であった。彼らも専ら当時想定された実戦戦闘に近い武術振興としての鍛錬を行っており、川越歴史博物館所蔵忍器械群は、その様相を反映したものと考えられる。

ところで先に挙げた熊本藩細川家の「忍之諸道具代付之事」は、忍びが忍器械の製作を外部の職人に委託していたことを示すものであった。このことは、川越藩の忍びの忍器械（苦無や特殊小刀）についても同様だった。戦国期以来の在り方だった可能性もある。忍び独自の忍器械開発・改良・伝達システムは、発達した手工業社会の中、特定の手技をもつ職能集団とのつながりの中で形成されたと考えべきかも知れない。

四 手裏剣の歴史と二つの系譜

（一）手裏剣の歴史

外圧に応じて各藩で行われた幕末の武術振興の中で、忍足輕などが忍器械を用いた忍術鍛錬を行っていたことがわかってきた。それでは、忍器械は時代をどこまで遡れるのだろうか。

忍器械の起源についての研究では、手裏剣の扱いが進んでいるが、投擲武器としては、武術史からのアプローチに一日の長がある。

最も早くその考察を行ったのは、江戸時代後期の肥前国平戸藩主であった松浦静山（清）であろう。静山は、文化三年（一八〇六）に三男の颯に家督を譲ると、以後学業に専念し、『剣談』など武術研究に関わる著作を多く残した。それらの中に武術としての手裏剣術を考察した『手裏剣考』がある。当書で、静山は手裏剣を元弘・建武以来の甚だ古い武器の技術であ

るとし、「手の裏に小剣を隠して、遠さを打つ事」をいい、「秀衛家記」、「盛長日記」に記載があるとしている。また、手裏剣には、蔵髪の術、腰間の術という二術があり、蔵髪は古流で二、三間に限って遠間を打ち離し、腰間は近い時代の流れで五、六間の遠間を打つとして、二系統の間合いの術を紹介している(註26)。江戸時代後期の手裏剣が、現代の忍びのイメージにある平型手裏剣とは異なり、小剣状のものであったことがわかる。

一世代ほど前の明和六年(一七六九)の刊行で、浄瑠璃「岸姫松轡鑑」を草双紙にした『鶴の丸元服朝比奈』には、和田義盛の子 朝比奈義秀が天下を牛耳ろうとする北条時政に向かって手裏剣を打つ場面がある。ここでは「志田りけん」と表記され、富川房信の筆で駕籠に刺さった反りのある小柄状の小刀を描いた挿絵が添えられている。一八世紀後半段階でも、手裏剣の概念は回転系投擲武器ではなく、小刀状のものであったのだ。

時期は少し下るが、確実な記録でも事情は同じだ。

【史料七】は、明治一六年(一八八三)に小川涉が会津藩の教育をまとめた『会津藩教育考』に掲載されたものだ。会津藩でも川越藩同様、藩士の子弟の教育のため、武術の宅稽古が盛んに行われており、手裏剣術の稽古場もあった(註27)。宅稽古の子弟に対し、藩士たちも藩校で訓練していたはずだ。十五代将軍徳川慶喜も手裏剣の名手だったという。ここでも手裏剣術は、一般の武士の鍛錬であり、使用される手裏剣は棒型手裏剣だ。

【史料七】『会津藩教育考』第二十四 宅稽古場より

(前略)

以下の六術は流名を知る能わず、その実のみを掲ぐ。

手裏剣術 銑鋌なれど俗に従ふ。 一所 新町一番丁

七八寸の鉄釘の如きものを右手に持ち、肩に構ひ踏込みながら擲つ術なり。

(後略)

一方、現代で最初に体系的な手裏剣研究を行ったのは、日本刀の研究も行う武術家の成瀬閑次だ。成瀬は、明治末年頃に手裏剣に思いを留め、一七年にわたって文献を収集・研究し、同時に現代に手裏剣術を伝える根岸流手裏剣術などを習得・実践して、その成果を検証した。戦時下には、実戦への日本武術の応用を企てていた旧日本帝国陸軍の戸山学校の依頼により、手裏剣術の指導も行った。成瀬は、このときの資料と先行する自らの著書に基づき、昭和一八年(一九四三)、『手裏剣』と題する一書をまとめた。武術としての手裏剣術を広く伝え、戦時における重要性を訴えるため、手裏剣の歴史的成り立ち、形状、手裏剣術の実際を著したのだ(註28)。

当時は日中・太平洋戦争に国を挙げて傾注しており、国内の多くの資源が戦争遂行に集中していた。出版物の用紙も同様だった。昭和一三年(一九三八)、商工省が東京出版協会を通じて用紙節約を要望した。昭和一六年には商工省主導で「洋紙配給統制規則」を定め、情報局傘下の日本出版文化協会による「用紙配給割当規程」と合わせて、新聞を除くすべての出版物の用紙割当を事前に定めることにした。これにより企画書の段階で情報局・商工省・出版協会の承認を経なければならず、戦争協力推進の書籍でなければ出版が難しい状態に陥ることになった。成瀬の著書が出版された昭和一八年の二月には出版事業令が閣議決定され、書籍出版企画規制により、用紙の戦用への重点配給がより強化された。『手裏剣』は、こうした戦時統制下に出版されたもので、手裏剣術を軍事に応用しようとする国家的意図があったことは明らかだ。

戦時下の武術は、明治二八年(一八九五)に結成された大日本武徳会を

改組することで軍及び国の管理下に置かれ、昭和一五年（一九四〇）の武道振興委員会答申以後、戦争での実戦に命を賭す「戦技」として扱われるようになっていた（註29）。成瀬の研究内容は国家レベルのもので、当時の国内の手裏剣術を網羅したものだといつてよい。

成瀬によれば、手裏剣術は、格闘武術・撃突武術・射撃武術・投擲武術からなる武術のうち、投擲武術に属するもので、実戦の際重要なものであるという。手裏剣術は、弓術の中で、手に持った短い矢で突いたり、これを投げたりする「打根術」（『太平記』に初出）と、古剣術の中で投げ打つ目的で短刀を手にする「打物」という術（『柳生流新秘抄』・『常山紀談』などに所収）から成立したとしている。成瀬は、『奥州波奈志 磯通多比』（天保六年（一八三五）真葛著）に、明和・安永頃の上遠野伊豆という武芸の達人が、指の間に二本の針状の剣をもち、これを投げ打つ手裏剣を発明したとあることを紹介している。上遠野伊豆の手裏剣は正確無比な命中度を誇ったという。江戸時代後期の手裏剣は、やはり棒状・針状のものであったようだ。

それでは忍器械の象徴ともなっている平型手裏剣の起源はいつか。現在では、明治期以後の現代忍者像成立の過程で古武術の武器と結びついた、とする意見もあり（註30）、忍び研究の大きな謎の一つとなっている。

成瀬の著書に戻ると、棒型手裏剣の紹介の後に、「十字形」として、徳川公卿家所蔵の折り畳み式十字手裏剣をはじめ、通常の十字手裏剣、逆えりのある刃部をもつ十字手裏剣、流れ万字手裏剣（図7、成瀬は十字形変形と表記）等の平型手裏剣が紹介されている。

成瀬はこれの中で、柳生宗矩による武術伝書『兵法家伝書』（寛永九年（一六三二）第二巻「活人剣」の「百様之構えありとも唯一に勝事」中にある「手字種利剣」を、字音の類似から「十字手裏剣」とであると解釈し、折り畳み

式十字手裏剣が柳生流の「十字手裏剣」と想像している。また、『兵法家伝書』は秘伝であるため本来の文字を書かず、音を借りて表記したとも解説する。これが事実なら、平型手裏剣は近世初期に遡ることになる。しかし、『兵法家伝書』を正しく読めば、「手字種利剣」はどのような相手の構えにも勝てる「目付」とされていて、相手の技の起りの有無を見極める目付・構えに当たる語とみなせる。成瀬は、当時の武術伝書の解釈では、攻撃を防ぐ構えのこととする見解が一般的であったことも記しており、借字説に説得力はない。

成瀬の研究からは、少なくとも平型手裏剣が昭和一八年以前に実在していたことが把握できるに過ぎない。この点では、平型手裏剣を含む川越歴史博物館所蔵資料が文久年間に使用されていたと理解できることは、非常に重要だ。

これを遡る平型手裏剣の手がかりについては、山田雄司によるアプローチが参考になる。山田は、元和四年（一六一八）に成った小笠原昨雲による『軍法侍用集』「投げ松明の事」に、「松明此くの如く、長さ大きき好みによるべし。此所のおもみつりあひよくすべし。此たいまつはしりけんによし。但し人に当るためにはあらず。夜うちになげ入れ候ためなり。」とあるのに注目した。「しりけん」を手裏剣と同語と考え、この記述から、「何でも手に持って投げるものを「手裏剣」と呼んでいることがわかる」と記している（註31）。また、柳生宗厳が三好左衛門尉に宛てた天正九年（一五八一）の印可状に、相手の手の内を見ることとして「手裏見」の語があることに加え、成瀬も示した『兵法家伝書』の「手字種利剣」の記述を挙げて、「手裏剣」の語の成立に新陰流が大きく関係したと推定している。残念ながら、先述のとおり、これらの記録は音の類似性からの推測であり、平型手裏剣の存在を証する手掛りにはならない。

しかし山田は、正保三年（一六四六）に、柳生宗矩が小城藩二代藩主鍋島直能に伝授した『玉成集』『打物』に、その存在の証拠を見つけた。「りうしゆけん」と「三光」とする武器が図付きで掲載されているのだ。「一、りうしゆけん 四寸四方也、一、三光 四寸四方也、右はなかミに入て持てもうつ也」と解説がある（図8・註32）。

「りうしゆけん」は、まさに十字手裏剣そのものだ。三光は「なかミ」（中味）茎を有する打物で、柄を持つて投げつける武器であったとみられる。両者とも打つ手を離れて回転しても、いずれかの刃部が敵を刺突する構造であり、三光の解説に「持てもうつ也」とあることから、主に投擲して用いる回転系投擲武器であることが明らかだ。

『玉成集』には『兵法家伝書』と同様に「手字種利剣」についても書かれている。敵が様々な技に出ようとする起こり端を捉えれば、敵に思うようにさせることがないとする「先々の先」の極意を伝える記述であり、敵に様々な手技の剣を起させ、そこを捕えれば敵は打ち出せないと書かれている。手字は「てわざ」であり、出端の技を意味している。

その一方で、『玉成集』の「打物」の項後半には、『史料八』のとおり明確に「手利剣」の語が登場する。

【史料八】『玉成集』『打物』より
（前略）

一 脇差、小刀何にても打也、稽古に仕候へば色々

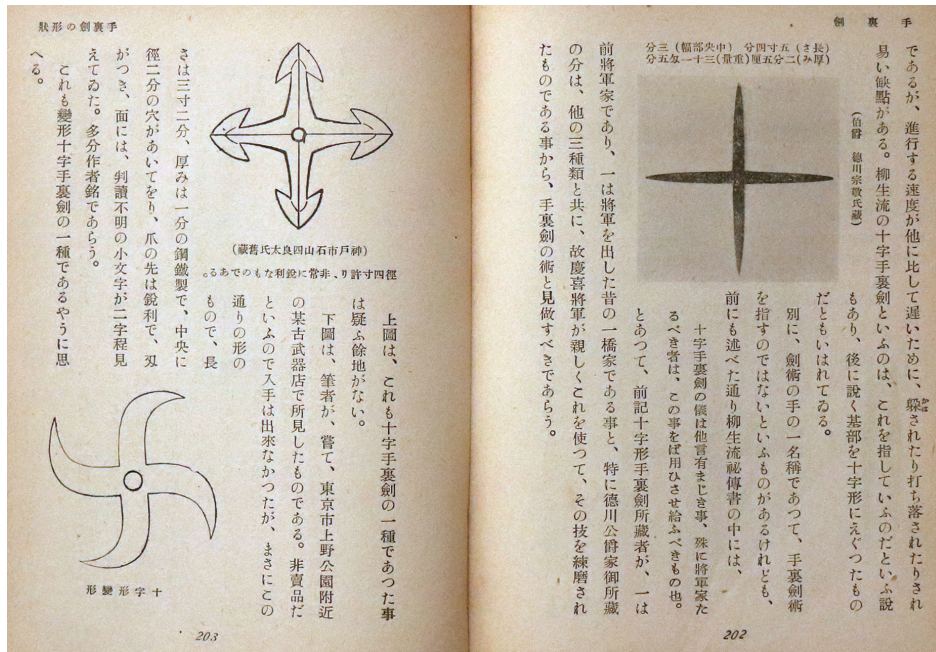


図7 成瀬関次『手裏剣』に掲載された平型手裏剣3種

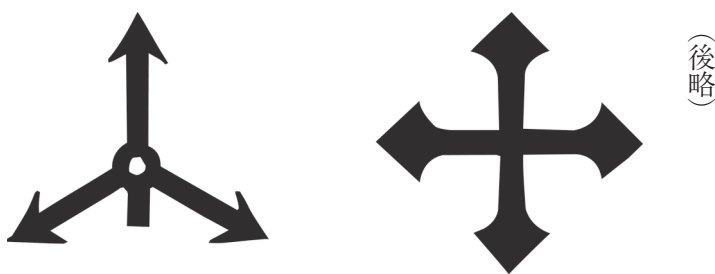


図8 『玉成集』に掲載された平型手裏剣の模式図
右:りうしゆけん、左:三光。明瞭に確認できるようトレースした。

習ある物也、然れどもうち物はつる、事多き物なれば頼にせず、た、表裏の心持何とも不成所にて如此にも可有之哉、敵の心をとらん為也、手をはなる、手利剣是也、鎗、長太刀も刀も様子により打事有之、然れども頼にせず打、はなし様に心持有、弓、鉄炮に逢て不叶時ハか様の事も可有や、身をはづさん為也、うち物によき事ハ弓、鉄炮にこす事なければ、如此しるし置候へ共、不用頼ミにせずと云、身をはづさん心持兵法なり、なに候ても打物多有之物也。

（後略）

脇差・小刀など何でも、場合によっては鎧・刀を投げるのが「手利剣」と明記されている。しかし、小刀状・棒状の長細い武器を指す書きぶりだ。音が類似した「手字種利剣」が、武器としての手裏剣を意味するものでないことは確実だ。

『玉成集』の記述をみる限り、一七世紀半ばの段階でも、敵に小刀等を投げつけるのが「しゅりけん」であり、回転系投擲武器の平型手裏剣である「りうしゅけん」や同様に回転させて投げつける「三光」は「打物」(註33)であった。「しゅりけん」としては認識されていなかったのだ。

「りうしゅけん」は『兵法家伝書』には記載がなく、その後の新陰流には伝えられていない。おそらく平型手裏剣は新陰流起源ではなく、戦国末期から近世初期の他流派や、一般の武家の武術とは異なる特殊な武術との情報交流によって得られた知識で、『玉成集』にのみ掲載されたものである。

さらに戦国期に近い時期の手裏剣の記述は、『甲陽軍鑑』巻一七品第四七「志村武笠公事之事」にみることができる。

甲府で武田家臣飯富兵部少輔の同心であった志村金助が配下の中間の反抗に遭い、切ろうとしたが逃亡される事件が起こった。そこに居合わせた志村と親しい武笠与一郎が中間を切ったところ、中間が持ついた大脇差を投げつけ与一郎の太ももを刺したため、金助が中間の首を切つて事態を収めた。与一郎が、これを大げさに吹聴したため、恥と感じた金助と喧嘩になり、同心の金助を失うことを恐れた飯富が、信玄に裁きを願った。目撃者となった町人の取り調べが行われた際、脇差を投げた距離や力の関係について尋問していた甘人衆頭が、問答の中で「扱、今のめしうと、しゅりけんうちたる時は、武笠与一郎がしかたいかん」と問うている。

近世初期以前でも、小刀や脇差などの小刀状・棒状の細長い武器を投げる行為を「しゅりけん」と称していたことは疑いない。

武士たちに普及した棒状のものをを用いる手裏剣は、『萬川集海』巻第二二「懷中火大事」にも認められる(史料九)。

【史料九】『萬川集海』巻第二二「懷中火大事」

十二 火炬

檜木ヲ削リ、長サ八寸カ六寸ニシテ、廻リ三寸、左繩ニテ三所

結フ、左リ結ヒニシテ吉、皆陽ニ象ルナルベシ、ダイ尻ニ四寸ノ釘

ヲ四角ニ刃鉄ニテウタセ、シユリ剣ニモスル為也、右ノク、リ火

炬長一寸五分ノ廻リニ差ス時ハ、右の懷紙火ヲ直ニ移ス、

向ヘ打、火立ル也、右十二火炬トハ名付置候ヘトモ、二明三

ニテモ不苦ソロ(候) 口傳

『萬川集海』のこの記述と類似の記述が、『軍法侍用集』「投げ松明の事」にあることは、山田雄司の解釈とともに先に紹介した。『萬川集海』が引用したものと思われる。

以上のことから、「しゅりけん」の語が示す命題は、江戸初期以前から幕末まで、一般的な武士の剣術として存在した小刀状・棒状の武器を投げる技として継続して認知されており、忍びにもその技が取り入れられていたと考えるのが自然だ。この術が確立し、江戸時代後期までの間に、専用の武器としての棒型手裏剣が生まれたのであろう。

一方で、『玉成集』の「りうしゅけん」のような回転系投擲武器の平型手裏剣は、近世初期以前から平行して存在したとみられるが、「しゅりけん」の概念での一般的な武家の武術との関係は辿れない。棒型手裏剣とは別の

系譜に属する特殊武器として伝達されていた、と理解すべきだ。

(二) 忍刀としての平型手裏剣の系譜

一般的な武家の武術とは異なる、平型手裏剣が属する武術の系譜とは何か。

この課題を検討するための手許の情報は、川越歴史博物館所蔵資料のように、平型手裏剣が撒菱・鎖鎌などの著名な忍刀とともに伝えられてきたことにある。本稿では、川越歴史博物館所蔵資料のセットが幕末の忍びの鍛錬に用いられたものだとほぼ特定した。忍刀の系譜が武士の武器とは異なる系譜にあるとすると、その在り方が本稿冒頭の忍び独自の忍刀開発・改良・伝達システムと符合することに気付く。

それでは、平型手裏剣を忍び特有の忍刀と結論づけてよいのか。

手裏剣を忍びの武器として扱ったのは、明治四四年(一九一一年)に刊行を開始した立川文庫の忍び小説が最初期ではないか。立川文庫は講談を筆記した『書き講談』を『文庫』に収めた娯楽時代小説で、真田氏の歴史に『厭蝕太平楽記』(江戸中期)等の軍記に書かれた忍びを登場させた。『忍術名人猿飛佐助』や『天坂冬の陣』などが知られている(註34)。

大部のシリーズであり確認できたところではないが、大正五年(一九一六年)に刊行された『立川文庫第一五七篇 忍術名人十文字新九郎』には、竜造寺家に仕える元老の子で忍術を習得した十文字新九郎が手裏剣を用いる場面が描かれている。柔術の達人深見図書に相撲で殺されそうになる米屋の十三郎を助けるため、新九郎が物陰から手裏剣を投げる。この手裏剣は「一本」と数えられており、「深見図書の横髪」のところにシューッと立った。」と表現されている。棒型手裏剣をイメージしていることは明らかだ。忍術使いの手裏剣も棒型手裏剣を前提にしていたこ

とがわかる。

忍びと棒型手裏剣は関連づけられても、江戸時代以後大正頃まで、平型手裏剣はその存在さえ一般に知られることなく、隠れた特殊武器の系譜にあったことが把握できる。

一方で、平型手裏剣を初めて忍びの武器と定義したのは、甲賀最後の忍者を自称した藤田西湖だ。先に挙げた著書『図解手裏剣術』にまとめている(註35)。

藤田は手裏剣を二種に分類し、刺突武器としての留手裏剣と、火器や毒器の責手裏剣を挙げた。留手裏剣には、事前に用意した手裏剣を打つ忍手裏剣、小柄や筭などをとっさに代用として打つ静定剣、茶碗や盆・火入れなどを急場に敵に投げつけて危地を脱する乱定剣があり、責手裏剣には、火矢や焙烙・松明を投げる火勢剣、目潰しなどを投げる薬剣、毒を用いる毒剣があるとしている。藤田はまた、忍手裏剣を針形、棒形、角形、平形、短刀形、槍の穂形、三光、四方、星状(五方)、八方、十方、車剣、万字形に分け、手裏剣術の各流派が用いる形状として図示している。

藤田は忍びが平型手裏剣を使った証拠を何一つ示さなかったが、忍術修行と伝授のため、多くの平型手裏剣を製作・使用した。当時の娯楽作品で「忍者」が平型手裏剣を多用したのはこの頃からで、藤田の影響があったことが伺われる。一方で、藤田は膨大な武術伝書や武術研究書等の文献・史料を収集・研究していた(註36)。映画界では、昭和三〇年代前半には平型手裏剣が用いられはじめたようだが(註37)、その情報源は不明だ。藤田が成瀬には把握できなかった平型手裏剣と忍びの関係に、何らかの手がかりを得ていた可能性も皆無ではなく、映画界との接点の研究も今後の課題だ。

ここまで、手裏剣の歴史を追ってきたが、藤田の著書を除けば、戦時

下の段階の成瀬関次の研究でも近現代文学やその後の研究でも、平型手裏剣の系譜は不明なままだ。公にならない武術の系譜に連なるものと認識せざるをえない。幕末の川越藩に忍術伝書記載の忍器とともにセットとして存在し、忍びの鍛錬に用いられていたことを考慮すると、平型手裏剣は、冒頭に挙げた忍び独自の忍器開発・改良・伝達システムの中で制作されてきたために、公にならない系譜を辿ったもので、忍器の一つであると考えざるはかなさそうだ。

既述のとおり、本稿は今回はじめて確認した戦国の特殊武器を忍器として認定する過程を公表するものだ。幕末の忍器と戦国の特殊武器の間の失われた環を埋める作業になる。その鍵は、考古資料中に発見した特殊武器が、右のような忍び独自のシステム中で制作され、武士の武術や武器とは異なる系譜の武器として存在していたか否かにある。次に、今回確認した特殊武器を紹介し、忍器のルーツに迫りたい。まずは、ここまで系譜を追いかけてきた、平型手裏剣のルーツともいえるべき特殊武器を採り上げる。

五 忍びの足跡

(一)特殊武器のルーツを探る―平型手裏剣のルーツ―

前稿で定義したとおり、戦国の「忍び」とは、軍・行政組織の後方支援の下、小規模な戦闘をともしなう夜間の潜入・乗取・放火等を行う軍の戦術をいい、それを実行する者たちを指す。彼らは戦術の実行に必要な道具「忍器」を、独自に開発・改良し、試用・鍛錬して実戦に備えていたと思われる。その中には、『玉成集』の「りゆうしゅけん」のような平型手裏剣のルーツに当たるものが存在したとみられる。

二〇二一年に開催した埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「実相 忍びの

者」に先立つ調査・研究において、私は、これまで未発見とされてきた戦国期の忍器とみられる資料を複数確認した。その中に平型手裏剣のルーツと考えられるものがある。次に、本稿の主題として、その概要と忍器としての認定過程を記し、公に評価を問う。

(ア)平型手裏剣のルーツ「有角型石製平つぶて」

図9・10は、現埼玉県さいたま市にある岩槻城跡(戦国期は岩付城だが、本稿では冒頭に掲げたとおり遺跡名で表記する。)の出土品だ。発掘調査報告書で石製の「つぶて」と報告されている(註38)。平面形は明らかに六角形を呈している。縦四・八、横四・五、厚さ一・〇センチメートルに緑泥石片岩を打ち割って成形したものだ。一七世紀後半の絵図に「竹沢曲輪」と描画された位置で行った、共同住宅建設に先立つ二〇〇二年の発掘調査で出土した(図12・13。地点名は第1地点。以下では省略する)。遺構外ではあるが、一六世紀後半の陶磁器とともに検出したという。「実相 忍びの者」展に先立つ二〇一八年、戦国期の戦闘遺物を探索していた際に管見に触れたものだ。忍器の「鉄つぶて」に類似しており、つい興奮したのを記憶している。岩槻城落城に際して武器の不足や材料不足に困った忍びが、板石塔婆を割って「鉄つぶて」状の武器にしたに違いないと直感した。さいたま市の文化財担当者 関根俊雄氏に他の城跡等での出土例がないか御教示を願ったところ、近隣の周知の埋蔵文化財包蔵地「大和田陣屋跡」(註39)で多く出土しているとのことだった。発掘調査報告書にあたってみると一九九三年の調査で一七点が出土しており、予想したように、素材に板石塔婆を利用していることまで記してあった。

岩槻城跡・「大和田陣屋跡」は、関東平野中央部の荒川と中川に挟まれた大宮台地南部に立地する。大宮台地は、現在の東京都心部にほど近く、

縄文海進の頃には海岸線を形成していた。中小河川の浸食により、深い谷地形が樹枝状に入り組んだ複雑な地形に特徴がある(図11)。

岩槻城跡は、武蔵・下総の境目の城として、東に広範な中川低地を望む大宮台地岩槻支台に占地した平山城で、現在は埼玉県指定史跡になっている。鎌倉公方足利氏と山内・扇谷上杉氏が争った、一五世紀後半の享徳の乱の中で築かれたと考えられている。その後、上杉氏に属した太田資正が在城したが、永禄七年(一五六四)、第二次国府台合戦下の嫡男氏資と北条氏の企てによって北条方の城となり、永禄一〇年(一五六七)以後は、北条氏が直接支配した。元亀元年(一五七〇)、北条氏政が越相同盟を破棄し、翌年末に上杉謙信が関東侵攻を果たすと(第二次越山)、以後、上杉に与した小田城等との緊張関係に陥った。

天正一〇年(一五八二)には、北条氏房が先に戦死した太田氏資の娘婿として岩槻城に入ったといわれ(註40)、天正二八年(二五九〇)の豊臣秀吉



図9 岩槻城跡竹沢曲輪出土の有角型石製平つぶて
註1の図録より引用。

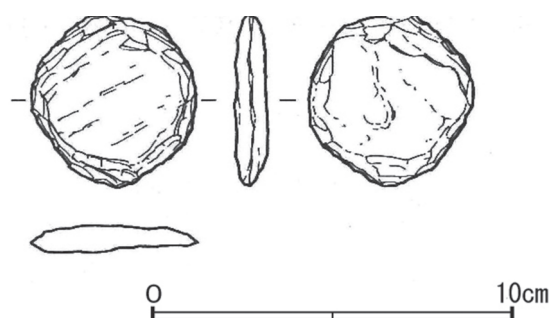


図10 岩槻城跡竹沢曲輪出土の有角型石製平つぶて実測図

註38の文献より引用。作図者が六角形を意識しなかったため、軸が傾いている。

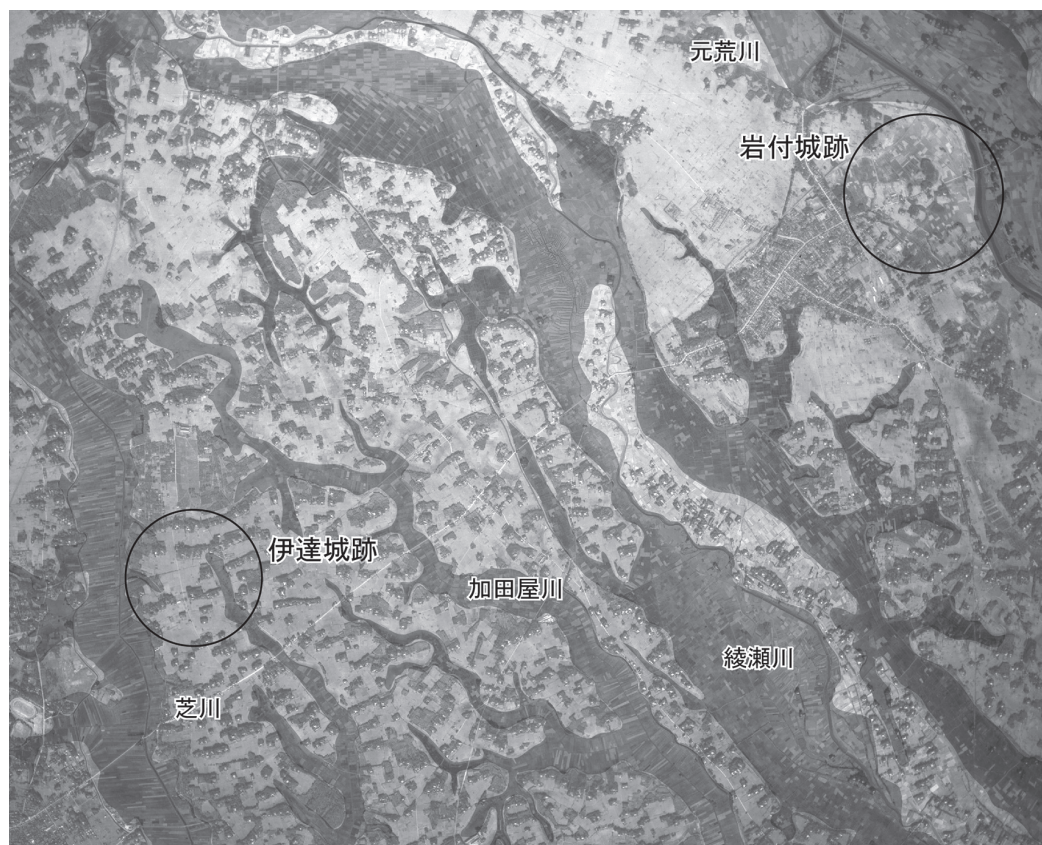


図11 岩槻城跡と伊達城跡の位置と周辺の地形・地勢
河川・谷・低地に網をかけた。

の小田原攻めでは、城主氏房が小田原城に詰める中、家老の伊達与兵衛房実(房成)が籠城して戦ったという(『寛政重修諸家譜』・『浅野家文書』)。岩槻城跡で出土する遺物は、一五世紀末から一六世紀末頃までのもの

が多く、城の機能が盛んだった時期を想像させる。

さて、もう一方の「大和田陣屋跡」は、岩槻城跡から綾瀬川・加田屋川が形成した低地を六・五キロメートルほど西に隔てた位置にあり、芝川を西に見下ろす大宮台地中心部の大和田・片柳支台に占地する(図11)。加田屋川による低地部分は近世に見沼溜井として利用され、後に干拓事業が行われた見沼田圃として知られている。

『新編武蔵風土記稿』によれば、「大和田陣屋跡」のあった大和田村は、戦国期、伊達与兵衛房実の所領であったと伝えられている。当地には、高い土塁や深い堀が特徴の小規模な城跡が残り、伊達氏が徳川に仕えて陣屋を営んだことから「大和田陣屋跡」と称されてきた。しかし、発掘調査を実施した地点では、一五世紀以後の戦国期の遺構・遺物がほとんどで、近世に属するものが少ない状況から、近世の陣屋跡は南にずれた地点にあると考えられるようになった。調査地に所在する遺構群については、房実が在し、伝承と字名にも残る「伊達城跡」の可能性が高い。以後、本稿では、戦国期の動向を論点とするため、伊達城跡と呼称する(註41)。

『寛政重修諸家譜』には、伊達房実は、はじめ北条氏政に仕え、のちに氏房に属したとある。天正一〇年(一五八二)、北条氏房が岩槻城主の太田氏資の娘婿として岩槻城に入ったとき、付け人として臣従してきたと考えられている(註42)。天正一四年(一五八六)には、岩付の法華寺に寺領を寄進して、岩槻城主太田氏房の印判状を差し出している(史料一〇)。このことから、岩槻城家老の職にあり、岩槻城の見沼の対岸大和田に要害(伊達城)を築いたものといわれている。

【史料一〇】北条氏房朱印状(「飯塚法華寺文書」、戦国後北条三〇三二)

飯塚法華寺領拾貫文、春首座出候、寺内彼是可致輝麗由、手堅可申

届者也、仍如件、

天正十四年丙戌(心簡要[朱印])

十一月廿九日

伊達与兵衛

春首座

天正一八年の小田原攻めでは岩槻城に籠った伊達房実だったが、降伏後は、徳川家康から北条氏房とともに岩付領内への居住を許された。房実は大和田村の旧貫地二五〇石の知行地を与えられ、徳川家に旗本として仕え、後には常陸国鹿島郡内に二百石を増加されている。

「つぶて」を多く出土した伊達城跡の発掘調査は、分譲住宅建設に先立つもので、現況地形とソイルマークからわかる伊達城跡の南辺中央付近が対象地であった(図14)。

「つぶて」は、発掘調査報告書で、考古学上の類似の遺物に倣い「石製円盤」と呼ばれる一方で、「つぶて」とも呼称して報告されている。調査区北側の五号井戸跡・二号溝跡から出土しており、五号井戸跡では、つぶて(石製円盤)五点、同未成品一点、陶片製円盤(詳細は後述)二点、不整な球状の石つぶて一点、打割礫二点、つぶての製作に使用したとされる敲き石一点が検出されている。二号溝跡では、つぶて(石製円盤)四点、陶片製円盤一点、打割礫一点を検出した。また、井戸跡・溝跡の周辺では、板石塔婆を割った緑泥石片岩の破片・剥片が多数みつかった。それらの破片・剥片が五号井戸跡・二号溝跡と東側の建物跡との間の空間に限って散布していたことから、報告書では、この周辺をつぶて(石製円盤)の製造場所と推定している(図15)。

また報告書では、出土したつぶて(石製円盤)を大きさによって大型・中型・小型の三つに区分している。報告書に区分のサイズは示されてい



図 12 岩槻城跡周辺の空中写真
ソイルマークから堀跡を推定した。昭和 21 年米軍撮影の空中写真を加工。

ないが、実測してみると、大型のものは縦または横が一四センチメートル以上、厚さ二・五～三・〇センチメートル程度（図 16・18 の 13～17）、中型は縦横七～一一センチメートル程度、厚さ〇・八～一・三センチメートル程度（図 16・17 の 4～12）、小型は縦または横が三～五センチメートル



図 13 岩槻城絵図と竹沢曲輪位置図
註 38 の文献より引用し、加工。

程度、厚さ〇・七～〇・八センチメートル程度（図 16・17 の 1～3）になる。中型のものは、川越歴史博物館所蔵の忍器にある「四方手裏剣」とほぼ同じ大きさで、形状は「鉄つぶて」（八角形）に類似し精巧に作られている。また小型のものは、大きさ・形状とも「鉄つぶて」に類似している。破片や未成品と報告されたものには、「種子」が彫られているものがあり、「つぶて」が板石塔婆を打ち割って製作したものであることがわかる（図 19）。報告書では、中・小型のものの縁辺は丸味を帯びるか切断されたように調整が施されるかのどちらかで、大型のものには鋭い刃部が見られると記している。しかし、実物と実測図を比較すると、それらの中に、明らかに六角形を指向した形状を得るため直線的に切断した後、角を作り出し、細かい剥離によって整形した個体が存在することがわかる（図 16・17 の 1・2・4・5・10）。サイズ感も含め、規格性に基づく再現性が認め

られ、定型的な完成品とみなすべきものだ(加工の結果として同図の1のように五角形に似た形状になったとみられるものもある)。このことは、後述する小型品とほぼ同サイズの陶片製円盤の存在からも支持される。



図 14 伊達城跡周辺の空中写真
ソイルマークから城跡を推定した。昭和 21 年米軍撮影の空中写真を加工。

一方、報告書がいう大型品には、直線的な割り取りの痕はみられるが、大きな剥離がみられる部位や向きがまちまちで、機能的な位置に「刃部」を形成しようとした意図はみられない。また、割れやすい片理に沿った方向に力を加えて打ち割ったに過ぎず、同じ形状への明確な再現性・規格性の意図もみられない(図 16・18 の 15 と 16 は似た形にみえるが、打ち割り方は全く異なり、断面形には共通点もない)。厚みも素材の板石塔婆と全く同じで、定型的な個体が、その半分か四分の一程度となっていることと大きく異なる。

報告書の大品は、板石塔婆から定型的な完成品をえるための工程途中の素材(母岩)もしくは不要部分で、刃部を造り出したようにみえる剥離痕は、片状剥離させて厚さを調整するために行った大まかな剥離工程

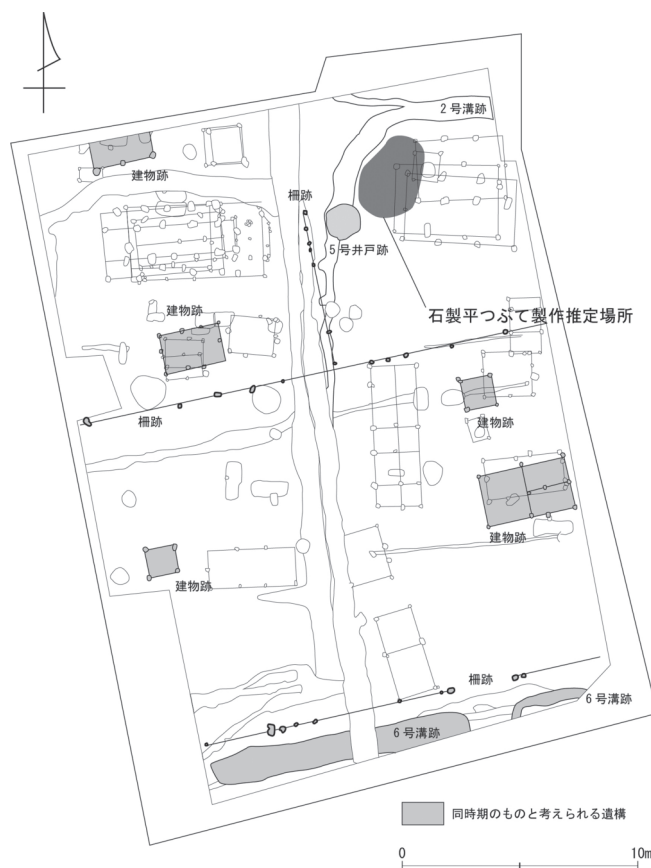
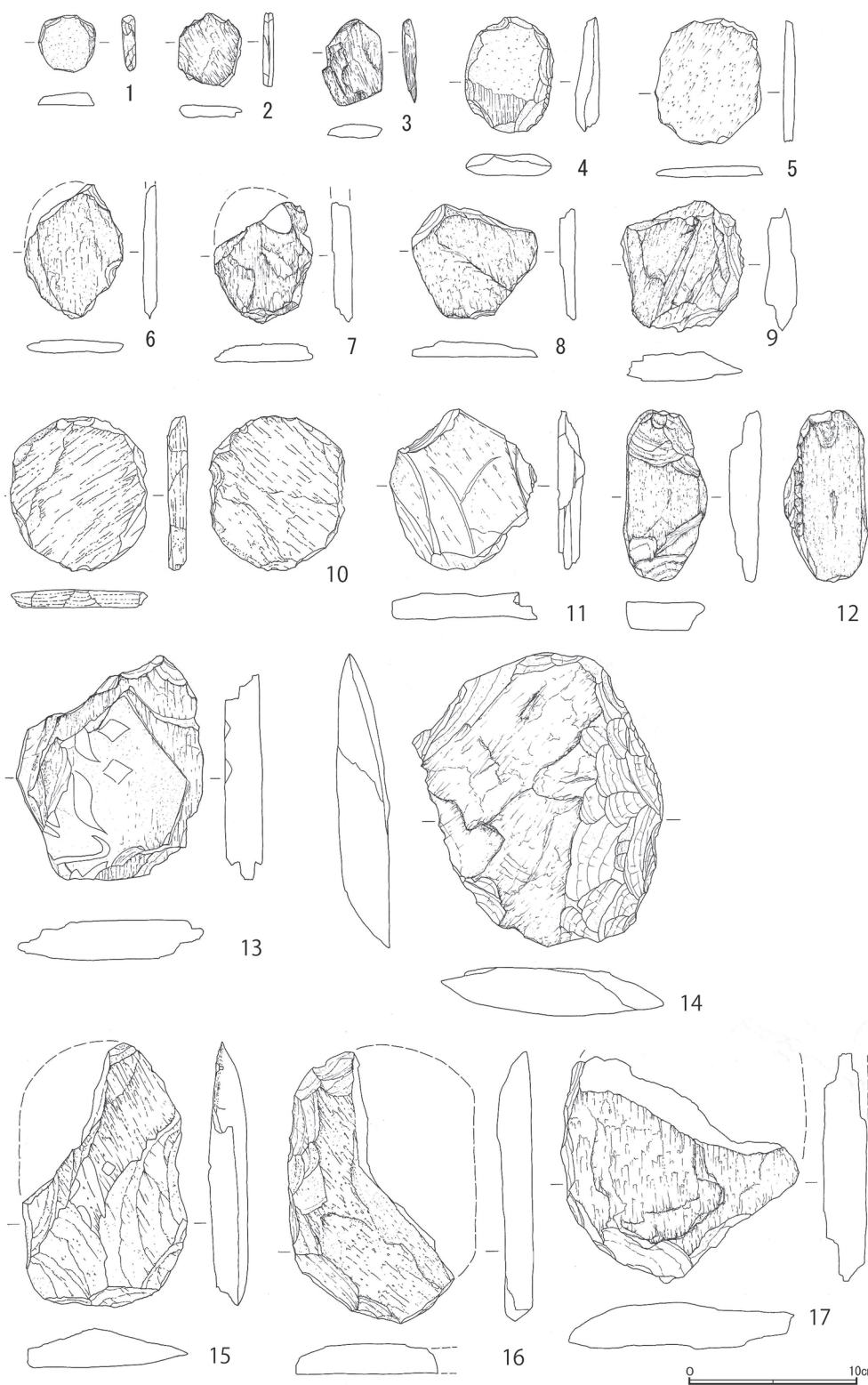


図 15 伊達城跡(大和田陣屋跡)発掘調査全測図
註 39 の文献より引用し、文字と遺構説明を追加。

によるものとみなすべきであろう。

また報告書では、五号井戸跡から出土した、先端に剥離痕跡がみられる棒状の砂岩(図20)を板石塔婆を加工するための敲き石とみているが、敲き石の打面剥離痕と製品側の剥離痕・切断痕が合わず、大きさからみても当該製品の剥離作業には不向きだとみられる。直線的な割れ口を生み出す現在の「トンカチ」と呼ばれる鉄製石工道具に類似した道具で切断し、「石頭」や「ビシャン」などと呼ばれる道具に似た道具で細かい調整を行ったものとの想像する。

その他の破片に残る加工痕をみても、



薄くするために剥ぎ取った形跡や、直線的な破断の跡がみられるものがあり(図21)、こうした成形方法の想定を裏付けている。それでは、これらの緑泥石片岩製の「つぶて」の用途は何か。出土遺物全体の状況を加味して検討してみたい。

図16 伊達城跡(大和田陣屋跡)出土の有角型石製平つぶと未成品、素材実測図
註39の文献より引用。

「つぶて」は、先述のとおり五号井戸跡・二号溝跡周辺で、破片や素材とともにまとまって出土した。伴出した陶磁器（図22・23）の年代が一六世紀後半を主体としていることから、戦国末期に何らかの目的で短期間に生産されたものと判断できる。「つぶて」・陶片製円盤と陶磁器以外の出土遺物には、少数の火縄銃の銃弾や刀装具などの武器・武具のほか、利根川中流域で採集される安山岩を打ち割って作った一般



図17 伊達城跡（大和田陣屋跡）出土の有角型石製平つぶてと未成品、製作工程で出た破片
註1の図録より引用。



図19 伊達城跡（大和田陣屋跡）出土石製平つぶて未成品

未成品に刻まれた種子キリーク（阿弥陀如来）を示す梵字が彫られている。板石塔婆を素材にしたことがわかる。註1の図録より引用。



図18 伊達城跡（大和田陣屋跡）出土の有角型石製平つぶて粗割り素材
註1の図録より引用。



図20 伊達城跡（大和田陣屋跡）出土の敲き石
註1の図録より引用。

的な「石礫（いしつぶて）」（報告書では「打割礫」・図24）がある程度だ。

伊達城は、岩槻城とともに豊臣軍の侵攻に曝されたという。発掘調査を担当した小川岳人は、通常の武器・武具の出土が少ない中、未成品とともに多量に現地に遺されていた「つぶて」は、高度に管理された通常の武器・武具に対して、低い管理状態にあった臨時性の高い武器だと推し量る（註43）。通常の武器が岩槻城に持ち出されていた可能性があり、その管理状況を推測するのは難しいが、石製品としての「つぶて」の加工状態や形状、出土遺物全体の状況を加

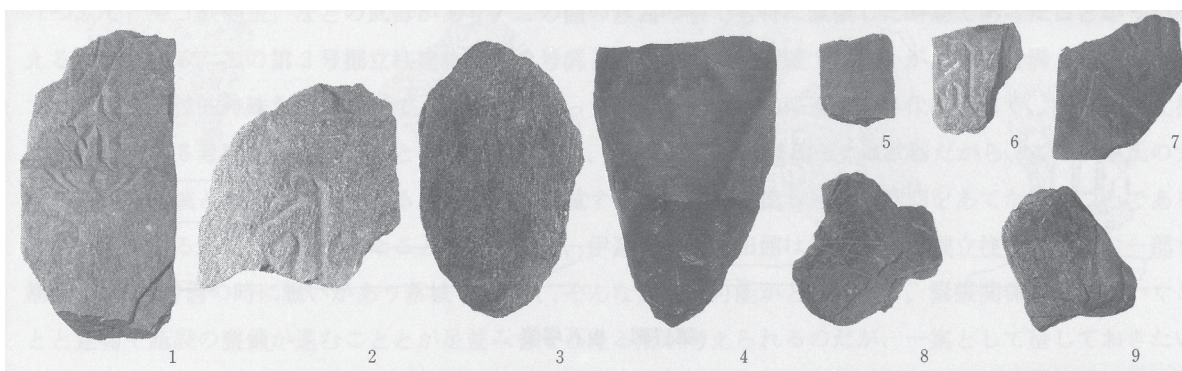


図 21 伊達城跡（大和田陣屋跡）で出土した板石塔婆の破片

直線的な切断痕や割れ口が多く、薄く剥ぎ取られた形跡が明瞭だ。註 39 より引用。

味すると、「つぶて」の用途を武器以外に求めることは限りなく難しく、小川の考えは支持できる。

小川はまた、「つぶて」や破片が出土した五号井戸跡の埋没状況と出土位置から、城が廃城となって井戸が埋没をはじめまでの短時間に製造され廃棄に至ったものと推定している。さらに、その製造時期を北条氏房が岩槻城に籠ってから豊臣の小田原攻めまでの期間とした上で、豊臣軍をめぐる緊張関係によって製造され、岩槻城落城による緊張状態の解消で廃棄されたと結論づけた。

微視的にみれば、「つぶて」や破片・素材が伊達城跡内に残された理由には、豊臣軍の動向を見ながら製作していた期間内に、不要な破片や失敗作が生じ、順次廃棄した結果をも考慮すべきだ。とはいえ、適正な製品とみられる整った六角形の個体や、また素材として使用可能な大きさの破片が廃棄されたのは、岩槻城陥落が契機だった

たとしてよいだろう。

そも、素材を板石塔婆に求めたということは、当時信仰の対象であった阿弥陀如来等の仏（を表す梵字）を割ることを意味する。板石塔婆の流行は下火になってこそいたが、この頃はまだ建立が続けられており、板石塔婆に込められた宗教的意義を、城中の将兵は明確に理解していたはずだ。普段なら壊すことなどなかったであろう。大軍による攻撃が避けられない状況が明確になる等の緊迫したタイミングで、なけなしの素材を板石塔婆に求め、臨時に製造した武器だと考えられる。とはいえ、石の産出しない大宮台地において、これらの「つぶて」を製造した者たちが、適切な加工を行っている。彼らは、すでに同様の製品を製造する知

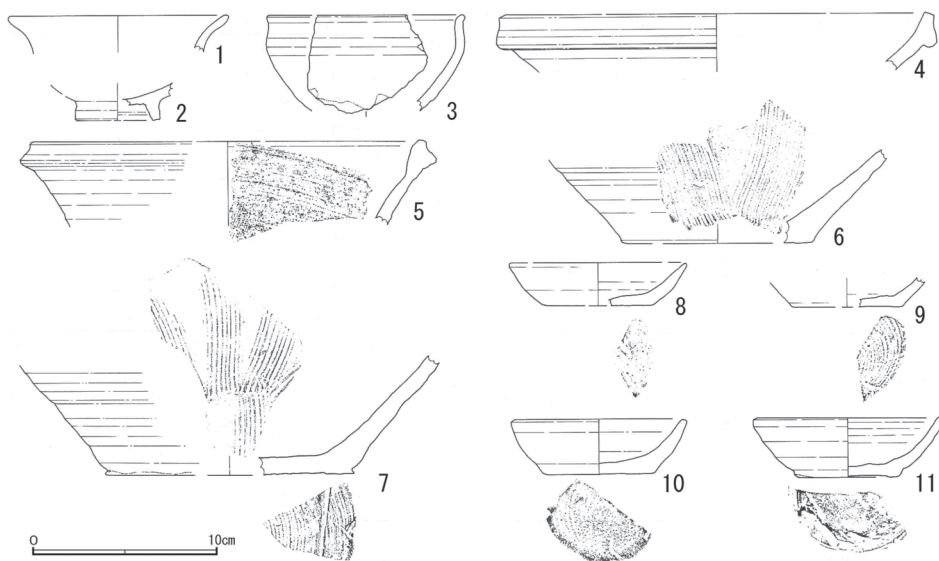


図 22 伊達城跡（大和田陣屋跡）2号溝跡で出土した陶磁器

註 39 より引用。

識と十分な経験、あるいは職能集団の協力を得ていたのだ。

それでは、武器としての「つぶて」は、実際にどのようなように使われたのだろうか。

戦国期は攻城戦・野戦ともに、遠距離や遠い間合いで攻撃する武器がよく機能するため、銃砲や弓、長柄武器が主体的に選択された。それらの主力兵器に比して、刺斬する機能のない石製の「つぶて」の殺傷力は非常に小さい。これを手にして敵陣に向かい、敵兵を殺傷しようとするのはあまりにも非効率的だ。その形状からみれば、むしろ接近した敵から一瞬の間をとって逃れる時間を稼ぐために、敵に向かって投げつける護身の投擲武器だったと考えるのが自然であろう。形状が平板であるため重ねてコンパクトに携帯できた。その利点は小さくない。

使用方法としては、小型・平盤で周囲に角が作り出しているもので、回転させて投擲するほかない。忍者の鉄つぶてや平型手裏剣同様、回転系投擲武器だと判断できる。投げ方は、人差し指を角にかけて親指と中指で挟み持ち、小口方向に押し出して、逆回転をかけて投げたであろう。角を尖らせすぎないのは、投げる際の指への負荷軽減や、コントロールのしやすさを求めたためかも知れない。

伊達城跡で出土した戦国期の石製武器の代表格でもある通常の礮（つぶて・報告書では「打割礮」、図24）と比較すると、単に打ち割ってサイズ感を整えた（割れ口で敵を傷つける目的があつたのかも知れないが）通常の礮とは全く異なり、相当な手間をかけた武器だと評価できる。それらは、小笠原氏隆から上泉信綱が伝えられたとされる兵法書『訓閲集』巻五「攻城・守城」にある伝統的な石打ちでの丸石とも明らかに異なる。角をもつ回転系投擲武器の原理とその使用法・利点を知る者たちが、緑泥石片岩の石材としての性質と適正な工具と加工方法を理解し、鍛錬した上でし

か製造できないもので、一般の武士に伝わる武器とは異なる特殊武器だといつてよい。

本稿では、以下、特殊武器としての伊達城跡・岩槻城跡出土の角をもつ平たい六角形の「つぶて」を、確立した技術知に基づく製作物（認知構造上の知識にある定まった技術によって表象された特定の形状の製作物）として、「有角型石製平つぶて」（角のあるタイプの石製の平つぶて）と呼称する。回転系投擲武器のうち、「つぶて」に区分したのは、近世の忍者の「鉄つぶて」によく似ており、刺突や切断のための刃部がなく、打撃を与える機能しかもたないからだ。刺斬できる手裏剣とは異なる。「剣」ではないのだ。

有角型石製平つぶては、回転させて投擲すれば、飛距離と正確な方向性を得やすく、命中した際には、均等な中心角に造り出した複数の角のいずれかが必ず当たり、小さい力で敵に強い打撃を与えることが可能だ。このことが武器としての原理だとみられ、鉄つぶて・平型手裏剣に共通する。

これまで、回転系投擲武器は、江戸初期の忍術伝書『玉成集』に「りゅうしゅけん」（実質的な十字手裏剣）として存在が確認されている一方で、戦国期に遡る伝世品や戦争遺跡からの出土は皆無だった。有角型石製平つぶては、原理を共有する回転系投擲武器として、鉄つぶてや平型手裏剣につながる唯一の戦国期の祖型だと評価できるのだ。

全体的な状況からみて、戦国後期以前に、関東など片岩産出地に本拠を置く特殊武装集団で開発・伝承していた回転系投擲武器の知識や経験が、存亡の危機を前にするなど、臨時的な機会に表象（製作）されたものと思われる。彼ら自身が石材加工の知識と技術を保持していたのかも知れないが、石工集団に製作委託したり、石工集団を取り込んだりしてい

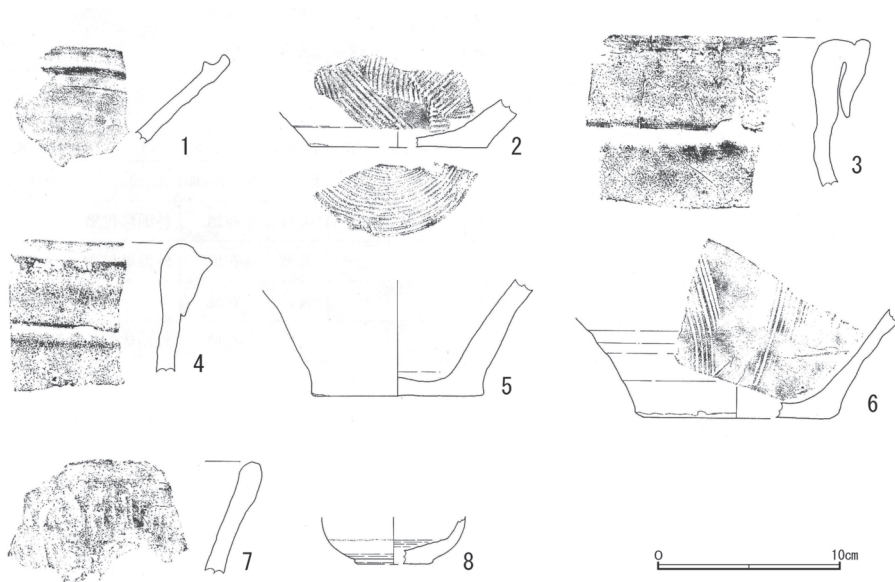


図 23 伊達城跡（大和田陣屋跡）5号井戸跡で出土した陶磁器
註 39 より引用。

たのかも知れない。有角型石製平つぶては、携帯時の安全性と使い捨ての武器としての経済性にも優れる。この意味では、近世の鉄つぶてや鉄製平型手裏剣より実戦向きで合理的な武器として、特殊武装集団に伝承されていたように思える。

ところで、板石塔婆を転用した投擲武器とみられる平たい石製品は、上杉謙信軍を迎え撃つ北条方拠点となった騎西城跡（現埼玉県加須市）でも出土している。

騎西城跡は、関東平野中東部の加須低

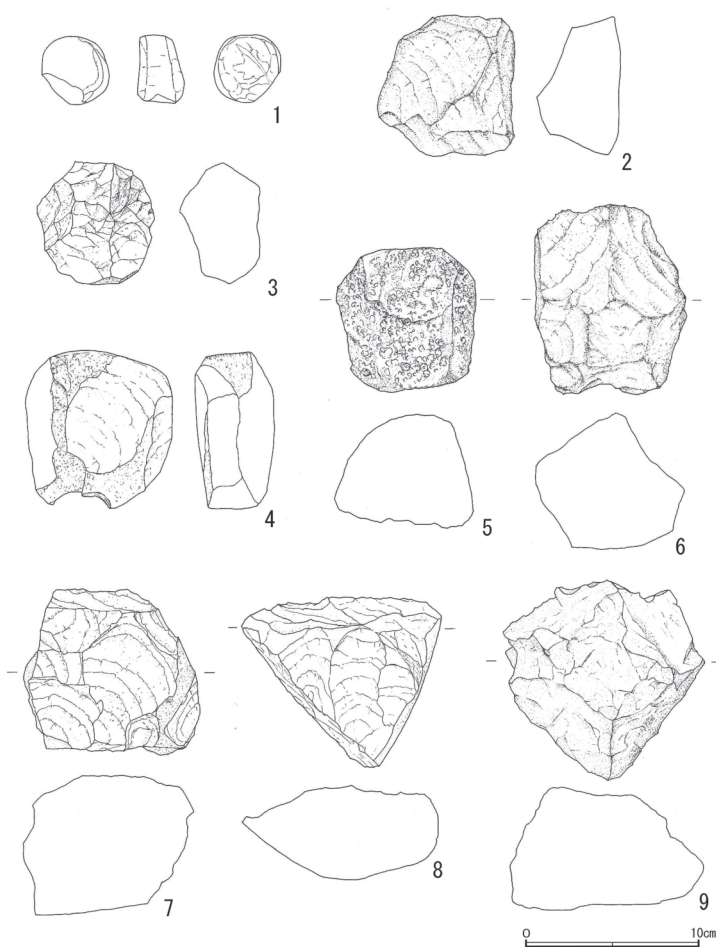


図 24 伊達城跡（大和田陣屋跡）で出土した通常の礫（つぶて：打割礫）
註 39 より引用。

地に所在する。現在は関東造盆地運動と利根川による河川性堆積物の被覆により、低地的景観を呈しているが（図 25）、利根川・荒川東遷前の戦国期には、ローム台地上面が湿地帯の中に露出する平城の適地をなしていた。一五世紀後半の上杉氏と古河公方の争いの中で築城されたとされ、文明三年（一四七二）には、足利成氏の配下にあつたと考えられる。その後、上杉謙信の第二次越山で上杉方に与するものの、永禄四年（一五六二）の上杉軍撤退後は北条氏配下の城として上杉氏に対峙した。

騎西城には三度の戦闘の記録がある。永禄六年（一五六三）には、北条・武田連合軍による松山城（現埼玉県吉見町）攻略に対する報復として、

上杉謙信軍の攻撃を受けている（第四次越山）。このとき、城内での打物戦に至ったとみられ、戦闘遺物を多く出土する。また、前稿で紹介した天正二年（二五七四）の羽生城忍び合戦の際には、上杉軍撤退際に古河・栗橋・館林・菖蒲・岩槻の各城とともに放火されており、豊臣秀吉の小田原攻めでも攻撃されている。

騎西城跡で出土した石製品は、「石製円盤」の名称で報告書に掲載されている。板石塔婆を半分程度の厚さに剥ぎ、角のない形状を指向して加工・成形したものだ（図26の3・4・6・7）。大きさは、長さ六センチメートル余りと四センチメートル余りの二群に分れる。騎西城跡出土遺物の中には、同じく板石塔婆を転用した緑泥石片岩の砥石やデイサイトの磨石も多いが、形状や表面に砥面があるなど異なる用途の製品だ。出土位置は、城跡南角の堀跡周辺（KB14区・15区、図27・28）のみであったと報告されている（註44）。

報告書では、その用途について、城郭内の堀での出土を根拠に、武器の代用品や水切りなどの遊戯に使用したものと想定している。しかし、

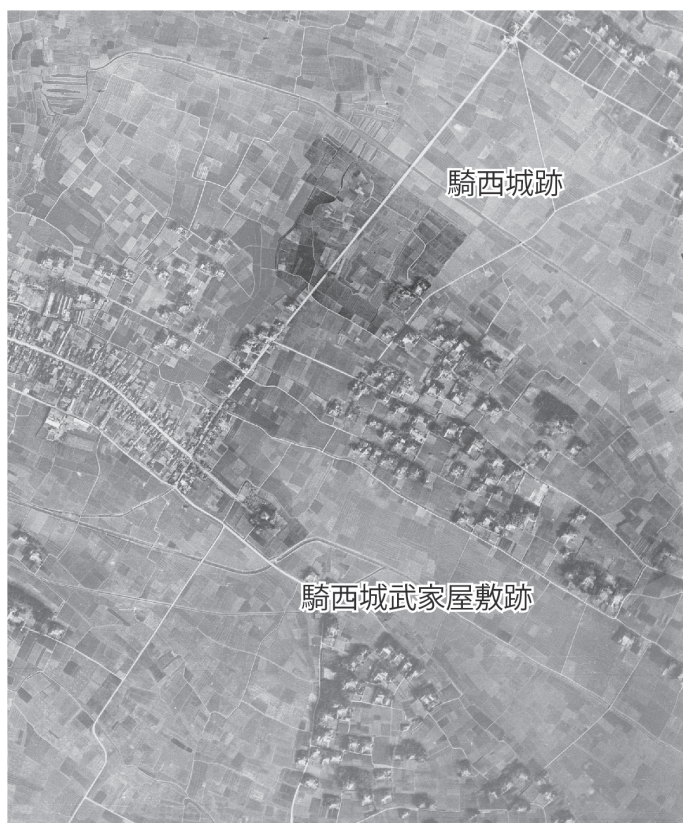


図25 騎西城跡周辺の空中写真
ソイルマークから城跡を推定した。昭和23年米軍撮影の空中写真を加工。

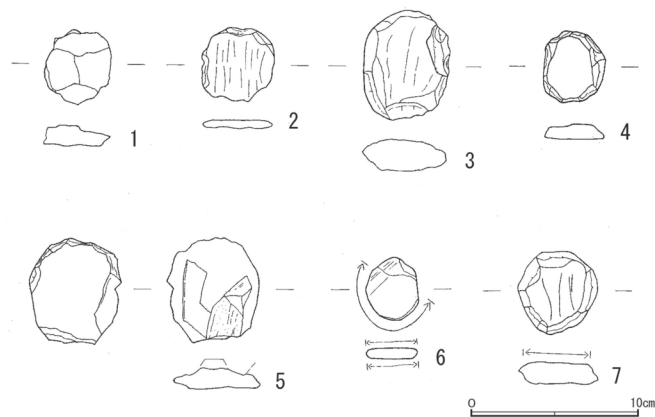


図26 騎西城跡出土の無角型石製平つぶて
註44の文献より引用。

出土場所の堀は整然とした畝堀であり、基本的に空堀だったと考えられる（図28）。他に遊具の出土はなく、水切の遊具とするのは不自然だ。KB14区・15区には、上杉謙信軍による放火の痕跡が見られ、生活用品に混じって鉄鏃や小刀などの武器も出土している。護身用武器と考えるのが適当だろう。

製造方法や形状・用途からみて、騎西城跡の「石製円盤」は、「無角型石製平つぶて」と呼ぶべきものだ。これらと岩槻城跡・伊達城跡の有角型石製平つぶての状況を勘案すると、石が産出しない利根川下流沿川の城々では、臨時的な代用武器として板石塔婆を転用した回転系投擲武器が作られ使用されていた可能性が指摘できる。製作者たちには、板石塔婆の

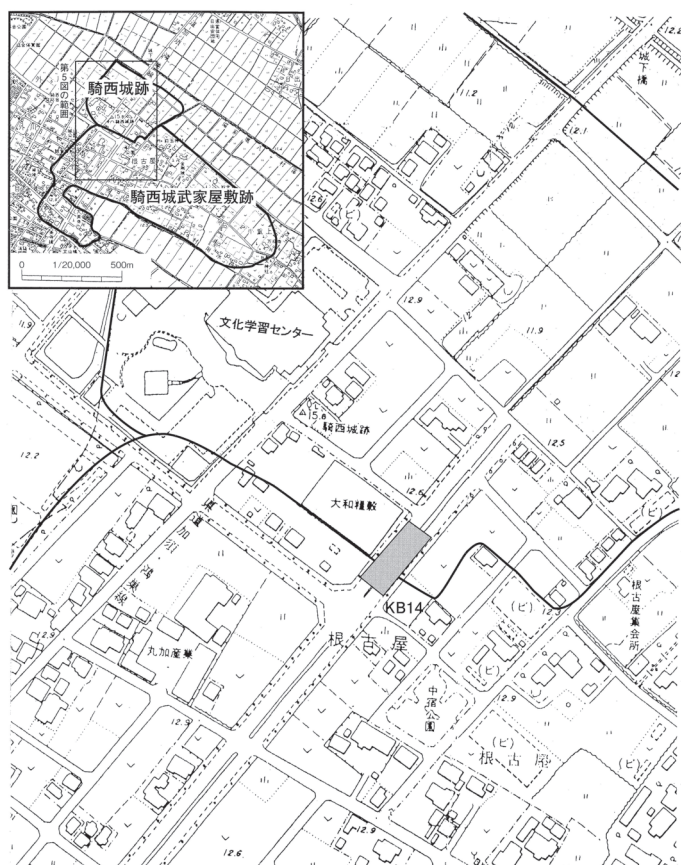


図 27 騎西城跡調査箇所位置図
註 44 の文献より引用。

転用による臨時的な武器製作という同一の認知構造が共有されていたようだ。しかし、無角型石製平つぶては伝統的な石打ちの範疇に入る。石を投げるために打ち割るだけであれば、通常の「礫」と大きく異なるものではない。特殊武器の範疇には入らない。

年代的には、その他の出土遺物からみて永禄六年の戦闘にともなうものの可能性が高く、伊達城跡・岩槻城跡のものより古い。伝統的な石打ちとの関係を見ると、石打ちの丸石を改良して無角型石製平つぶてが作られ、無角型石製平つぶてをさらに改良して有角型石製平つぶてが作られたとみなせる。伝統的な石打ちのつぶてから無角型石製平つぶてへの改良は、恐らく投げやすさと手近な材料による武器製造を求める意識

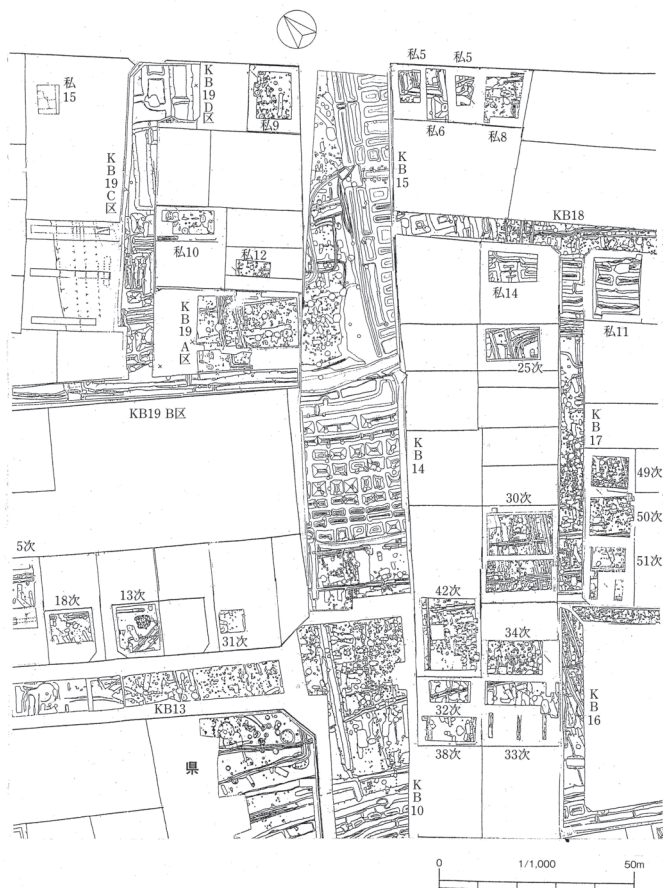


図 28 騎西城跡調査箇所全測図
註 44 の文献より引用。

が要因になったと思われる。つまり、伝統的な石打ちと板状に割れやすい石材としての緑泥石片岩に対する知識があれば、城兵の認知構造に内在している知識で可能な改良だったとも思われる。板石塔婆の製作・建立が身近に行われることで、この知識は形成されていたかも知れない。

一方で、無角型石製平つぶてから有角型石製平つぶてへの改良には、先述した忍器的の鉄つぶてや平型手裏剣と同様の原理の情報が要だ。戦国後期のある段階で、無角型石製平つぶての知識を持った北条氏領国東部の特殊武装集団が、この情報を取り込んだことにより、有角型石製平つぶてが製造されるようになったと考えられる。もしくは、原理の知識を開発したためだったかも知れない。

有角型石製平つぶてへの改良をなした特殊武装集団は、この製品に他例がないことからみて、その後も、その製作法・使用法の鍛錬を積んで、彼らの中だけで伝承していたと考えられる。この武器の開発・改良・伝達システムは、忍びのもつ忍器開発・改良・伝達システムに合致する。つまり、有角型石製平つぶてを製造した者たちは、忍び戦術の実行に対応できる特殊武装集団と同義の集団だったと解釈できる。この意味で、有角型石製平つぶては、忍器として扱ってよいもので、鉄つぶて・鉄製平型手裏剣のルーツの一つだと考えてよい。

以上のことから、ここであらためて武蔵国南東部に分布するとみられる角のない石製平つぶてを「無角型石製平つぶて」と呼称し、同時に、先に挙げた「有角型石製平つぶて」についても、必要な呼称と評価して、以後の論を進めたい。さらに、有角型・無角型の双方を含む石製回転系投擲武器の広い概念として、「石製平つぶて」のカテゴリも用いることにおきたい。

このほか、北条軍による忍び乗取作戦の舞台となった葛西城跡(現東京都葛飾区、地理的・歴史的な環境等は註4の前稿参照)でも、板石塔婆の転用が行われたことが明らかにされている。

発掘調査を担当した谷口榮によれば、葛西城の中核部分で、井戸構築材や磨石・硯などへの転用が認められるとともに、拳大程度の破片が出土しており、礫(つぶて)等の投擲武器代用品として用いられた可能性があるという(註45)。図29の15・17は堀覆土からの出土で、一〇センチメートル内外の大きさに割れており、投擲することが可能だ。しかし、岩槻城跡・伊達城跡出土品、あるいは騎西城跡出土品と比べ、外形の調整がないため回転投擲には向かず、厚さの調整もみられない。厚さは重さの調整要素でもあり、投擲を行うための重要な要件だ。

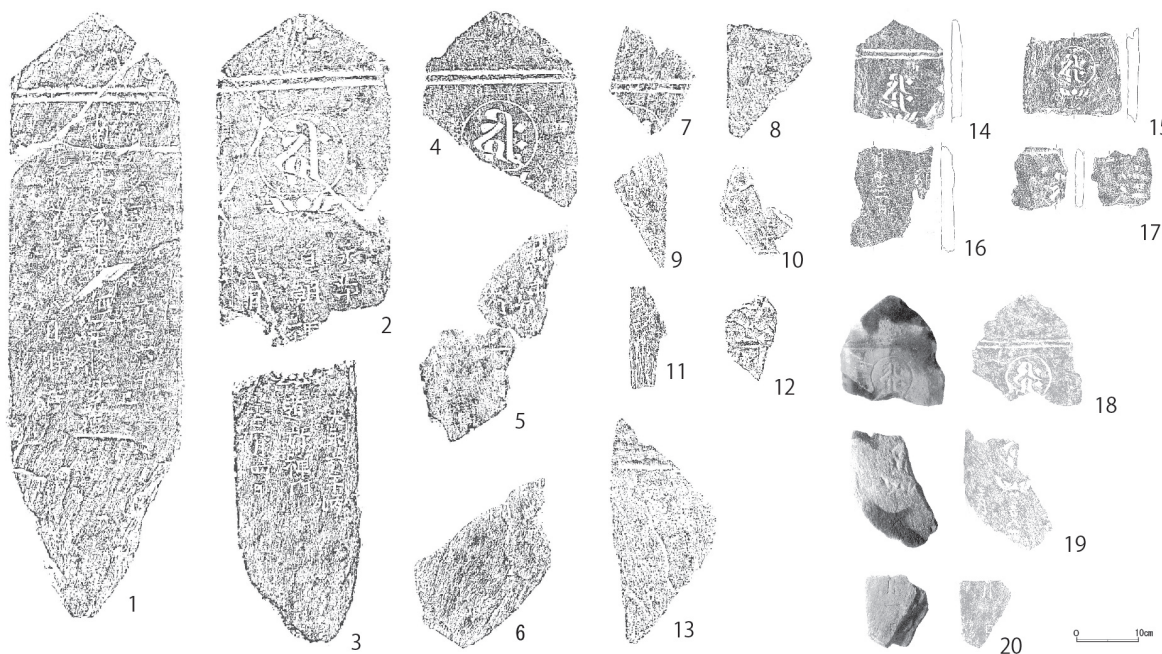


図29 葛西城跡で出土した板石塔婆の転用個体及び破片

1～13：葛西城跡第6次第81号井戸跡構築材（葛西城址調査会1983）

14～17：葛西城跡青戸7-22第2地点2号堀跡（永越・山城2001）

18～20：青戸・葛西城址環七予備調査3次（葛西城址調査会1975）

註45の文献より引用。

葛西城跡で出土する板石塔婆の転用品は、井戸構築材が最も特徴的で、比較対象としては適切な資料だ。井戸構築材には集積した板石塔婆をそのまま転用しており、設置時の衝撃や後の土圧で割れていたとしても、多くが接合可能な状態のまま、割れ口を接して出土している。基本的に投擲武器とは考えられない。図29の1～13に示したが、石材の目に沿って割れているため、多くが斜めに切断されたようにみえている。一方で、2・5のように劣化した部分に沿う複雑な割れ口もあり、直線的で切断したようにみえるものでも、よく見ると3や4のように調整によらずに割れ口が波打っていることがわかる。伊達城跡出土品との大きな相違だ。もちろん伊達城跡出土品にも、類似の傾向を認める破片はあるが、明らかに直線的な切断痕あるいは微調整による直線の整形が存在する(図17の多くや図18の14・16)。

また、葛西城跡出土品は、大きさや形状がさまざまで、規格性や再現性が認められない。図24の伊達城跡出土「打割礫」(通常の礫)にきわめて近い状況だ。投擲武器というより、城壁から転がす礫等として用いた可能性が強く感じられる。石製平つぶての範疇に入るものではなさそうだ。

葛西城跡は荒川下流域の石のない地域に立地するが、石製平つぶての知識は、波及していなかったのだろう。

(イ)もう一つの平型手裏剣のルーツ「陶製平つぶて」

伊達城跡では、有角型石製平つぶてに形状や製作原理が近い陶磁器素材の遺物五点も出土している。有角型石製平つぶて同様、第五号井戸跡・第二号溝跡から出土した同時代の遺物だ。縄文時代早期以後の「土製円盤」に似たもので、発掘調査報告書では、「つぶて」として考察しながらも、名称を「陶片製円盤」と報告している。

白磁碗・天目茶碗の底部や播鉢の体部を打ち割り、縦横四センチメートル程度の四角形・六角形(に近い形状)に成形したものだ(図30・31)。有角型石製平つぶての小型品とはほぼ同サイズで、必ずしも整った正多角形を指向しているわけではないが、中心角を大凡等しく割った位置に角を設ける形状や成形の考え方は共通している。成形過程で不整な円形になったものもあるが、伝統的な土製円盤のような円形を指向した細部調整や周囲の擦痕・使用痕はなく、工具として用いられたとは考えられない。投擲武器の「つぶて」として製作されたものとした報告書の考えを支持したい。

小型の器を素材にしたものは、高台が付く底部を転用しており、一定の厚さをもたせている。白磁や天目茶碗の体部では薄すぎるためだろう。厚さが確保できる播鉢では、扱いやすい体部を選定して転用している。重さと体積が必要な点も、武器であることの傍証だ。一方で、当時多量に使用され加工もしやすかったかわりには、素材に選ばれておらず、柔らく軽い素材が適さなかったことがわかる。

同様の遺物は、金山城跡(現群馬県太田市)、博多遺跡群(現福岡県福岡市)、幡代遺跡(現大坂府泉南市)等に出土例がある(註46)。

金山城跡では、釘貫戸張地区で二点が確認されている。同地区では、実城域下に連なつて通路・門・溜井・排水路等が検出されており、「寛政金山絵図」の記載にあるように、大手道が通る地区とみられている。二つとも瀬戸・美濃産の天目茶碗の厚い底部をきれいに残すよう、体部を内側から外側に外すように打ち割った様子がうかがえる。平面形は円形を企図しているように見受けられる。一五～一六世紀の所産の遺物群に含まれ、「つぶて」として加工されたのは、一六世紀以後であると思われる(図32)。

博多遺跡群では、打ち割って成形するものを「瓦玉」と命名し報告しており、削って成形する該地の土製円盤と区別しているのは本稿の考え方と同じだ。後述する「石球」とともに一二世紀代から一九世紀までの地層で検出されたという。細かい時期の確定は難しいようだが、明らかに灰釉陶器、鉄釉陶器、磁器が素材になったものがあり、伊達城跡と同じく、中世から近世初期の所産と思われる。

博多遺跡群の報告書では、毬杖の「玉」や「手玉」「穴」等と同類の遊具の一種であると考察しているが、遊具とすべき明確な根拠は示されていない。「つぶて打ち」「印地打ち」等と呼ばれる民俗的な投石儀礼が、子供の遊びや作柄の豊凶を占う行為として行われる一方で、戦闘としての投石と遠くない関係にあることはすでに良く知られている(註47)。区別するのは簡単ではないが、歴史的背景から想像はできる。

博多遺跡群は博多湾南東部に位置し、大陸に開かれた貿易港として栄える一方で、永祿二年(一五五九)には大友・筑紫惟門の戦い、永祿十二年(一五六九)には大友・毛利の戦い、天正八年(一五七四)には大友・龍造寺の戦い、天正十一年(一五六三)には大友・島津の戦いと、博多の富をめぐる戦乱に繰り返し巻き込まれてきた。天正十四年(一五八六)には島津による焼き打ちで焼き尽くされたともいわれている。豊臣秀吉による天正十五年(一五八七)の島津征伐では、町割さえ一変し、その後、朝鮮出兵の基地となっている。

陶磁器を用いる簡単な構造で、類似の製品だからといって必ずしも同じ用途と断定できるわけではないが、瓦玉も石製平つぶてと同様の臨時の護身用武器として使用された可能性は低くないのではないか。一二世紀から一三世紀の所産と報告されたものについても、元寇における臨時的武器が含まれる可能性を考慮すべきかも知れない。回転させてものを

投擲する知識が、平安時代頃から受け継がれ、後に平型手裏剣を生み出す土壌を形成していった歴史的な流れを示すものではないだろうか。

さて、残る幡代遺跡は、鉄炮を用いた戦術で知られる紀州雑賀衆の防衛線前線にあり、織田信長軍・豊臣秀吉軍による紀州攻めの戦端地にはど近く、進軍経路上にあたっている。周辺には、南北朝期足利方の臨時の城郭とされる井山城跡や大坂夏の陣の際の城と伝わる櫓井城跡も分布している。幡代遺跡416区出土の陶製品は、近世の所産で用途不明とされているが、博多遺跡群同様に戦乱に深く関わった場所であり、これらの陶製品が武器として製作・使用された可能性は低くない。

以上のように、伊達城跡出土「陶片製円盤」と同様の遺物には、全国的に、戦乱地での護身的な武器の可能性があるものが存在する。伊達城跡では、特に非常に近い製作原理で作られた臨時的な特殊武器有角型石製平つぶてが存在することから、本稿では、「陶片製円盤」のうち、四角形(図30・31の5)・六角形(にみえるもの)(図30・31の3・4)の資料を護身用の特殊武器と考え、「有角型陶製平つぶて」と呼称する。これらは、均等な中心角に造り出した角をもつ回転系投擲武器という製作原理の共通性からみて、有角型石製平つぶてを製造した者たちの手になる特殊武器と思われる。忍器の可能性があるものと評価できるのだ。鉄つぶて・平型手裏剣のもう一つのルーツだといってよい。

ただし、全国的な視野に立つと、陶製平つぶては不整形または円形であり、工程にも雑さがみられる。伊達城跡出土品にも同様のもの(図30・31の1・2)がある。形状は打ち割りの「なり」に任せているようにもみえる。それらは、分布も広く、中世初期から存在している。加工して投げやすくしているが、伝統的な石打ちの「つぶて」と同じ概念をもつ特殊性の高い臨時的な武器だったのかも知れない。武士の武器というより、

民衆に広く受け継がれていたものであろう。これらは、角のない「無角型陶製平つぶて」と呼ぶべきもので、忍器とはいえない。

(ウ) 忍器としての有角型石製・陶製平つぶての系譜

さて、言を重ねることになるが、伝統的な石打ちの「つぶて」から有角型石製・陶製平つぶてに至る製作・使用集団の知識の総体(記憶)Ⅱ認知構造の系譜と変遷、対応する投擲武器の出現と変遷について、整理しておきたい。

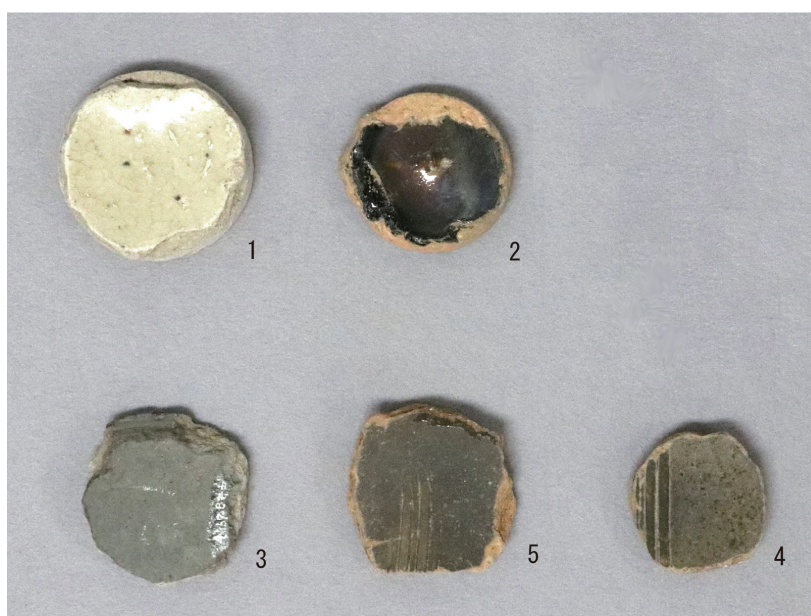


図 30 伊達城跡(大和田陣屋跡)で出土した陶製平つぶて
註 1 の図録より引用。

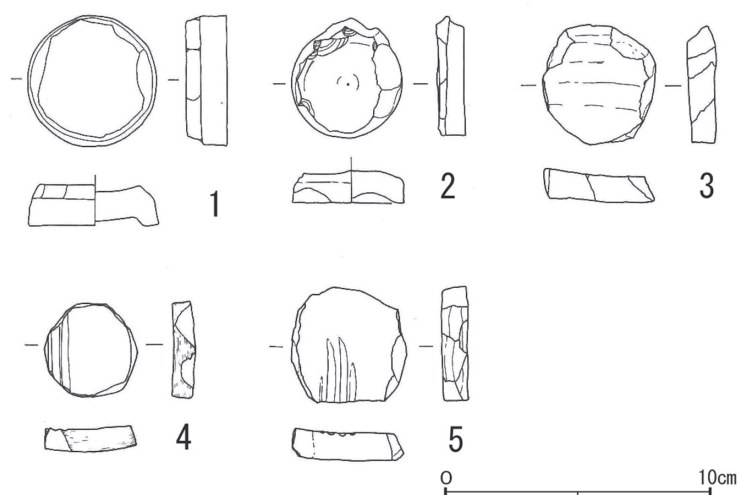


図 31 伊達城跡(大和田陣屋跡)で出土した陶製平つぶて実測図
註 39 の文献より引用。

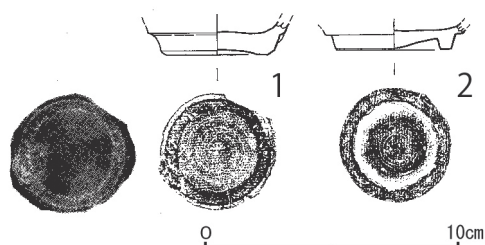


図 32 金山城跡釘貫戸張地区で出土した無角型陶製平つぶてとみられるものの実測図
註 46 より引用。

武器・遊具としての自然石の投石が、伝統的な武器としての石打ちを生んだ。そこには臨時的な戦闘に対する情報や宗教的情報があったかも知れない。次に、素材の入手しやすさや定型化された投げやすさを求める情報・知識が、投石する人々の知識Ⅱ認知構造を再構造化し、無角型陶製平つぶてを生んだ。戦乱が頻発するようになると、武器に関する情報・知識が増大し、同時に手工業の急速な発展が生じると、陶磁器を打ち割る情報が石材を加工する情報に置き換わり、無角型石製平つぶてを生んだ。中世・戦国の頃である。そして、均等に回転してくる角をもつて常に敵にダメージをに与えよ

認知科学的な側面から見ると、大凡図 33 のような系統樹が作成できる。ただし、系統樹は、考古資料として確認できる遺物の年代的な順序にしたがっており、実際の初出時期や繋がりは今後の新資料の蓄積によって書き換えられていくべきものだ。

うとする回転系投擲武器の情報が加わり、有角型石製・陶製平つぶてが生まれた。その後太平の時代になり、武器が消耗しにくくなると、鉄製武器が主体となって、より高い攻撃力を求める情報が加わり、忍器としての鉄つぶて・鉄製平型手裏剣が生まれたのであろう。

現在把握している遺物の状況からは、こうした製作・使用者の認知構造の変遷と、それに対応した投擲武器の変遷を辿ることができる。なお、私自身は、有角型石製・陶製平つぶての改良を経て、鉄つぶて・平型手裏剣が出現したものと想像している。つまり、有角型石製・陶製平つぶての方が、鉄つぶて・鉄製平型手裏剣より古いと考えている。しかし、有角型石製平つぶて出現に至る無角型石製平つぶての改良の契機には、認知構造の再構造化を促す新しい知識Ⅱ情報が必要だったはずだ。それが既に存在していた鉄つぶてや鉄製平型手裏剣であったかも知れないこと（平型手裏剣や鉄つぶての方が先に存在したかも知れないこと）は考慮すべきだ。

(エ)有角型石製・陶製平つぶての作り手と平型手裏剣

それでは、伊達城跡で出土した有角型石製・陶製平つぶての作り手は誰か。

先述のとおり、伊達城は、岩槻城家老の伊達房実の居城と考えられている。

天正一八年（一五九〇）の豊臣秀吉による小田原攻めの際には、岩槻城主であった北条氏房が小田原城に詰めたため、岩槻城には伊達房実が入って籠城戦を展開した。しかし、浅野長政勢の力攻めに遭い、長くはたず落城したとされる（註48）。『北条記』によると、多くの配下が討死したという。

岩槻城の防衛拠点であった伊達城では、迫る浅野勢を前に、岩槻城に籠る主家伊達房実や重要人物、子女を護衛するため、あらゆる手段が検討され実行に移されたに違いない。伊達城にあった武器・武具の多くは、伊達房実とともに岩槻城に籠る兵が持参しており、伊達城の防衛にあたる兵に十分な数・量が残されていたとは思えない。豊臣軍では、北条方の城兵を討ち果たし、子女を捕虜とし、場合によって成敗する方針をとっていた。浅野長政による城兵助命の記録や『浅野家文書』『小田原市史一』、子女の助命を条件に抵抗を止めるよう伝えた記録（「加能越古文叢」）が残されており、人的にも物資の上でも余裕なく、追い詰められた岩槻城と伊達城の様子が想像される。

伊達城跡の有角型石製・陶製平つぶての製造は、こうした緊急事態の中で行われたとみられる。発掘調査報告者の小川は、その後、岩槻城が落ちたことで緊張状態が解け、製造した有角型石製平つぶてが製造場所の周辺に遺棄されたと想像している（註49）。本稿では、製造開始以来の廃棄物の累積と戦の終結による廃棄があったと想定した。

重要なのは、有角型石製平つぶてが岩槻城跡竹沢曲輪の発掘調査でも検出されていることだ。石材を周囲の環境から得ることができないこの地域では、板石塔婆は希少な素材の一つだ。岩槻城では、城兵が板石塔婆を得るために城外に出るのは、裏切りの防止等、内外の理由から相当に困難だったはずだ。また、岩槻城跡の有角型石製平つぶては単独の出土で、岩槻城内に製造痕跡はみられない。これらのことは、岩槻城跡出土の有角型石製平つぶてが、伊達城で製造され岩槻城に持ち込まれ使用された可能性がきわめて高いことを示している。

絶体絶命の岩槻城に、伊達城から有角型石製平つぶてを持って駆け付けた者たちがいたのだ。彼らは、一般の武士とは異なる特殊武器を開発し、

用いるシステムを持つ、特殊な訓練を経た武装集団に属する者たちだった。しかし、圧倒的な兵力を誇る浅野勢を退けることはできない。彼らの任務は、敵の殲滅や殺傷ではなく、伊達房実をはじめとした城内の人々の保護や救出であったに違いない。特殊武器有角型石製平つぶては、迫る敵兵の動きを一時的に止めて時間を稼ぐために用いられたのだろう。このとき陶製平つぶても、同様に使用されたのではないか。

こうした状況を考えると、伊達城で有角型石製・陶製平つぶてを作った特殊武装集団の者たちは、伊達房実の寄子として領地の大和田村に在村していた下級武士たちが中心だったと推測できる。彼らなら、当時まだ信仰の対象であった板石塔婆が建立されている場所（おそらく大和田村内の建立場所）を知り、板石塔婆の破壊に反対する者たちを抑えて緊急に取り集め、あるいは伊達城内の陶磁器の在り処を知り、使用する権限を有していたとみられるためだ。

この岩槻城主北条氏房と伊達房実、そして配下の特殊武装集団の関係は、葛西城忍び乗取作戦を実行した本田正勝と配下の同心衆の状況と似ている。大名直臣の武将の配下に、陪臣となる特殊武装集団が存在する構図だ。先述のように、伊達房実が北条氏房に臣従してきたことを前提とすると、この場合の家主は北条氏房または伊達房実、忍びの指揮監督者は大和田村の土豪、実行者は在村武士たちとなる。伊達城は忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団の駐屯地候補地であり、彼らが在村していた大和田村は、忍びの本拠と考えられる。

大和田村には、徳川家康武蔵入府後に行われた天正一九年（一五九一）の検地の記録「大和田村御縄打水帳」（島村家所蔵大和田村文書、さいたま市指定文化財）が遺されている（註50）。今、試みに、その記録から大和田村の実質的な農地所有の状況を概観し、特殊武装集団の人員を考えてみ

たい。ここまでの推測が正しければ、その中に忍び戦術を担い、有角型石製・陶製平つぶてを作り使った者たちがいたはずだ。

大和田村の耕地の総面積は、検地帳から起こすと合計八〇町七反七畝（他に不作地が九反あり）となる。名請人には三五人の名が読み取れる。これに対し、実際の耕作者は八八人だ（註51）。このうち一町以上の耕地を所有しているのは一七人で、五町以上の所有者が三人いる。他の七一人については、一六人が五反以上を所有するものの、多くが三反未満の小規模事業者で、七人は一反未満の耕作を行っていた。

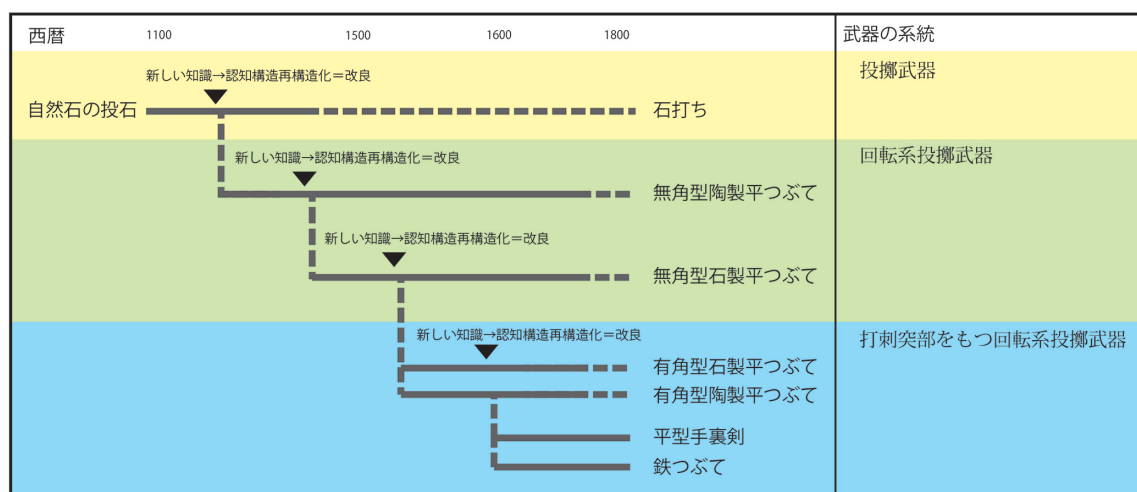


図 33 有角型石製平つぶて・同陶製平つぶての系譜

葛西城乗取を実施した本田の忍びがいた下本田郷(現埼玉県深谷市)の状況(註52)と比較すると、分付地がほとんどみられず、自立した農民が多かったことがわかる。田畑が地形に則して広がるバランスよい農地であったためであろう。

所有地が一〇町を越える農地を所有する四郎右衛門は土豪として、自作農を率い、隸属する小作農・家抱を従え、軍役の請負いや差配を行っていたことだろう。同時に忍びの指揮監督者としても振る舞っていた可能性が高い(註53)。また、畠を中心に六町を所有する将玄・帯刀と、田畑一町以上を所有するいつみ・内蔵助・五郎左衛門・三右衛門・新七郎・新二郎・甚二郎・庄左衛門・正衛門・善右衛門・弾正・津嶋・図書・藤左衛門ら、四郎右衛門より下位とみられる一六名は、経済的に一定の安定性をもつ自作農として、同居家族や親族とともに農耕を行いながら、自ら武器・武具を調え、土豪の下で軍役を担わされ、日常的な鍛錬(本軍の兵士としての軍事訓練や武術訓練)を課されていたものと思われる(註54)。

その一方で、侍身分に当たらず軍役を割り振られていない小自作農や隸属民は、臨時の報酬を目当てに別動隊への動員に応える動機を持つ。郷村全体でみた場合、人的な余裕として扱われていた側面もあると思われる。所有地の広さと所有者数の関係を見ると、五反を境に明確な所有者数の分布の差が認められる。ここに自作・小作の経営形態の境界があると考えると、五反以上を所有し小自作農と考えられる市右衛門・市左衛門・勘解由・雅樂助・撃・源七郎・源二郎・源六・甚兵衛・甚六郎・将左衛門・庄左衛門・助二郎・縫殿助・兵庫・弥二郎ら一七名は、農耕による収入では生活が手一杯であるため、足が速い、夜目が利くなどの優れた能力をもつ場合には、職業として特殊な武術訓練を受け、大名か

らの傭兵依頼に備えていてもおかしくない。また、一反以上五反未満の小作農は二一名、一反以下の零細農民が二六名おり、自作農が抱えていた家抱等の隸属民も合せて、彼らの中から、帰属元の自作農の許しを得て、優れた能力により特殊訓練に抜擢されていた者もいたはずだ。軍役を課されず、かつ能力に優れた者たちが、一般の武士としての土豪や自作農らと異なる鍛錬を受けて、特殊武装集団を形成し、指揮監督の土豪の下、別動隊として忍びの任務に当たったのではないか。彼らの中に、有角型石製・陶製平つぶてを作り、浅野勢の攻撃にさらされる岩槻城の救援に駆け付けた者がいたのだろう。伊達氏入部前から、四郎右衛門を筆頭に、伊達城に集った彼らが日々特殊な軍事技術を鍛錬する姿が想像できる。

とはいえ、一次史料に明確な証拠の見いだせない現段階では、各郷村の経済事情や親との関係性の強弱等により、軍役を負った土豪・自作農と、それ以外の軍役を課されない者たちが複合的に関わる状態で特殊武装集団を組織し、その中から別動隊の忍びの役に就く者が選定されていたと想像するのが実態に近いのかも知れない。

なお、ここで想定した特殊武装集団編成の状況は、褒美という形の金銭的報酬を目当てに活動した鋳物師、鉄炮鍛冶、刀工、船衆、海賊衆、石工、番匠、金属細工人、火薬製造・鋳山経営等の職能集団の生成・興隆と軌を一にしているようにも思える。大名・国衆が仲立ちした高度な貨幣経済による富の再分配システムを存立基盤にしたもので、忍びの存在もこうした戦国の社会ステージに対応したものであったと想像する。

(二)特殊武器のルーツを探る―撒菱のルーツ―

今回見出した特殊武器は、他にもある。

図34は、現東京都八王子市にある八王子城跡で採集された土製品だ。

一見して撒菱であることがわかる機能的な形状をしたもので、多言を要しない。とはいえ、その用途を特定するためには、一定の検証が必要だ。この撒菱の確認に至る経緯を振り返りつつ、検討してみたい。

きっかけは、平成三〇年(二〇一八)の初夏、埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「越山―上杉謙信侵攻と関東の城―」で、戦国期攻城戦の実像の展示を行うため、各地の城跡出土の戦国遺物を探索していた時のことだ。

金山城跡大手虎口出土遺物の中に、銃砲弾の代用品として作られたという土玉を観察する機会を得た。太田市の文化財担当者 島田孝雄氏によると、八王子城跡に先例があり、火縄銃銃弾の代用品や焙烙火矢に詰めた弾子といわれているとの御教示をいただいた。

金山城跡出土の土玉は、やや不整な球状の素焼きの土製品で、軽く軟らかい印象があつた(図35)。直径は二・二センチメートル余りで、代用銃弾として用いたとすると、鉛の比重を一一・三五で算出した場合、鉛弾四三グラム相当となり、十一目玉または十二目玉程度の銃弾に該当する。侍筒等と呼ばれる口径の大きな銃だ。文化日本前装銃射撃連盟によれば、六―一〇グラムの発射薬を要する十目玉の射撃でさえ、銃が重く反動も強いとされ(註55)、射出時の弾に相当の衝撃がかかるクラスの銃になるという。

かつて私は現埼玉県行田市の埼玉古墳群鉄砲山古墳の発掘調査で、幕末忍藩の角場(埼玉村角場遺構群、砲術訓練所の遺構)を検出し、発射痕・命中痕のある多量の銃砲弾を扱った。その際、火縄式銃砲の射出や命中時に鉛弾に加わる変形状況を観察したが(註56)、金山城跡出土土玉が射出や命中の負荷に耐える強度を有するとは思えなかった。

幕末の仙台藩で使用された木砲に、釉薬を使用した陶製砲弾が使用された例があり(註57)、黒色火薬の調合次第で陶器製の砲弾を射出できる

程度に爆発速度を遅くすることは可能だ。しかし、陶製砲弾は正球でサイズに規格性があり、射出時の砲身との摩擦も考慮されている。

対して、「素焼き」の焼き物は、単に素地土を構成する粘土の結晶水を抜いただけのものに過ぎない。長石の融解と再結晶が生じないため、非常に脆い構造をしている。通常の発射薬で射出した場合、不整な形状の土玉では銃砲身との間に強い摩擦力が加わって破損し、発射薬の爆発で碎けて的へ敵まで到達できないと思われる。さらに、命中しても貫通力がなく、代用銃砲弾には不向きだ。鉄製砲身の銃で素焼きの弾を射出し、狙った敵に到達させ、かつ倒すのは難しく、火薬の浪費につながりかねない。

また一般に、素材の粘土は、成形に適した可塑性をもつ固さでは、二五％程度の水分を含んでおり、焼成前の乾燥段階で、成形時より一割から二割弱の収縮が生じる。乾燥時の収縮率をコントロールしない限り、銃砲弾として使用できる規格性は得られない。鋳物毎に調合する現在の陶土生産と同程度の方法を用いない限り、収縮率のコントロールは難しく、銃砲身に適合した粒径を

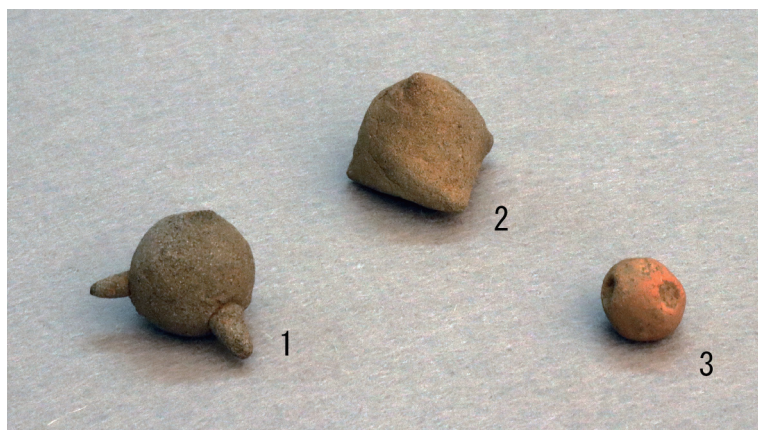


図 34 八王子城跡で採集された土製撒菱

1・3は棘状の突起を付すもの。突起の多くは欠損している。

2は貼りつけた粘土をつまみ出して突起にするもの。

註1の図録より引用。



図 35 金山城跡で出土した土玉
註 1 の図録より引用。

得ることはできない。土玉の粒径の規格性のなさは、強度の疑わしきとともに、代用銃砲弾とする解釈を否定するものだ。さらに、金山城跡では代用品としての青銅製銃弾が出土している。

もう一方の焙烙火矢の弾子という認識については、本来は焼薬玉を充填し飛び散らせて放火するためのもので、本質的に機能が異なる。仮に焙烙火矢を霰弾として用いるとしても、軟らかい素焼きの土玉では不向きで、金山城跡の地盤の岩塊から得られる石片の方が、殺傷力において数段優れている。

その他、銃砲での使用方法としては、石火矢と呼ばれる大型砲に複数の弾を込めて射出する方法が考えられる。寛永一四年(一六三七)一〇月に始まる島原一揆では、幕府軍が多くの砲を動員した。その際、松倉方の責口に夜襲をかけてきた一揆勢に向け、柘角太夫が大石火矢に多数の小玉を詰めて放ち、一揆勢の攻撃を阻んだという(松倉氏家臣佐野弥左衛門覚書)。土玉のサイズには各種あり、一貫目玉の大筒であれば、口径が八七ミリメートル程になり、これらの土製品を詰めて放つことは物理的には可能だ。とはいえ、そのまま込めたのでは発射薬の燃焼ガスの圧力が逃げてしまうし、和紙に包んで複数個を一度に射出する場合も、径が不ぞろいで実用に耐えるとは思えない。

企画展「越山」の際には、こうした状況を知りながらも土玉の用途を示せなかったため、当時の説にしたがって代用銃弾、あるいは焙烙火矢の

弾子として展示した。しかし、疑いは消えなかった。

令和元年(二〇一九)初夏、埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「戦国大名は如何にして軍需を調達したか」に関わる調査で、八王子市郷土資料館にうかがい、八王子城跡の資料に触れる機会を得た。その際、代用銃砲弾とされていた昭和三〇年代発見の「土弾(八王子城跡での呼称、本稿では一般的な呼称として土玉の語を使用している)」を観察させていただいた。

八王子城は、天正一〇年(一五八四)頃の築城とされる典型的な山城で、関東平野西縁を守る、北条氏の最も有力な支城の一つだ。築城の背景には、永禄一二年(一五六九)の武田信玄による小田原攻めと八王子城の前身滝山城(現東京都八王子市)への攻撃、上杉氏・武田氏との対立、その後の武田氏滅亡、徳川氏の豊臣秀吉への臣従など、戦国後期の目まぐるしい動きがあった。麓には石積みを用いた城主北条氏照の居館「御主殿」を有し、険しい山容を広く利用した名城の一つだ。

八王子城で実際の戦闘が行われたのは、天正一八年(一五九〇)六月二三日、豊臣秀吉の小田原攻めの際のことだ。城主北条氏照と主な家臣が小田原城に籠ったため、八王子城には城代横地監物吉信を筆頭に、兵士のはか、多くの領民が籠城したといわれる。上杉景勝・前田利家らの豊臣軍北国勢の力攻めに合い、千人を超える死者を出し(「水戸松平文書」)、一日にして落城したという(天正一八年六月二三日付「豊臣秀吉朱印状」上杉家文書八四一、天正一八年六月二三日付「上杉景勝感状」上越市史別編「上杉三三六五」)。

八王子城跡の土玉群を正しく理解するためには、まずそれらの帰属(持ち主・製造主)を明確にすることが必要だ。八王子城跡の土玉には、鉄製砲弾やその鋳型等、多くの重要な戦国期遺物とともに表面採集されたものと(図36)、発掘調査で出土したもの(註58)、大小多数が存在する。そ

れらは、御主殿跡とその虎口周辺を中心に発見された(註59、図37～40)。おそらく多数を同時に使用するものであったと考えられる。

御主殿跡周辺では、青銅製や鉄製の銃砲弾が複数発掘されている。青銅製銃弾は、蛍光X線分析の結果、城内で銅銭等を素材にして製造されたと考えられる(註60)。また、鉄製砲弾も、鋳型の存在から城内で製造されたことが明らかだ。これらは城主北条氏に属する武器と判断してよい。

敵軍攻め手の上杉景勝軍は、室町将軍や周辺大名・国衆との関係を通じて、また豊富な金山からの資金と秀吉との関係を背景に(註61)、当時需要が急増して希少になった国産鉛に加え、輸入鉛、輸入硝石による弾薬を調達していたと考えられる(註62)。前田勢も同様の傾向だったはずだ。

八王子城跡出土遺物には鉛製銃砲弾は極少数しかみられない。上杉勢・前田勢に帰属する遺物は少ない。他に出土する多くの陶磁器は破碎された状態で出土し、焼け落ちた建物とともに被熱しており、北条方のものであると考えられる。こうしたことから、土玉群も落城寸前の八王子城で北条方の兵士によって携帯・使用され、戦闘後、御主殿付近に投棄されたものと考えられる。

さて、土玉群を観察すると、それらの中に明らかに他の土玉と異なるものの二つが含まれていることに気付いた。径二・二センチメートル程度の土玉に四か所の突起が付されていた。突起は、先端を結ぶ線が正四面体をなす位置に均等に貼り付けられ、突起を含めた大きさは、正四面体の一辺が二・九センチメートル程度であった。置いて投げつけて転がしても、必ず一端が垂直に上を向く構造だ(図41)。二つの土玉は、突起の付け方が異なっており、一つは玉に貼り付けた素地土をつまみ出して突起を作り出し(図34の2)、もう一つは欠損してはいるが、棘状の突起を貼り付けて製作していた(図34の1)。成形・乾燥ともに丁寧に行い、割

れヒビ等なく焼成されており、素焼き製品としては良い造りの品だ。

この形状・構造は「撒菱」そのものだ。川越歴史博物館所蔵資料にある近世後期の鉄製撒菱(図3の22・34)とは見た目のスリムさに違いがあるが、平坦面に置いて、踏みつける者に痛撃を与える構造は、それが同種の武器であることを如実に示している。これが本節冒頭に挙げた土製の撒菱との出会いだった。私は、管見の限り、戦国期のどの遺跡でも同様の出土遺物が検出された例を知らない。つまり八王子城跡オリジナルの遺物なのだ。

後日あらためて当該遺物の写真撮影にうかがった折には、その他の土玉群の中に、棘状突起の痕跡をもつ直径一・三センチメートルほど(玉部分のみの径)の小型品があるのを、八王子市郷土資料館の河津美穂子氏より御教示いただいた(図34の3)。また令和三年六月に実施した企画展開連事業の打合せの際には、単純な土玉だと考えていたものの中に、同様の突起の痕跡をもつ直径一・七センチメートルほど(玉部分のみの径)のものが存在することを同市教育委員会の村山修氏よりご指摘いただいた(図36の手前から4列目左端の凹凸があるようにみえる資料。本稿執筆中に御教示いただいたため、写真は調査段階のまま掲載した)。同じ構造をもつ資料が四個体も揃ったのだ。突起の付け方に二つの型がみられるが、再現性・定型化が確認された今、あまりにも特殊な形状ではあるが、最早その存在を疑う余地はない。とはいえ、変わった形状の土玉の存在は、これらを採集した小松茂盛によって、採集当時の昭和三〇年代にも把握されていた。「外に機雷の如き三本の突起のある物、菱型の物も採集したり」と記録されている。また、土玉全体の採集状況について「一ヶ所で百ヶ以上の破レツの土弾が採集」されたと記録しており、これを試射の痕跡とみて銃弾と認識し、「土弾」と命名するに至っている(註63)。「土製の撒



図 36 八王子城跡で採集された土玉

註 1 の図録より引用。前から 4 列目左端は突起が剥離した土製撒菱であることがわかった。



図 38 八王子城跡御主殿虎口測量図

引用元は図 37 に同じ。

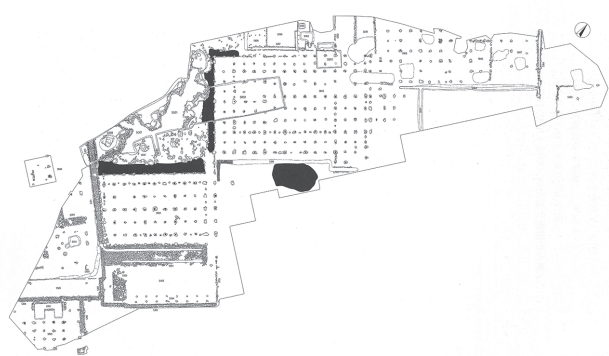


図 37 八王子城跡御主殿測量図

土井義夫・戸井晴夫・村山修 二〇二〇『八王子城増補改訂版』八王子市郷土資料館より引用。

菱」と結論付ける前に、検討すべきことはまだある。

戦国期の銃砲弾には、変わった形状のものが存在する。かつて、宇田川武久が詳しく指摘したことがあった(註64)。

宇田川によれば、慶長年間、小堀政一が国友の鉄炮鍛冶に鉛玉を加工して複数弾を放つ「切玉」を発注したとされ(小堀政一関係文書)、天正三年(二五八五)の砲術伝書『玉こしらへの事』や文禄三年(一五九四)の『宇田流初学抄』には、三角形・四角形の弾、針金を前方や後方に突出させた弾、針金で複数の弾を繋いだもの等が描かれているという(図42・図43)。特



図 39 八王子城跡御主殿の大型建物の調査状況
引用元は図 37 に同じ。



図 40 八王子城跡御主殿虎口の調査状況
引用元は図 37 に同じ。

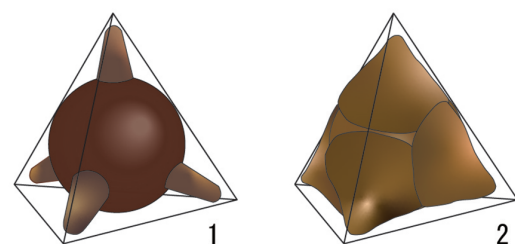


図 41 土製撒菱の構造

に針金を数本突出させるものは、八王子城跡の突起のついた土玉に似ているようにも思われる。

しかし、それらの伝書の図を観察すると、基本的に銃砲身の内径に合った円筒形に整えられ、和紙で包むなどすることになっている。砲身の内面に対しては突出部がなく、発射薬の燃焼圧を逃がさないよう計算された形状をしている。このことは、多様な銃弾の現存する資料群として知られる近世の井上流御伝授玉の一群(国立歴史民俗博物館蔵)からも確認できる。

八王子城跡の突起を有する土玉では、どのようにしても突起が砲身と接してしまう。むしろ、突起尖端のみが接する構造だ。土玉に多くの和紙を貼り付け球形にすることは可能だが、そうした形跡は土玉表面には見られない。また、そうした隙間の埋め方は砲術伝書には見られない。一回り大きい球形の土

玉と組み合わせることで射出した可能性がないわけではないが、射出時の爆発に突起の接合強度が耐えられず簡単に外れてしまう。構造体を作る意味そのものが問われることになる。棘状の突起を貼り付けた個体が多数派であることからみて、どの射出

構造・形状からみて明確な撒菱としての機能に対し、銃砲弾とする根拠を、これ以上探すことはできない。疑いは晴れた。本稿では、これらの四つの突起をもった土玉を撒菱と認定し、以下「土製撒菱」と呼称する。

撒菱は、忍器の中で手裏剣に次いで有名なものの一つだ。古くは、中国陝西省勉県定軍山で出土した後漢から三国時代(三世紀代)の青銅製のもの(勉県博物館所蔵)がよく知られている。これらも四本の針状の突起を、その先端が正四面体の各頂点にくるように配置したもので、どのように置いても一端が必ず天頂を向く、一般的な構造をしている(註65)。

おそらく日本にも伝来したものと考えられるが、古い記録は発見されておらず、詳しい来歴はわかっていない。その構造や機能についての記述を探せば、忍術伝書に求めることになる。

次に、現状で把握できる範囲で撒菱の来歴を追求し、土製撒菱の刃器としての位置づけを考えてみたい。

服部家に関わる忍術伝書『忍秘伝』『蒔菱之事』には「家内ニ忍入テ人ヲ出ルヲ防キ、我退クニ便ヲ成スニ是ヲ用ルトキ、鉄ヲ以テモ作り、又竹ヲ以テモ作ル」とあり、図44のとおり挿絵も掲載されている。この図の撒菱は、両端を尖らせた二本の針金を弧状にまげて中央で接合するものと考えられる。九〇度ひねった状態で接合することで、常に一つの尖端が上部を向く構造が確保される。図下に「爪長一寸五分、是ハ鉄ニテ作形ナリ、又竹ヲ用ルニハ長二寸程二切テ、十文字を貫先ヲキリヲキニシテ用ユル也」と書かれており、鉄製または竹製のものがあったことがわかる。竹製では構造が異なるようだ。

尾張に伝わる別の忍術伝書『用間加條伝目口義』（蓬左文庫）「菱結配様之

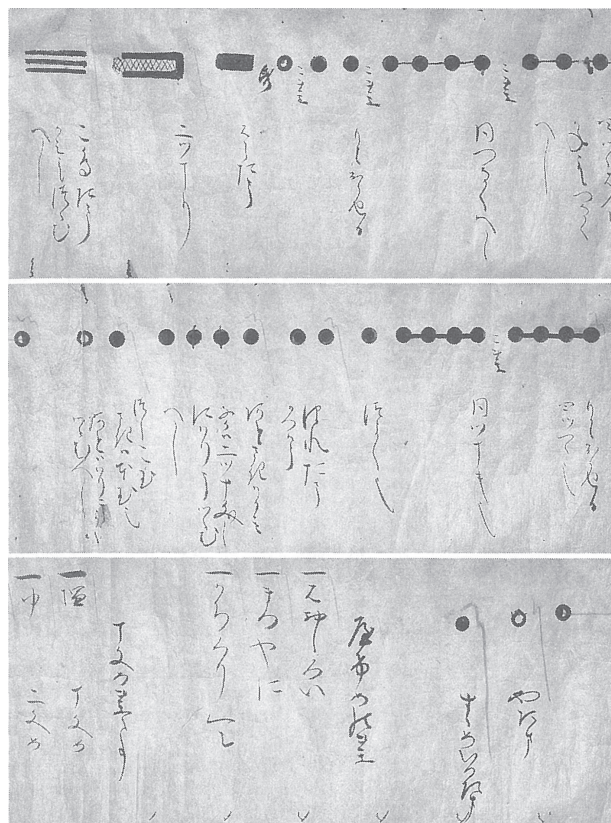


図 42 『玉こしらへの事』に描かれた変わった形状の銃弾
註64より引用。

事」には、「ヒシハ鉄ニ制シ、皮袋ヘイレテ持行テ、帰りニ若追カケラレント思トキニ蒔捨テカエル也」と記されている。敵を殺傷することより、逃げる際に敵の進みを止めるのが使用目的だったことがわかる。さらに「急ナルハ竹ノ跡先キリソキニ同竹釘ヲ十文字ニ打テ用ルナリ、口占、釘ハ少シ炒ルナリ、又、丸キ板ニ鉄釘ヲ三本ツ、前後打チカヘテモ用ルナリ、此釘ハ一ヘン赤ミソ付テ焼テミカキタテ、用ユ、口占」とある。臨時の場合には、『忍秘伝』と同様の構造の竹製のものや、鉄釘を用いた便宜的な構造のもので代用せよとされている。異構造のものは飽くまでも代用品だ。

一方、川越歴史博物館所蔵資料にみられる実在の撒菱は、鉄菱に限られる。先述のとおり、鉄板に切り込みを入れて四本の和釘様の針を造って先に逆りを付し、針の頂点を結ぶ線が正三角錐をなすように曲げ整えたものだ。古代中国のものより複雑で、現在の鍛冶技術では製造は簡単ではないという(註66)。中之条町歴史と民俗の博物館所蔵資料の中には、現代の所産が疑われるものの、『忍秘伝』掲載図(図44)とはほぼ同じU字形の針金二本を接合したものも存在する。

これらのような鉄菱であれば、踏みつけた敵に深手を負わせることができるが、忍術伝書にあるように、時間稼ぎの補助的な武器だとすると、製造に手間がかかりすぎ実戦向きでないようにも思える。敵の動きを一時的に止めることが目的なら、広く撒いて簡単に通過できなくすることが肝要であるため、製法が簡単で材料が安価な方が望ましい。土製撒菱はこの点では優位だ。

ところで、忍術伝書を除くと、撒菱についての記録は、非常に簡易な紹介か軍記における戦での使用状況説明程度に限られてしまう。

戦国末期に編纂され一六〇三年に出版された『日葡辞書』には、地面に刺し敵の通行を困難にするとの意がみえる。一七世紀中頃に成立した『播

州佐用軍記 上』には、天正五年(一五七七)、播磨国赤松氏が豊臣秀吉軍に対した際、豊臣騎兵の追尾を止めるため、上月城代の高嶋七郎兵衛尉が「草の袋に入て持たる鉄菱竹菱を退く後細道に百歩計か程より蒔たりける」という記事がある。豊臣軍の騎兵は、「件之菱に馬乗かけて、忽馬倒れ人顛弥上に落重」なつて、足止めされたと記されている。撒菱の構造・使用法や鉄菱・竹菱の区別の記述はなく、使用されたことのみを紹介したに過ぎない。

幕末から明治期になると撒菱の存在は広く認知されていたらしい。安永六年(明治二〇年(一七七七)一八八七)に刊行された『倭訓栞』には、「軍用にいへるは、通鑑に鉄菱と見えたり」とある。この記事は『古事類苑』にも引用されている(註67)。撒菱は存在こそ武士に広く知られていたが、詳細な構造や使用法は武士にとって重要ではなく、普及していなかったようだ。

認知科学的な理論に基づいてこれらの文献記録の在り方を見ると、武士と忍びそれぞれにとつての武器としての撒菱の重要性や武器カテゴリーにおける位置づけがよくわかる。近世初期以来、一般の武士たちの認知

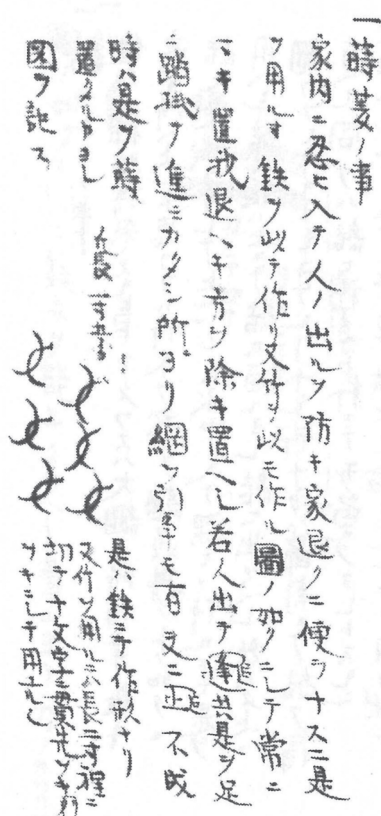


図 44 『忍秘伝』に掲載された撒菱
引用元は、「はじめに」に示した。

構造(記憶)には撒菱の「概念」しがなく、製作に足るだけの詳細な情報は伝わっていなかった。一般の武士にとっては武器の範疇ではあるが、常用すべき武器ではなかったのだ。一方、忍術伝書には詳細な情報が記されている。忍びにとつては重宝な常用武器と認識されていたことがわかる。

一般の武士の間での詳細な情報伝達がない以上、撒菱は近世以前から、忍びの中で詳細な情報が伝達されてきた武器だとみなさなければならぬ。撒菱は、まさに忍器、忍び特有の特殊武器だったのだ。

これを前提にすると、八王子城で土製撒菱を用いた特殊武装集団の活動が見えてくる。

上杉勢・前田勢の侵攻を前に、八王子城内では備えが進められていた。このとき、主な武将が物資をとまなつて小田原城に籠城したため、八王子城に十分な武器・武具は残されていなかった。圧倒的な兵力を前にしたとき、材料を得やすい補助的な武器を調えた可能性は高い。

土製撒菱を準備した者たちは、撒菱に特有な正四面体の構造上の原理と使用方法を理解しており、かつ素焼きの焼き物の製造に関する十分な知識と経験をもっていた(あるいは土器職人に製造を委託できる状況にあった)と考えられる。撒菱の構造は、忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団特有の知識で、土器の製造法も一般的な武士とは異なる職能集団の知識だった。土製撒菱の製造に関わった者たちは、双方の知識を合わせ持ち、平素から製作・使用の鍛錬を積んでいたと思われる。

土製撒菱は、紛れもなく忍器のカテゴリに属するもので、製造・使用した者たちに、重要な忍器の一つとして認知されていたものと結論できる。

(三)特殊武器のルーツを探る——土製撒菱——

それでは、土製撒菱とともに発見され、他に発掘調査で出土もしている単純な土玉の用途や製作・使用の主体者については、どう考えればよいか。

土玉群は、おおまかに大型品と小型品の二種類に分けられる。大型品は、直径三・九センチメートルのものが最大で、以下、三・二―三・八センチメートルまで、連続的な粒径分布となっている。素地土は精製され、成形・焼成とも丁寧で、素焼き製品としては堅く焼かれている。土製撒菱と同じだ。大型品は、表面に煤が付いた黒色の焼き上がりにも特徴がある(図36の主に黒色のもの)。

一方、小型品は直径二・六センチメートル以下、最小のものが〇・八センチメートルで、明確な規格性はみられないが、大小ある土製撒菱と似た大きさであるようにみえる(図36の主に酸化焼成のもの)。

これらは土製撒菱とともに採集されており、焼き物の製造工程の性格上、同時に製造され、同時かつ多量に使用されたものと推測できる。特に、同程度の粒径に製作された小型品の一群については、土製撒菱と類似の使用方法の特殊武器である可能性を追求する必要がある。

ここではまず、小型品の用途を検討してみたい。

通常戦国期の城跡で出土する土玉は装飾品や数珠玉であり、各地に散見される。しかし、紐通し孔のない球体の土玉は、関東中心に概観したところでは、戦闘が行われた八王子城跡・金山城跡のほか、滝山城跡(現東京都八王子市)程度にしか見られない(註68)。戦闘関連の遺物、武器の一種であろう。

土製撒菱との多量かつ同時使用の可能性を追求すると、考えられる用途は、撒菱と同じく敵前への撒布による敵兵の足止めではないか。急ぎ進む敵兵の足を一時的に止め、あるいは速度を削ぐには、足元に土玉を

多量に撒くことで不足はなかったように思われる。敵兵は、甲冑を着用し、鎧や刀・銃・弓などの武器、あるいは旗指物等を持ち、足元はおそらく草鞋または馬上靴であった。固い球に乗れば、転倒させることが可能で、捻挫や骨折の可能性もある。少なくとも安易に踏み込めば非常に痛く不安定で、容易に進むことはできなかったはずだ。土製撒菱と同時に使用すれば足裏に負傷させることも可能だ。夜間や建物内の暗がりであれば、その効果は絶大であったと思われる(註69)。しかも製造が容易で、構造が複雑な土製撒菱の製造数を抑えることもできる。

こうしたことから、本書では、小型品の一群の用途を、敵兵の足元に撒くことでその足を止めるための補助的な武器と推定し、「土製撒玉」と呼称する。この用途の忍器は近世にはみられず、戦国期特有のもので、後世に繋がる系譜はないのかも知れない。

土製撒玉も土製撒菱同様に、完成された形状で、安定して製造されており、その原理・効果や製作方法・使用方法を理解した者たち(集団)が製造・使用を担ったことは疑いない。八王子城の場合、土製撒菱と同じ、忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団が製造・使用した臨時的な特殊武器であったと考えられる。

右記のことから、粒径が似る金山城跡出土の土玉も、撒玉として製作された可能性が高いと考える。金山城が北条氏に属した際に、製作方法などの情報が提供されたのかも知れない。現状では、金山城跡出土資料は、八王子城跡のものより不整形で素地土も粗く、製作者の記憶¹¹認知構造に若干の相違を認める。ただし、その要因は不明だ。

(四)特殊武器のルーツを探る——土製投げ玉——

それでは、大型の土玉の用途はどうか。

土製撒菱と同程度の粒径の小型品との違いは、粒径の外、「燻し焼」(炭化焼成)によること、半球状に破断しているものや表面に剥離のあるものが多いことだ。炭化焼成の状況は、破断面や剥離面のあるもので確認すると、内部が酸化焼成となっていることから、意図的に燻したものだと思われる。一旦八〇〇程度の酸化炎で素焼きして煤を焼き切り、その後、冷ましの過程で窯に薪を投入する等して炭化焼成し、表面を黒色処理したものだ。

また、破断面や剥離面には、打点が見られる。しかし、高速で衝突して破裂し粉碎した形跡はなく、形状を保った状態で破断しており、鈍重な力が短時間加えられた様子が伺える。押圧による剥離・破断に近い状態だ(図36左上の破断資料)。銃砲の射出や命中による破断ではなく、むしろ投擲による城内施設の石垣や石敷等への命中、もしくは踏みつけたために生じた剥離や破断と考える方が合理的だ。

発見された場所が土製撒菱や土製撒玉(小型の土玉)と共通していることから、大型の土玉も八王子城内でこれらと同時に作られ、その用途も敵兵の足を一時的に止めるために用いられたものとしてよいだろう。具体的には、護身用の投擲武器「投げ玉」、もしくは大型の撒玉として用いられたものと考ええる。小型品の土製撒玉には、破断はみられないので、投げ玉としての用途がより支持できる。

そこで、本稿では炭化焼成された大型の土玉を「土製投げ玉」としておきたい。なお、撒玉として有効な状況があるとすれば、粒径からみて、屋外の不整な地盤への撒布かも知れない。地面の凹凸に対して、粒径の大きさが効果を発揮する。この場合、黒色土壌が表層を覆う八王子城では、燻し焼による黒色処理の保護色効果も強く期待できる。先述した小型の土製撒玉が単なる酸化焼成の素焼きによる明褐色なのは、建物内の白木

床面での保護色効果を狙ったものかも知れない。

なお、これらのことから、先に挙げた博多遺跡群の石球(註70)も投擲武器としての投げ玉や大型の撒玉として用いられた可能性を指摘しておきたい。

ところで、八王子城跡の土玉群には、他に、玉の中央に金属製の堅い軸や刃物の茎を差し込んだとみられる、断面長方形の孔をもつものが複数存在する(図45)。小さいものは直径二センチメートル程度、大きいものは三センチメートル程度で、やはり素焼きの土製品だ。これに両端に刃部がある刃物等を差し込んだ状態を想像すると投擲武器になるし、そのとき一方の刃部を地面に突き刺すと、他方が上方に尖端を向けることになり、『日葡辞書』にある用法の撒菱の一種になるのかもしれない(図46)。形状・粒径からこの資料の用途を特定するのは困難だが、土製撒菱・土製撒玉、あるいは土製投げ玉と同時に製作され、用いられたとすると、撒菱か投げ玉の一種と考えるのが妥当ではないか。少なくとも、同じ製作集団による特殊武器であるのは間違いない。『有孔土玉』と仮称しておこう。なお、同様の土玉は、甲斐武田氏の一族が移り住んで居城とした木崎城跡(茨城県北浦町)でも検出されている(註71)。

現在のところ、八王子城の戦いで忍びの役を担った者がいたとする文献記録は確認されていないが、土製撒玉・土製投げ玉・有孔土玉は、土製撒菱とともに、同一の忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団が製造し使用したと判断できる。この意味では、土製撒玉・土製投げ玉・有孔土玉も、戦国の忍びの可能性をもつ特殊武器だと認定できる。

六 特殊武器と忍び



図 45 八王子城跡で採集された有孔土玉

本稿で紹介した有角型石製平つぶて・同陶製平つぶて、土製撒菱、土製投げ玉は、原理・構造・機能が実在の忍びに共通するばかりでなく、開発・改良・伝承のシステムが、戦国期の一次史料からみた忍びの様相や、江戸初期の一次史料・忍術伝書の記述に合致する。さらに手近な材料を利用し臨機応変に武器を作るという方途もまた、戦国の武士の流儀や忍術伝書の在り方に合致する(註72)。こうしたことを思えば、これらの特殊武器を戦国期の忍び、さらには近世忍びのルーツと認定することに大きな問題はないと考える。また、土製撒玉については鉄製忍びと同機能のものがなく、忍術伝書の記載もないが、これらと同等に扱うことは許されるのではないだろうか。多くの検証を費やしたが、ようやく戦国期

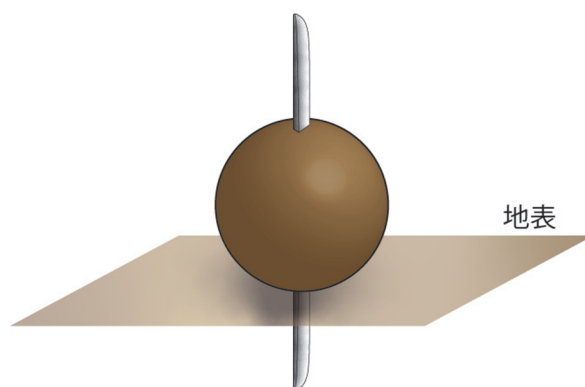


図 46 有孔土玉の撒菱としての推定使用法

に忍器和認定できる特殊武器を確認したのだ。

ただし、前稿(註73)で規定した「忍び」の定義から、「忍び」の語が人を表すのは、忍び戦術を任せられた場合に限られるため、特殊武器を使用した者たちは、正確に言えば忍びそのものではなく、忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団だということになる。

そして本稿では、忍器和みられる特殊武器に接近しただけでなく、それを作り用いた特殊武装集団の正体についてもできる限り追及した。本文中に示したように、特殊武器の分布範囲は単独の城郭(八王子城跡)や単独の武士と配下関わった城郭群(岩槻城跡と伊達城跡、あるいは八王子城跡と滝山城跡)に限られる。つまり忍器を作り使った特殊武装集団は、地域的な集団であつたと考えられる。本稿では、前稿同様、在地の土地所有状況から、彼らの構成員を推測した。文献記録からの手がかりが少ないため、考古学的方法との併用になったが、この方向性は大きく間違つたものではないと考えている。今後の検証・批判による前進を望みたい。

手裏剣投げは明治から昭和にかけて小説や映画で作られたイメージである、という発言を目にすることがある。先に記したところだが、最近の書籍では、明治時代以降、忍者像が形成される過程で、古武術の手裏剣術が忍者と結びついたと説明している(註74)。

しかし、本稿で示したとおり、幕末の忍びの中には、平型手裏剣を投げ鍛錬した者たちがいたようだ。さらに戦国期の忍びたちの中にも、平型手裏剣のルーツといえる有角型石製平つぶてを投げ、土製撒菱を撒いた者たちがいたとみられるのだ。今後、同様の資料の確認・観察を進め、個々の忍器の機能を示す構造を明確に記した実測図の作成を実施し、戦国期・江戸期それぞれの忍器の系統や関係性を把握していくべきだろう。

忍器(のルーツ)を携えた特殊武装集団は、攻め寄せる大軍の前に、落城寸前の城で命を懸けて人々の護衛を務めた。傭兵や陪臣であつたとしても、彼らには忠誠心があつたことを感じさせる。彼らは褒美の金銭を目的に参戦したかも知れないが、武士の心を持ち合わせていたのだ。一次史料の明確な証拠がほとんどない中、戦国の忍びを反体制の者たち(悪党)とする伝統的な見方には再考が必要だ。彼らが地域的な集団だつたということとは、その発生・存続に個別の事情を考慮しなければならぬからだ。

太平の世が訪れたとき、戦国の忍びの末裔が忍術伝書で正心を説いたのは、士官先へのアピールだけでなく、戦乱の中の記憶と誇りがその根底にあつたのではないだろうか。

付編 本田氏館の比定地について

忍びの母体となつた特殊武装集団の本拠の例として、本稿でも幾度か言及した本田氏館跡について、前稿では、現在も土塁や堀が残る上本田郷内の「本田館跡」または「本田城跡」と呼ばれる遺構を比定地とした(註75)。しかし、文禄四年(一五九五)の検地帳「上下本田郷御縄打水帳」(「真下喜一家文書」・「中島俊一家文書」)の記録では、本田氏宗家の主 本田右近の所有地・屋敷地は下本田郷内にある。前稿で説明が不足し、本稿でも言及したため、本田氏の本拠について簡単に補足しておきたい。

『川本町史通史編』(川本町編 一九八九)では、本田氏屋敷の縄除け地を示した絵図(図47、本田瑛男家所蔵絵図)から屋敷地を下本田郷内の本田氏居住地に比定している。『新編武蔵風土記稿』には、旧家本田親常子孫の五郎兵衛屋敷の記述があり、文禄の検地で縄除けされたとされ、絵図の記載と一致する。当該地には、その後も本田家が継続して居住している。

しかし、『川本町史通史編』自身が指摘するとおり、この比定地は検地帳に「本田右近 持」とあり、右近の持ち分であったが居所でなかったことが明示されている。

一方、江戸中期の史家福島東雄による『武蔵志稿』には「本田屋敷ト云所アリ、近常カ居跡トナシ地形崩テ不詳。陣跡アリ、上下本田入会ノ原ニ

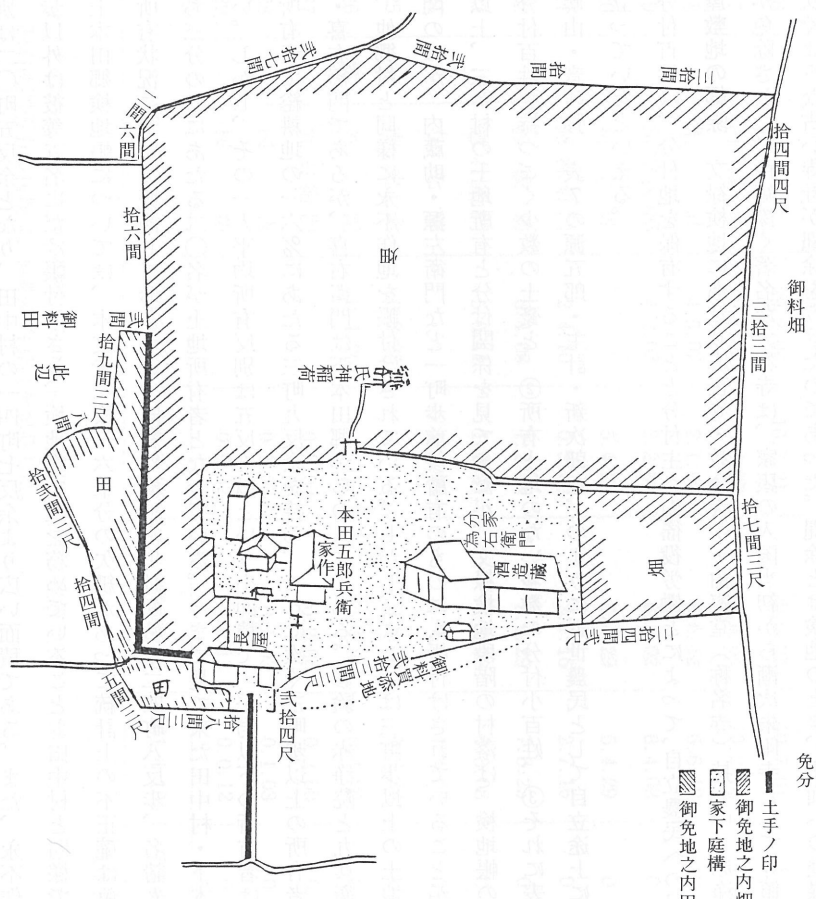


図 47 縄除け状況を記した下本田郷の本田氏屋敷絵図
『川本町史通史編』（川本町編 一九八九）より引用。

其形在、要害ノ地ニアラス、平原ノ中央四方山ナシ川ナシ岡ナシ、是ハ応安二年二月上杉朝房、畠山左エ門佐得本等ノ跡ニヤ。」とある(下本田の屋敷地は北が荒川に接している)。「新編武蔵風土記稿」では、方二町の土塁に囲まれた陣屋跡があるとされている。この記録に照合できる現地の遺構は、前稿に挙げた上本田郷の本田館跡(本田城跡)の他にない。南西には陣屋とみられる遺構も確認されている(註76)。現在、この遺構は室町期に構築された本田氏の居所、あるいは鎌倉期の本田近常の館跡として周知されている。

表層の状況とソイルマークからみて、この遺構は「平原中央」から北に離れた荒川段丘崖まで広がる可能性があり、要害的要素も備えている。また、東に菅谷城から北上する南北陸路に接し、北には松山城から荒川沿いに鎌倉街道の寄居渡河点に至る東西陸路がある。近世の記録によれば、南北陸路の荒川岸には、対岸の田中村まで荒川を渡る上松ノ渡植松の渡)も存在していた(『新編武蔵風土記稿』等)。

これらのことからみて、戦国期の本田氏が、水陸交通路を押え、本田郷全体を統治する城館として、前稿で紹介した本田館跡(本田城跡)を入会地に築き居住して、下本田郷の屋敷は空けていたとみるのが妥当であろう。

現状での見方にすぎないが、改めて記しておきたい。なお、本田の忍びに対応した特殊武装集団の能力を考える際、川舟を用いる戦技が含まれていた可能性も考慮すべきであろう。

また、前稿(註77)で、本田部隊による忍び戦術の実行時期について、四月を春、八月を夏と記してしまったが、暦に沿えば前者が夏、後者が秋の誤りであった。謹んで訂正したい。

本稿の作成にあたり、以下の方々から多くの御教示や御協力をいただいた。お名前を記し、謝意を表すものとする。

新井浩文 加藤光男 河津美穂子 木津俊夫 佐々木建策 佐藤貴浩
佐野正晴 澤柳秀実 柴崎純子 島田孝雄 関根俊雄 高尾善希
谷口榮 近田雄一 中村陽平 中村渉 西山浩市 村山 修 柳沢誠
山田雄司 山口通喜 吉丸雄哉 渡辺俊経
川越歴史博物館 東北大学附属図書館 中之条町歴史と民俗の博物館
前橋市立図書館(敬称は省略させていただきました)

註

(1)「忍者」を「にんじや」とする読みは、昭和三〇年代末期の所産であるため、戦国期を対象とする本稿では「忍び」と称する。詳細は岩田明広 二〇二二年度埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展図録 実相 忍びの者」のとおり。ただし、現代の事象に関する表記で必要な場合は、「忍者の語を用いることがある。

(2)阿刀弘史 二〇一一「忍者」研究の現状と課題」紀要 設立四〇周年記念『財団法人滋賀県文化財保護協会による。前稿(註4)の文献で示したとおり、忍びは、夜間の潜入・乗取・放火等を行う軍の戦術と、その役を命じられた人や集団を指す語であり、定役ではないため、忍びを作り使う者が常に「忍び」であったわけではない。本稿でいう戦国の忍びは、忍びを命じられた者だけでなく、その母集団である忍び戦術実行に対応できる鍛錬を実施していた特殊武装集団に特有の武器や道具を指す。

(3)現代では「忍具」と呼ばれることが多く、最近の研究書や論文でも「忍具」が主に用いられているようにみえる。しかし、代表的な忍術伝書『忍秘伝』に「忍道具」、「正忍記」には「道具」とあり、『萬川集海』を含め、「忍具」の語はみられない。本稿では『萬川集海』の記述に従い、「忍器」の語を使用する。

(4)岩田明広 二〇二二「戦国の忍びを追う―葛西城乗取と羽生城忍び合戦―」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一四号

(5)認知科学の成果を歴史学に応用する理論については、岩田明広 二〇〇五「型式学理論の基礎的研究(上)」『埼玉考古』四〇 埼玉考古学会、「同(中)」同四一、「同(下)」同四二で構築した。概要は、岩田明広 二〇一〇「認知考古学―事例研究による方法論の展望―」『縄文時代の考古学』二二 同成社に紹介してある。
(6)註5に同じ。

(7)中島篤巳註訳 二〇一五「完本 萬川集海」国書刊行会
(8)吉田豊編 一九六八『武道秘伝書』徳間書店などによる。

(9)佐藤強志 二〇一八「そろそろ本当の忍者の話をしよう」株式会社キャンビット

(10)周藤千尋ほか 二〇一六『The NINJA 忍者ってナンジャ!?!公式ブック』角川書店、藤田西湖一九六四「図解手裏剣術」井上図書による。藤田は甲賀流忍術一四世を自称し、忍術を学び研究した。忍術の授受・修行等の経歴の主張に問題があるが、武術の研究成果については傾聴すべき部分もある。なお、『萬川集海』に掲載される忍びの構造や使用法は、相磯洋一 二〇〇三『萬川集海』に見る忍びのデザインの考察「安田女子大学紀要」三二に詳しい。本稿では、近世の忍術伝書上の忍びの構造を対象としないため、詳細は当該文献を参照いただきたい。

(11)二〇一九年八月一日から一八日まで群馬県東吾妻町コンベンションホールで開催された「日本最大級忍者の武器・道具大展示会」会場で、八月一四日に山岸氏ご本人から私自身が直接聴取した。

(12)三重大学山田雄司氏にも御教示いただいた。

(13)田村栄太郎 一九八八『考証 忍び物語』雄山閣に、先行研究がある。

(14)後述する福井藩松平家の忍びは、道中の警護とそれともなう急な情報収集が任務であり(註22参照)、同様の役が想像される。

(15)山田雄司 二〇二〇「松江藩の忍び」忍び・忍術学講座二〇二〇年度前期第6回、同 二〇二二「伊賀・甲賀の忍びと忍び研究の現状」埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展関連講演会の講演及び同資料

(16)佐藤三郎 一九七五『庄内藩酒井家』中央書院

(17)上田哲也 二〇二〇「熊本藩細川家の忍び」『忍び研究』第三号 国際忍術学会

(18)高尾善希 二〇二〇「川越城下かさね地図」文星舎 櫻井印刷所に紹介されている。

(19)戸部新十郎 二〇〇一『忍者と忍術』中央公論新社、山田雄司 二〇一六「忍者の歴史」角川選書、佐藤強志 二〇一八「そろそろ本当の忍者の話をしよう」

(20)埼玉県 一九八九『埼玉県史 通史編4』

(21)山口正之 一九六三『忍者の生活』雄山閣

(22)長野栄俊 二〇一八「福井藩の忍びに関する基礎的研究」『忍び研究』第一号 国際忍術学会

(23)註22の文献に同じ。大正四年(一九一五)成立の「福井藩役々勤務雑誌」の記事を『福井藩史事典』(一九七七、歴史図書社)から引用とある。

(24)『萬川集海』には二〇〇を超える火器が掲載されている。『忍秘伝』も巻之一には冒頭部分に火術と火器の記述があり、巻之三の忍びの項でも頭書部分には火器の解説が並んでいる。

- (25) 岩田明広 二〇一三埼玉県行田市埼玉古墳群鉄砲山古墳で発見された忍藩角場について『統砲史研究』第三七六号 日本統砲史学会
- (26) 早坂義文 二〇一三『手裏剣術考』『武道学研究』第四六号
- (27) 小川渉 一九三二『会津藩教育考』会津藩教育考発行会『第二十四宅稽古場』
- (28) 成瀬閑次 一九四三『手裏剣』新大衆社
- (29) 中嶋哲也 二〇一六日中戦争以降における武道の戦技化の起源とその背景…武道震災委員会の審議過程の分析『武道学研究』四九、坂上康博 二〇〇九『武道界の戦時体制化―武道綜合団体「大日本武徳会」の成立―』
- 『幻の東京オリンピックとその時代 戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社等。
- (30) 周藤千尋他 二〇一六『The NINJA―忍者ってナンジャ!?―公式ブック』
- (31) 註19の山田雄司の文献に同じ。
- (32) 山田雄司 二〇一八『「チャネルガイド」8月号』忍者の聖地 伊賀』及び山田雄司氏御教示による。図8は、今村嘉雄編 一九六七『史料柳生新陰流 上巻』人物往来社、今村嘉雄 小笠原清信、岸野雄三編 一九六六『日本武道全集』第一巻剣術 人物往来社より引用の上作図。
- (33) 註28に同じ。
- (34) 吉丸雄哉 二〇二二(一)までわかった忍者の文学史』伊賀連携フィールド忍者文化協議会 忍者・忍術学講座二〇二二年度前期第5回による。
- (35) 藤田西湖 一九六四『図解手裏剣術』井上書店
- (36) 藤田による収集資料は、藤田自作の多数の手裏剣とともに、現在小田原市立図書館に収められている。また、藤田は製作した手裏剣や武術資料を伊賀流忍者博物館にも残し、現在も同館に展示されている。なお、それらと川越歴史博物館所蔵の手裏剣を比較すると、近世の所産とみられる手裏剣が刀剣の鎗造りに倣って製作されているのに対し、藤田によるものは鉄板を切り抜いた造りになっており、前者が縦横一〇センチメートル程度、後者は九センチメートル程度と、異なっていることがわかる。この傾向は、藤田以外の手になるとみられる現代製作の手裏剣にも共通する。
- (37) 吉丸雄哉氏の御教示による。
- (38) さいたま市遺跡調査会二〇〇五『岩槻城竹沢曲輪跡(第一地点)・岩槻城二の丸跡(第五地点)』さいたま市遺跡調査会報告書第四三集
- (39) 渡部丈夫ほか一九九五『大和田陣屋跡・今羽丸山遺跡』大宮市遺跡調査会報告書第二二集
- (40) 註39に同じ。
- (41) 近世の「大和田陣屋跡」については、詳細が不明で、位置についても明確な証拠が得られていない。発掘調

- 査報告書では、発見された戦国期遺構群の位置とは異なり、南側にずれた場所にあった可能性が指摘されている(さいたま市遺跡調査会 二〇一六『大和田陣屋跡(第5・6次)』さいたま市遺跡調査会報告書第一七三集)。
- 表層に残る土塁や堀が他所に認められないこと、発見された戦国期遺構群や図14に示した城館跡の表層への反映とみられるソイルマークの状況からみて、当該遺構群は戦国期の地下遺構の反映の可能性が高く、当該地の字名に残る伊達城跡と推定すべきものと考ええる。このことから、本稿では、埋蔵文化財包蔵地名「大和田陣屋跡」を避けて、「伊達城跡」と呼称する。「つぶて」検出時の調査区で確認された遺構は、掘立柱建物跡二六棟、土坑一九五基、井戸跡一四本、溝跡一四条、柵列九列、ビット一〇七四基とされている。出土遺物は二から一七世紀の所産だが、中心は一五・一六世紀の在土器と瀬戸・美濃・常滑産陶器であり、多くが戦国期に収まる。一七世紀代の遺物は、二・三号溝跡と遺構外からの出土に限られる。一五世紀以前の土器・陶器も出土しており、報告書では、先ず伊達氏に先んじた土豪の館があり、後に伊達城に改修された可能性も指摘されている。しかし、遺構レベルで明確に土豪の館跡と伊達城跡を区別するだけの証拠はない。遺構の時期からみて、少なくとも伊達氏の居所であったことは確かだ。正確には「伝伊達城跡」とすべきかも知れないが、他に推定地がないため、本稿では「伝」を略す。
- (42) 註39に同じ。
- (43) 小川岳人 一九九五「つぶて」について『大和田陣屋跡・今羽丸山遺跡』大宮市遺跡調査会報告書第二二集
- (44) 嶋村英之 二〇二二『騎西城跡・騎西城武家屋敷跡KB14区調査―中近世編―』加須市埋蔵文化財調査報告書第一四集
- (45) 谷口榮 二〇一〇「出土板碑の「視点―造立の「場」と「時」を失った葛西城出土の板碑」『考古学ジャーナル』六〇二号、葛西城址調査会 一九七五『青戸・葛西城址調査報告Ⅲ』、葛西城址調査会 一九七六『青戸・葛西城址Ⅱ区調査報告』、葛西城址調査会 一九八三『葛西城・葛西城址発掘調査報告』、永越信吾・山城雅美 二〇〇一『葛西城X-X』葛飾区い遺跡調査会調査報告第47集、及び谷口榮氏の御教示による。
- (46) 太田氏教育委員会 中村渉氏の御教示の他、中村渉ほか 二〇二〇『史跡金山城跡』伝土屋敷地区・釘貫戸張地区の調査報告と総括』『太田市埋蔵文化財発掘調査報告書』加藤良彦 一九八七『博多区―博多遺跡群第30次調査の概要―福岡市埋蔵文化財調査報告書第一四九集 福岡市教育委員会、飯屋喜一郎ほか 一九九六『泉南市遺跡群発掘調査報告書13』『泉南市文化財調査報告書29』による。
- (47) 中沢 厚 一九八一「つぶて―ものと人間の文化財四四―」
- (48) 岩槻市一九八五『岩槻市史 通史編』岩槻市役所市史編さん室
- (49) 註43に同じ。
- (50) 大宮市教育委員会一九八二『大宮市文化財調査報告』第十七集、大宮市教育委員会一九八六『大宮の文化財』

一 大宮市教育委員会一九八八『大宮市文化財調査報告』第二四集

(51) 名請人・耕作者とも、仮名遣いが異なるが同音で発音する者や地域を異にした同名の者などがいるため、地域を隔てた仮名遣いの違う同音の者は別人として数えた。

(52) 註4に同じ。

(53) 伊達房実が大和田村に入市したのが天正一〇年(一五八二)だとすると、特殊武装集団の養成・鍛錬は、それ以前から地域を実質的に支配していた土豪(四郎右衛門)によるものだと考える方が理解しやすい。忍び・戦術実行に対応できる特殊武装集団が伝わる知識・技術は、緑泥石片岩を六角形に加工したように、独自性が高く、伝統的なものであり、鍛錬に時間を要するとみられるためだ。

(54) 近代以前の農地所有の考察では、一般的に一町以上の所有者を自作農と捉えることが多い。しかし、江戸後期以後の土地所有状況でさえ、地籍以外の農地の所有がある場合も少なくなく、検地記録に残る土地所有状況は過少な記録になっていることを念頭に置かねばならない。大和田村における土地所有者数は、五反未満が相当多い状況にあり、それ以上の土地所有者数の状況とは明らかに異なる。このことから、本稿では五反以上の土地所有者を小自作農として扱った。ただし、本文にも記したように、自前で武器を調達できるような本来の安定した自作農は、一町以上の土地所有者と考えている。この考え方は前稿も同様で、主に、中西僚太郎の業績(二九〇)『明治末期～昭和初期における自作地主の農業経営と労働力構成茨城県結城郡八千代町・中島家を事例として』『人文地理』第四二巻四号 人文地理学会によっている。

また、北条氏の着到帳を分析した佐脇栄智は、五貫文の知行地に一人を基準に軍役を賦課していると試算しており(一九八二)後北条氏の軍役『日本歴史三九三号』、弘治二年(一五五六)の『結城家法度』松平基則氏所蔵文書、東京大学史料編纂所影写本)にも「一五貫の手持ならば、くそくかふり物もち、くそく馬をはかすへく候、十貫の所帯ならば、一疋一りやうにて被出へく候、十五貫よりうへ八陣参いたすへく候、各被申付候とある。かつて小和田哲男が『小田原衆所領役帳』等の分析に基づき、北条氏の基本的な貫高を水田一反五〇〇文、畠一反一六五文、着到帳の軍役平均を一人の召集に対し七貫文とした試算に従っても(小和田哲男一九七六『戦国大名後北条氏の百姓と侍』静岡大学教育学部研究報告 人文・社会科学篇二七号)、侍身分として軍役を課される者は、水田で一町四反、畠では四町二反以上の知行が宛行われている者となる。地籍外であったり検地で除外されたりする農地を考慮すると、大和田村でも一町以上の水田所有者が侍身分として軍役を課された者たちであった可能性が高いと考える。

(55) 文化日本前装銃射撃連盟ホームページによる。令和三年春、太田市教育委員会の中村渉氏より、金山城跡釘貫戸張地区で、他に直径一・六センチメートルの土玉が出土していることを御教示いただいた。実物は、焼成前の乾燥時に一部に平坦面ができてしまった不整な球形で、同様に計算すると、体積は二・一四立法センチ

メートルとなり、鉛弾計算で二四・三グラム、六目玉から七目玉相当となる。掲載報告書は、註46の中村渉ほかによる文献に同じ。

(56) 註25に同じ。

(57) 岩田明広二〇〇四『大筒から花火筒へ』紀要第四号、さいたま川の博物館

(58) 戸井晴夫ほか一九八七『八王子城跡Ⅹ 一九八六年度確認調査報告書』八王子市教育委員会、新藤康夫ほか一九八九『八王子城跡Ⅹ 一九八七年度確認調査報告書』八王子市教育委員会

(59) 概要は、二〇二二年九月に実施した埼玉県立嵐山史跡の博物館セミナー「戦国の忍びを考える―武蔵国での戦いをめぐって―」の村山 修氏の発表「八王子城跡の発掘調査と忍びの足跡」で公にされている。

(60) 村山修・三浦麻衣子二〇一九『八王子城出土の鉄砲弾について』『武田氏研究』第六〇号

(61) 戦国大名が個々に開発していた金銀山を公儀のものとした秀吉は、全国の新金銀山から多量の金銀を伏見に納めさせた。慶長三年の「蔵納目録」によれば、当時、上杉景勝所領の越後黄金山(鳴海金山等)からは、黄金一二四枚四兩一匁の金が納められている。全国の三分の一を占める量にあたる。天正末年頃の上杉氏の資金力が優れていたことを知ることができる。

(62) 平尾良光二〇一八『日本の歴史における産地推定のための鉛同位体比価』『帝京大学文化財研究所研究報告』第一七号では、西国の大名が国産鉛・輸入鉛を入手して銃砲弾を製造していたとするが、室町将軍や豊臣氏との関係から、上杉氏も同様であったと考えられる。

(63) 小松敏盛一九八四『八王子城の土弾』『八王子城山』創刊号による。小松敏盛氏は採集者茂盛氏の弟にあたる。この文献の存在は、村山修氏の御教示による。

(64) 宇田川武久二〇〇二『鉄砲と戦国合戦』歴史文化ライブラリー一四六 吉川弘文館

(65) 東京国立博物館他編集二〇一九『図録三』『三国志』に写真が掲載されており、その特徴を具にみることができる。

(66) 川越歴史博物館の西山浩市氏が現代の鍛冶職人に尋ねた。西山氏御教示による。

(67) 『日葡辞書』『播州佐用軍記』『倭訓栞』に撒菱の記載があることについては、八王子市郷土資料館柳沢誠氏の御教示による。

(68) 澁山城跡での確認については、村山 修氏の御教示による。註59の村山氏発表でも公にされた。

(69) 敵兵の足止め効果を検証するため、信楽白並澁土を用い、炙り三時間、二〇〇度から一時間一〇〇度で昇温、最高温度八〇〇度一五分練らし、一時間一〇〇度以下で冷却する焼成で、再現製作した。特に、土製撒菱は、軍足を重ね履きする程度では、足全体の重さをかけたただですでに痛く、全体重をかけると、足裏に棘状突起が刺さる恐れが高かったため、それ以上の検証ができなかった。一方の土玉(土製撒菱も足裏のツボを刺激す

る道具に似て、相当の痛感があったが、何より不安定で、速歩や走行時に乗り上げると、転倒の危険が極めて高いことがわかった。なお、土製撒菱の突起は、野焼きすると、最初の炙りで欠損してしまう場合が少なくなかった。窯での焼成であろう。

(70) 註46の加藤良彦による報告に同じ。

(71) 茨城県一九九六『木崎城跡』茨城県教育財団文化財調査報告第一〇九集

(72) 臨機応変の戦国の流儀は、竹束や土木材料に顕著にみられる。岩田明広 二〇一九『企画展 戦国大名は如何にして軍需を調達したか』埼玉県立嵐山史跡の博物館による。江戸時代の武器に金属製で精巧なものが多いことは、対照的だ。

(73) 註4に同じ。

(74) 前掲註30に同じ。

(75) 註4に同じ。

(76) 埼玉県立歴史資料館編 一九八八『埼玉の中世城館跡』等

(77) 註4に同じ。